明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成三年四月二十六日

○第百二十回国会 参議院会議録第二十二号

平成三年四月二十六日（金曜日）
午前十時二分開議

○議事日程　第二十二号
平成三年四月二十六日
午前十時開議
第一　国務大臣の報告に関する件（自衛隊掃海艇等のペルシャ湾への派遣に関する報告について）
第二　故李方子女史（英親王妃）に由来する服飾等の譲渡に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第三　麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第四　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案（内閣提出、衆議院送付）
第五　地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第六　日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第七　日本放送協会昭和六十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
第八　日本放送協会昭和六十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
第九　競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一〇　行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一一　育児休業等に関する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件
一、請暇の件
以下　議事日程のとおり

○議長（土屋義彦君）　これより会議を開きます。
この際、お諮りいたします。
中西珠子君から海外旅行のため十一日間の請暇の申し出がございました。
これを許可することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（土屋義彦君）　御異議ないと認めます。
よって、許可することに決しました。

○議長（土屋義彦君）　日程第一　国務大臣の報告に関する件（自衛隊掃海艇等のペルシャ湾への派遣に関する報告について）
内閣総理大臣から発言を求められております。
発言を許します。海部内閣総理大臣。
〔国務大臣海部俊樹君登壇、拍手〕
○国務大臣（海部俊樹君）　一昨日、臨時閣議において、自衛隊掃海艇等のペルシャ湾への派遣を決定いたしましたので、御報告申し上げ、御理解と御協力をいただきたいと存じます。
御承知のとおり、昨年八月二日のイラクのクウェートに対する不法な侵攻及びその併合に始まった湾岸危機については、イラクが正式停戦のための国際連合安全保障理事会決議六百八十七を受諾したことに伴い、正式停戦が成立いたしました。
ペルシャ湾には、この湾岸危機の間に、イラクにより多数の機雷が敷設され、これらがこの海域における我が国のタンカーを含む船舶の航行の重大な障害となっております。このため、米国、英国、フランス、ドイツ、ベルギー、サウジアラビア、イタリア及びオランダは、掃海艇等を派遣し、機雷の早期除去に努力しているところでありますが、なお広域に多数の機雷が残存しており、これらの処理を終えるには相当の日月を要する状況にあります。
ペルシャ湾は、世界の原油の主要な輸送経路の一つに当たっており、この海域における船舶の航行の安全が一日も早く回復されることが、国際社会の要請となっております。
この海域における船舶の航行の安全の確保に努めることは、今般の湾岸危機により災害をこうむった国の復興等に寄与するものであり、同時に、国民生活、ひいては国の存立のために必要不可欠な原油の相当部分をペルシャ湾岸地域からの輸入に依存する我が国にとっても、喫緊の課題であります。
こうした状況を踏まえて、政府は、一昨日、安全保障会議及びこれに続く閣議において、自衛隊法第九十九条に基づく措置として、我が国船舶の航行の安全を確保するために、ペルシャ湾における機雷の除去及びその処理を行わせるために、海上自衛隊の掃海艇等をこの海域に派遣することを決定いたしました。
できるだけ速やかに準備を整え、関係諸国の理解と協力を得て、実行することといたしたいと存じます。
今回の措置は、正式停戦が成立し、湾岸に平和が回復した状況のもとで、我が国船舶の航行の安全を確保するため、海上に遺棄されたと認められる機雷を除去するものであり、武力行使の目的を持つものではなく、これは憲法の禁止する海外派兵に当たるものではありません。
歴史の深い反省に立って誓った「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」という平和国家の理念を将来にわたり堅持する決意に変わりはありません。
国際社会において大きな責任を果たすことが求められている我が国としては、資金、物資の面での支援のみならず、これらとあわせて人的な支援を行っていくことが必要であることは広く御理解をいただいているところでありますが、今回の措置は、船舶の航行の安全の確保及び被災国の復興という平和的、人道的な目的を有する人的貢献策の一つとしても、意義を有するものと考えます。
重ねて、皆さんの御理解と御協力を切に希望するものであります。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。竹山裕君。
〔竹山裕君登壇、拍手〕
○竹山裕君　私は、自由民主党を代表して、ただいま総理から報告のあった掃海艇派遣に関しまして、総理に若干の質問をいたします。
昨年八月二日に始まりました湾岸戦争は、去る十二日、正式停戦が確認されました。この間、アメリカを初めとする多国籍軍は、国連の安保理決議に基づいて、国際正義にのっとり、イラクの暴挙を排撃、クウェートの主権回復のため血と汗による活動を展開した結果、湾岸に平和がよみがえったことを喜ぶものであります。日本として

は、憲法上の制約があって、武力の行使を伴う直接の平和回復の活動には参加できませんでした。しかし、平和回復と復興のための資金として都合二回にわたり百十億ドル相当額を拠出したほか、湾岸周辺国に対し二十億ドルの経済協力を行い、国民に痛みを伴う税制改革による及ばずながらの国際貢献を果たしたことは、それなりの実績として評価できるものであります。

今回の湾岸戦争を顧みて、いろいろな教訓が残されました。それを私なりに整理すれば、その一つは、憲法の前文にある「いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」ということを身をもって実践すべきということであります。今日、世界が相互に依存する関係にあって、日本は国際的に孤立してはその存在はあり得ません。これまで我が国はとかく、国際的な支援については、金は出すが人は出さないという立場をとり、国際的に批判を受けてきておりました。我が国憲法の希求する平和は、祈るだけや口先で唱えるだけでは求められるものではありません。国際情勢の現実に立脚した、それに対する責任も当然ながら果たさねばなりません。我が国として、これまでの人的貢献については、ややもするとその決断において多少おくれがちでありました。総理は、我が国として果たさなければならない国際的な人的貢献をどう考えておられるのか、御所見を承りたいわけであります。

さて、湾岸戦争は終結いたしましたものの、ペルシャ湾にはイラクの敷設した多数の機雷が今なお残っており、このため我が国のタンカーを含む船舶の航行が不可能となっております。資源の乏しい我が国が年間輸入する原油量は、二億二千七百六十八万キロリットル、それは実に東京ドームの百八十四杯分に当たる膨大な量であります。中東にその七割を依存し、ペルシャ湾はその主要な輸送経路の一つであります。その海域における船舶の安全航行の受益を最大に受けている日本が、その持てる機雷除去能力を発揮することは、湾岸復興への具体的貢献策の一環として、これに協力することは当然のことと考えます。

ペルシャ湾では、既にアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、サウジアラビアなどは掃海作業を展開し、機雷の除去に努めており、機雷掃海をめぐる国際協力は大きな広がりを見せております。こうした内外の情勢を踏まえるならば、私はむしろ湾岸原油の最大の受益国日本としては掃海艇の派遣は遅きに失したと思うくらいであります。同湾における船舶の安全の確保に努めることは、資源のない我が国の原油の安定供給に通じ、これは国家と国民生活を守る上から極めて重要であるばかりか、湾岸戦争により被害を受けた国々の復興にも役立ち得る具体的な人的貢献策であります。こう考えるならば、今回の措置は私は憲法の理念に合致し適合するものと確信いたしますが、総理の御所見を承りたい。

そこで、掃海艇は、けさ午前九時、既に出動しております。政府は、この根拠法規を自衛隊法第九十九条に求め、ペルシャ湾における機雷の除去並びに処理を行うもので、この行為は武力行使を伴うものではなく、また海外派兵に当たるものでないと私は十分理解しておりますが、国民の一部にこれらについて不安を抱いている向きもあります。私は、今回の掃海艇の派遣は、かつての輸送機の派遣論議のときとはかなり情勢を異にしており、平時におけるペルシャ湾の掃海であって、しかも海上に置き去りにされた機雷であり、船舶の航行の安全のためのものであるからには問題はないと思います。また、第九十九条が、第二次大戦時に敷設された日本近海の機雷掃海だけに限定する必要はないと考えます。この際、国民の疑問解消のため、明快な御説明をいただきたい。

今回の派遣に当たって、諸外国はおおむね我が国の決断に評価を示しておりますが、特にアジア諸国には、さきの第二次大戦における我が国の行為に対する思い入れがあるだけに、今回の派遣の真意を十分理解していただくことが肝要と思います。幸い、総理はあす二十七日からＡＳＥＡＮ各国を歴訪されますので、その際、誠意を持って対応していただきたいと考えます。さらに、湾岸まで一万三千キロ、厳しい遠洋航海が続きますが、数カ所にわたる寄港先諸国の理解も必要なことであります。これらについても総理の御所見を伺いたいわけであります。

なお、我が国の掃海艇の現地到着は一カ月余り後と言われております。既にアメリカを初め八カ国の掃海作業が着々と進んでおり、その場において果たして我が国がその持てる掃海能力を十分発揮できる場があるのかどうか、政府として残存機雷の状況をどう見通しているのか、関係国による作業の進捗状況について御報告を願います。また、現地における我が国の掃海分担作業はどうなっているのか、その際の指揮命令系統についてもお考えをお示しいただきたいと思います。

今回の派遣に当たって隊員の士気が大いに上がっていると聞き、私としても感慨新たなるものを覚えます。それだけに、国家の期待を担って機雷除去という最も危険度の高い任務を担当する自衛隊員諸君が、後顧の憂いなく、安心してその任務が全うできるよう、処遇面で万全を期すべきだと考えますが、総理のお考えをお伺いいたします。

終わりに、自衛隊は創設以来これまで国内の災害派遣に二万一千件の出動をし、派遣人員も延べ四百二十万人に上り、被災地の救援、復興に多大の貢献をしてきましたが、今日、ペルシャ湾における船舶の安全確保という平和目的のため、日本みずからの意思で自衛隊の掃海艇が初めて海外に派遣されることになりました。私は、国際社会における実質的貢献の第一歩としてこの意義を高く評価するものであり、また、自衛隊の歴史に新しい任務を開くものとして、これに大きな期待を持っております。どうか、政府の格段の御努力をお願いするとともに、任地に赴く派遣隊員各位におかれましては、御健康で任務を完遂され、御無事で帰国されることを心から念じて、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣海部俊樹君登壇、拍手〕

○国務大臣（海部俊樹君）　竹山議員にお答えをいたします。

我が国としては、国際国家として今日世界の秩序の中でここまでの大きな役割を果たすことができる国となり、また世界の経済総生産においてはその一四％を占める、影響力を持つ国となっていることを謙虚に自覚し、みずからの役割と責任を持って、平和憲法のもと、持てる経済力、技術力、経験等を生かして積極的に国際社会の新しい枠組みづくりに貢献をしなければならないと基本的に考えております。

また、今回の措置は、我が国を含む世界の国々にとって、多くの国が中東地域の原油に頼っております。このことは国民生活を推持していく上においても必要不可欠なものであります。お触れになりましたように、あの地域が国連の決議によって平和が戻ってきた。そこに、イラクによって約千二百個とも言われる機雷が敷設されておる。それをすべての国々が、能力のあるものが集まって航海上の危険を除去するということは大切な国際協調の一つであり、お示しになったように、自国のことのみに専念し他国を無視してはならないという憲法の国際協調主義にも合致するものであり、同時に、憲法が禁止しておるのは海外派兵でありますから、武力による威嚇、武力の行使を伴う戦闘部隊の派遣ではございませんから、この点をもって日本の行為が憲法に違反するというのは当たらないと私は考えております。

また、アジアの国々及び寄港先の国々にも御理解を得るべく、停戦が成立した後において精力的にいろいろと事情を説明してまいりました。おおむね好意的な御理解をいただき、補給の便宜を図っていただくという返事もいただいておりますが、一部の国が持っておられる、これは軍事大国への道ではないかとか、あるいは海外派兵につながるのではないかという御懸念に対しては、そう

いったものは断じてないということを、歴史の反省に立っての日本の誓いを誠意を持って御説明して、御理解をいただきたい、このように考えております。

また、残存機雷の状況は、イラク側の発表による敷設した地域とか千二百個余りということはわかっておりますが、現在、既に米、英、仏、独、ベルギー、サウジアラビア、イタリア及びオランダの八カ国が掃海作業を行っておるところでありますが、多国籍軍に参加して武力行使に参加できなかった日本は、平和決議を契機としてこの作業に協力するものであり、現地において必要な実務的な協議を行うこともあり得ると考えますが、あくまで、我が国の機雷の掃海行為は、我が国の指揮、判断のもとに行っていくものでございます。

この機雷除去という最も危険の大きい任務でありますが、今日まで、我が国の海上自衛隊は七千個にも及ぶと言われる大量の機雷を長年にわたって処理してきた経験を持っております。しかし、危険度の高い任務であることもこれは事実でありますから、派遣する隊員の処遇の問題について、あるいは手当の問題について、そういったことについては万全を期して対応をするように政府としては指示をいたしております。

任務を果たして国際貢献の実を上げ、また我が国の国民生活に必要不可欠な原油を輸送する重要な航海路の安全確保のために任務を果たしてこられることを心から期待いたしまして、私の御答弁といたします。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　深田肇君。

〔深田肇君登壇、拍手〕

○深田肇君　私は、日本社会党・護憲共同を代表するとともに、自衛隊の掃海部隊の海外派遣について疑問を持ち、さらに法的にも納得できないとして反対の意思を抱いている数多い国民の声を代弁しながら発言をいたしたいと存じます。

特に、報道で明らかなように、自衛隊の隊員の中に掃海活動への拒否反応があること、そして昨日のように、隊員が法による基本的な権利として今次の政府決定の撤回を求める行動を行ったことなどを考えながら発言をしていきたいと存じます。

一昨日の四月二十四日政府が決定して、二十六日の本日出発する自衛隊の掃海部隊の海外派遣、ペルシャ湾の機雷除去のための活動を行うことは、憲法並びに自衛隊法に照らし合わせ、また国会での論議が不足して、手続上から考えても容認することはできません。絶対に反対であります。直ちに撤回することを強く要求いたしたいと存じます。二十六日、本日九時に自衛隊の部隊が出発することを決め、実施しているこのときに、後追いでこの本会議で質疑、討論を行うことは、まさに形式主義であり、国会軽視、国会無視で、断じて許すことのできないことでもあります。数多い国会論議を期待しておられる国民に対して、その責任が十分果たせないことはまことに残念であり、海部総理の今日までの進め方などに対して怒りの表明を率直にいたしておきたいと存じます。

それにつけても、二十四日の夜のテレビに映し出された総理の閣議終了後のあの大笑いしている姿を見たとき、私は、国論が二分し、平和、国際貢献のあり方などを真剣に考えている国民を何と考えているのかと、みずからの目を疑ったほどでありました。もし、してやったりと満足感の笑い顔なら、本当に情けなく、悲しみさえ感じるのであります。意見の違いがあっても相手の心の中を思い合意を求める姿勢を失った総理、あなたに大きな失望を感じているところであります。思い起こせば、朝鮮半島の懸案事項について、社会党幹部の提言に対して耳を傾け、尊敬と信頼の上で話し合っておられたあの誠実さあふれる総理は、いずこに消えてしまったのでありましょうか。法も手続も軽視し、国会の論議の場を積極的に保証しなかった総理、あなたが非民主的で人の心が通じなくなったことに対して悲しむものであります。

さて、昨年の国会での自衛隊派遣を含む国連平和協力法案が、国民の反対により国民的合意が得られず、ついに廃案になりました。続いて、国会の意思や審議の経過をまるで無視し、避難民を救済するとして特例政令を強引に制定し、自衛隊機の海外派遣を準備されました。続いて、今回の機雷撤去を理由にした決定は、憲法上、自衛隊法上従来の解釈などからも絶対に認められないものであり、国会の審議を避け強引に決めてしまったことは、まさに黙ってついてこいと言わんがごとき、その非民主的な権力的手法は断じて許せないものであります。必ずや、多くの国民から総理のあなたは怒りを込めた反撃を受けることでありましょう。

報道によれば、自民党の信頼できる有力な先輩政治家の中に、ペルシャ湾派遣は自衛隊の設置目的に沿っているのか、自衛隊法に掃海艇の長期、遠方活動の規定はない、機雷撤去は交戦国の義務である、またアジア諸国への配慮が必要であるなど、実に感銘に値する発言を公式的にされていることに敬いを感じ、勇気が出てくるものであります。総理、あなたの御感想はいかがですか。お答えいただけますか。

次に、総理、日本国民の多くの人たちが、武力でなく、平和を守り、国際的貢献をしようとする新しい視点に立って、自衛隊の海外派遣からなし崩し的に海外派兵への道を進み戦争に加担する流れだけはとめたい、再び加害者にはならないと決意をして積極的に行動していることを忘れないでほしい。かつてのあなたと同じようにやっているわけであります。それらの中の一つに、自衛隊機派遣をやめさせるために、みずからが資金を集め、提供し、人を派遣するという献身的な運動が、民間機をチャーターするなどして、その救援の成果を上げてきたところであります。あのエネルギーとその情熱を総理はどのように考えておられますか。そして、自衛隊機は飛ばなかったのであります。

次に、この間の政府決定の具体的事項の若干の部分について指摘をいたしたいと存じます。

まず、掃海が国際社会への共通の利益であるならば、国連で協議することではありませんか。常任理事国に働きかけるなど、特にアジアの隣国であるいろいろな懸念を表明されている中国などに働きかけるとともに、国連関係機関に対して強く提起するべきではないかと思いますが、いかがですか。また、戦時に配置された機雷は、戦後速やかに交戦国が撤去することが国際法の原則ではありませんか。法の解釈を曲げてまでなぜやるのですか、だれかに協力要請をされたのですか、疑いたくなる心境であります。何ったところによると、ペルシャ湾における機雷配置の現状などの情報収集は出発する本日までのところ実に不十分なようでありまして、だれもが不安に思っているところだと思います。

さて次に、法的根拠について意見を申し上げておきたいと思います。自衛隊法第三条は自衛隊の基本規定であります。政府は、第九十九条をこの第三条の範囲内の規定とする考えをとらないわけであります。ここがどうしても無理なことで、総理が何と強弁をしても、法の体系からして国民は理解できませんから、だからだめだと言っているわけであります。もし政府の言うとおりとすれば、従来の定着した自衛隊法解釈の重大な変更であり、新解釈であるということになります。物事をわかりやすくするために、正直に新解釈だと認められたらいかがですか。

さて、第九十九条に地理的範囲を規定していないという説明もあります。これは第三条の範囲内であることを前提としたものでありますから、無制限規定ではないと思います。もし第九十九条だけをこのように解釈し得るとするならば、時間や条件について規定がないのでありますから、他国の戦争のときであっても法的には派遣ができるということになってしまうわけであります。このような一点だけを考えてみても、第九十九条の単

独・無制限解釈は、憲法にも違反し、違法であることは明白であり、政府の今回の新解釈を認めることはできないのであります。だから、常識ある自民党の先輩議員の中に、法の改正が必要だという指摘が出ているのではないでしょうか。

最後に、私は、かつての日本の軍国主義の犠牲となったアジアの諸国の人々に対し、この政府決定を総理がいかに武力行使ではないと説明しても、この海域を、あの日の丸、日章旗を掲げて日本の軍隊の船団が進むのを見たときに、あの侵略戦争への怒りを再び思い起こすことは当然だと思います。軍事大国化の日本、そして日本の新軍国主義の復活などと脅威を感ずるのは当然ではないでありましょうか。私たち日本は、みずからの歴史の過ちの部分は率直に反省をし、新しい誓いを立てて平和のために戦後四十五年間努力をしてきたところであります。その上で、アジア諸国との間の信頼と友情を築き上げたところであります。その意味からも、疑われるような行動は慎み、何よりも信頼を大切にするべきだと思います。

総理、あなたが法を曲げて解釈し、国会での十分な論議もなく、国民の合意形成に努めることもしない今回の措置とそしてそのやり方は、戦後、世界に誇る平和憲法のもとでつくり上げてきた平和国家日本の歴史と信頼を、一挙に汚し失うことになると思います。この大損失を何として償うつもりでございますか。私は、今からでも遅くない、再考されて、総理が平和主義者、民主主義者として優しい顔、美しい顔を持った総理、政治家に戻って、私たち国民に対してよい夢を与えてくれることを最後に強く切望して、終わりたいと存じます。

ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣海部俊樹君登壇、拍手〕

○国務大臣（海部俊樹君）　深田議員にお答えを申し上げます。

今回の派遣につきましては、国会における今日までのいろいろな御議論とか、私は各党党首の皆様にも考え方を御説明したり、またシビリアンコントロールの立場を考えて、安保会議、閣議においても慎重に検討した結果、決定したものでございます。

なお、憲法、自衛隊法についての議論でありますが、このことについては、昭和六十二年九月二十九日に、いろいろな国会の御議論を経て質問書をいただいたのに対して、政府の方から当時の参議院議長を経由してお答え申し上げました文書の中にも、「公海上に遺棄されたと認められる機雷について、それが我が国船舶の航行の安全にとつて障害となつている場合に、その航行の安全を確保するために、これを除去する行為は武力の行使に当たるものではなく、自衛隊法上可能である」という答弁書も差し上げてあるわけでありまして、我が国船舶の航行の安全を図るという目的でありましたが、当時はあのイラン・イラク戦争のさなかでありましたから、紛争地域に直接入ることは紛争に巻き込まれるという重大な懸念があるので政策的に派遣をしなかったということが、当時の記録やその他の記録によって明らかにされているところであります。

今回は、四月の十二日に国連における決議が成立し、イラク側もこれを受け入れ、イラク自身がみずから敷設した千二百個に及ぶという機雷の位置まで示しておるわけでありますから、これらの懸念は私は当たらず、憲法に違反しないことは武力行使でない平和目的であるということ、同時に、自衛隊法第三条の目的のほかに、九十九条にも機雷の除去ということが条文上明記されておるわけでありますから、日本船舶の安全を確保するという立場に立って今回の派遣は決定いたしたわけでございます。また、平和時の平和目的に限ることは、これは当然のことでありますし、同時に、日本に死活的影響の及ぶ地域についての問題でありますから、いつでもどんなときでも、事情にも状況にも構わずというものではございません。このことは、政府声明においても明確にしておいたところであります。

また、日本としては今日まで、いろいろ御指摘がありましたけれども、民間の航空機を利用してアジアの方々の本国への移送事業を行ったことも事実でありますし、民間レベルの、平和のための貢献のためチャーターの資金をお出し願った方があることもよく承知いたしております。しかし、今、率直に申し上げて、医療の問題も第三班まで派遣いたしましたけれども、諸外国と比べて極めて数が少ない。原油の除去作業も、オイルスキマーを三十台送って、二十五人の技術者が汗を流しておっていただきますが、極めてまだ諸外国と比べて少ないわけでありますから、民間の皆様にも私はこのことについて、政府もやりますが、積極的に御協力を願いたいということを真剣に過日の記者会見の最後にお願いを申し上げたところでございます。

また、国連に対しましては、今後とも積極的な働きかけを行うことはもちろんでありますが、あのような無謀な状況をペルシャ湾に実現させたイラクのフセイン大統領のような指導者が二度とあらわれないように、その根源を追求するためには、地域でずば抜けた力、兵器を持つ国ができることはいけないというので、五月には国連を中心とした軍縮会議を日本がイニシアチブをとって京都で再開し、原油の処理、機雷の処理、その他についても率直に私は申し上げるとともに、そのもとになる兵器の移転というものを、もっと節度を持って、公明に透明性を持ってやっていくようにしなければならぬということも根源に触れて主張するつもりであります。

なお、アジアの諸国の皆様には誠心誠意事情をお伝えいたします。昨日も私から韓国の外務大臣にも、平和目的であること、通商航海路の安全確保を図ること、これらのことについて積極的に御説明を申し上げ、それなりの御理解をいただきました。今後ともアジアの国々には説明を続けて、御理解をいただく努力を続けていくつもりでございます。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　太田淳夫君。

〔太田淳夫君登壇、拍手〕

○太田淳夫君　私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました自衛隊掃海艇等のペルシャ湾への派遣に関する報告に対して、総理に質問をいたします。

政府が今回実施する自衛隊の組織としての海外派遣は、昭和二十九年の自衛隊創設以来初めてのことであり、自衛隊政策だけではなく、国家の基本政策の重要な変更を意味するものと言わなければなりません。こうした重要問題が、国会での十分な論議も行われず、政府の裁量によって一方的に決定されることは到底認められないのであります。

質問の第一点は、自衛隊の海外派遣に道を開こうとした国連平和協力法案が廃案となり、PKOに関する三党合意に至った経緯、C130輸送機派遣のための特例政令の制定とそれが実際に機能しなかった事実は、自衛隊の海外派遣に対する国民の反対の意思として生まれたものであるということであります。

総理は、こうしたことをどう認識しておられるのか、明らかにしていただきたいのであります。国民世論無視の政府のやり方は、何が何でも「初めに自衛隊派遣ありき」との批判を免れないと思うのであります。こうしたことが認められるならば、法治国家として極めて問題であります。それればかりか、我が国内のみならず、アジア諸国、世界の国々から不信の目が向けられるおそれすらあります。この点について、総理の見解をしかと承りたいと思います。

第二点は、何ゆえ今、だれの要請から、急いでペルシャ湾まで自衛隊の掃海艇を派遣しなければならないかの必然性が極めて不明瞭であるということであります。

国連などの国際機関からの要請があったというのであればまだしも、湾岸諸国や我が国の経済界が望んでいるといった理由だけでは国民は納得できませんし、我が国による侵略の記憶が残るアジア諸国の懸念と不安を払拭することはできません。中東石油に対する我が国の依存度は極めて高いものがありますが、だからといって、それが直ちに掃海艇の派遣を正当化するものではありません。むしろ、国際貢献というよりは、世界の国々からは単に石油欲しさに派遣したと受けとめられる可能性が大であることを知るべきでありますが、総理の見解を求めるものであります。

第三点は、掃海艇を派遣する法的根拠があいまいであるということであります。より正確に言えば、法的根拠がないにもかかわらず派遣しようとしている点であります。

政府は、自衛隊法第九十九条を根拠にするということでありますが、これは第二次大戦後の日本周辺の機雷を除去するために、「雑則」として定められたものであります。日本の内水や周辺海域の機雷除去について規定したこの第九十九条でもって一万三千キロも離れたペルシャ湾の機雷除去に当たらせようということは、政府みずからの拡大解釈によって国会が定めた法律の重さを突き崩そうとすることであり、認めるわけにはいかないのであります。

もし、掃海艇を派遣することがどうしても我が国の国益上避けて通れないものであると政府が判断したのであれば、正々堂々と国会に対し自衛隊法の改正を求めるべきものであります。あるいは、派遣する地域、期間、規模などを限定した特別時限立法を行い、そこに国民と国会の意思を反映させるべきであります。自衛隊の基本的運用は、シビリアンコントロールのもとに置かれるべきであり、それが民主主義国家の鉄則であります。防衛政策の根本的変更とも言うべき自衛隊の海外派遣について、国会の立法措置も経ずに政府限りの措置で済まそうとする姿勢は、まさにシビリアンコントロールを無視するものであり、民主主義の否定につながりかねない危険なものと言わざるを得ないのでありますが、総理の明確な答弁を伺いたいのであります。す。

第四点は、仮に国内の懸念を無視し、無理押しの形で掃海艇を派遣したとしても、どれだけの効果を期待できるのであろうかという疑問であります。

我が海上自衛隊の機雷処理能力は世界でも第一級と言われていることは承知しております。ただ、海上自衛隊は、これまで国内の海底地形や海洋気象を熟知した沿岸で機雷処置に従事していたにとどまり、これまで蓄積されてきた経験、技術が、事情に疎いペルシャ湾でどれだけ通用するのか全く未知数であります。す。また、報道によれば、米国等が既に八百個近くを処理済みであり、残るは五百個程度と言われています。掃海艇は、機雷処理という特殊な任務に従事するために小型の木造船舶であり、これが一万三千キロの外洋を航海してペルシャ湾に到着するまでには一カ月を要すると言われています。一カ月後には残る機雷の相当数が処理されてしまっているのではないかとも考えられますが、政府からは最新の情報が聞かれません。これでは掃海艇派遣の必要性が本当にあるのかどうか、判断しがたい面があります。政府は現状をどのように把握しておられるのか、伺いたいと思います。

第五点は、武力紛争終結後であれば紛争に巻き込まれるおそれがないから自衛隊の海外派遣が可能であるとの論理が、今後無原則に使われることへの疑念をぬぐい切れないことであります。

この論理でいけば、要請があればクウェートの地雷処理にも、また和平が実現した場合には、カンボジア国内の地雷処理に陸上自衛隊を派遣することにもなりかねません。また、プルトニウムの運搬船護衛のために自衛艦の派遣を行うことにもなりかねないなど、歯止めなく自衛隊の海外派遣が可能ということになります。平和時の自衛隊の海外派遣について歯どめはあるのかどうか、明確にしていただきたい。自衛隊の運用、なかんずくその海外派遣については、慎重かつ冷静な議論を行い、国民のコンセンサスを得るルールをつくり上げることと、アジア諸国民の理解を得ることが絶対的要件であります。総理の明確な答弁を求めます。

次に、防衛庁の幹部が臨時行政改革推進審議会のヒアリングにおいて、湾岸貢献策における自衛隊の派遣論議について、法解釈で自衛隊がおもちゃにされている、自衛隊内の不満は爆発寸前と発言したと報道されております。私は、政府がこれまで明確な自衛隊政策を示し、国民に理解を求め、民主的な手続を踏んで対応してこなかった結果、このような発言につながったと思うのであります。政府のあいまいな自衛隊政策が国民の信頼をなくし、自衛隊内の不満を生み、また士気を損なっていることを自衛隊の最高責任者として総理は反省すべきでありますが、総理の見解を伺いたいのであります。

掃海業務は、事実上かなりの危険を伴う業務であり、しかもインド洋のはるかかなたでの業務であり、派遣される自衛隊員の労苦ははかり知れません。派遣を命ずる総理は、その責任を片時も忘れることは許されません。同時に、海外派遣についての国民的合意も得られないまま危険な業務に従事させられる隊員の心中や御家族の気持ちをどう考えておられるのでしょうか。なぜ、もっと議論し、その目的、意義について国民の理解を求め、国民大多数の支援のもとに決定できないのでしょうか。このような政府のこそくなやり方に不安を抱き、一部の隊員の派遣辞退すら起こっているのが実情であります。総理は最高責任者としてどう考えられるのか、伺いたいのであります。

以上、総理の明快な見解を求めるとともに、政府の独断による自衛隊の海外派遣には強く反対することを表明いたしまして、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣海部俊樹君登壇、拍手〕

○国務大臣（海部俊樹君）　太田議員にお答えをいたします。

国連平和協力法案の審議の経緯を踏まえてＰＫＯ三党合意が行われておることは私もよく承知いたしておりますけれども、その問題と今回のこの問題とはあくまで別に考えていただきたいと私はお願いをいたします。国連の国際社会への協力の一環としてＰＫＯをどのようにしていくかということは、三党合意に従って今後も鋭意お話し合いを続け、作業をしていきたいと思っております。

また、なぜ出すかとおっしゃいますが、これは国民生活に必要不可欠な原油の通商航海路の安全確保ということでありますから、これは国民生活の確保という大きな目的がそこにあるわけでございます。同時に、そのことは、日本だけがあの地域から油を買っておるわけじゃありませんから、ペルシャ湾、あの地域からは日本が二割ですけれども、油を出さない多くのアジアの国々もあそこの油に頼っておるわけであります。結果として、国際協調につながることも、国際貢献になることも、また油井の炎上なんかを助けていくための、あの地域の経済復興にも大きく役立つものと私は考えておるところであります。

また、法的根拠についてお尋ねになりましたが、先ほども申し上げたように、昭和六十二年当時国会で十分御議論がございました。あらゆる角度の御議論を踏まえて御質問書に答え、政府は当時の議長のところに答弁書を提出いたしましたが、これは、ペルシャ湾において公海上に遺棄されたと認められる機雷について、我が国船舶の航行の安全にとり障害となっている場合に、その航行の安全を確保するために、これを除去する行為は武力の行使ではなく、自衛隊法上可能であるという、こういう答弁書が出ておりますし、また、申し上げたとおり国民生活を維持していくためにも極めて大切な問題でございます。

掃海艇を派遣すればどれだけの効果が期待できるかとおっしゃいますが、御承知のように日本は長年の経験と実績を持っておりますので、これは世界の国々が認めておるところであり、その効果は十分期待できると思いますし、また、イラク自身が千二百個ほど敷設したと言われる機雷はいろいろな種類になっておって、係留機雷ばかりでもなく浮遊しておるものもあることは、日々のテレビの画面で処理作業等の実態を見て御理解願っておると思いますが、具体なことは現地に行って、念には念を入れて、今日までの経験を生かしてしっかりと任務を果たしてくるものと私は期待をいたしておるところであります。

今後、無原則に紛争地帯や戦場へ出すことは絶対に考えておりませんから、政府声明の第四パラグラフにもそのことは明らかにしておるところであり、その一番の歯どめは憲法の九条だと私は思っております。

また、国民の士気をなくするとおっしゃるが、国会における論議や白書を通じてこれほど防衛政策や防衛の態度を世界に明らかにしている国はないわけでありまして、このことについて国民に幅広く御理解されておるものと考えますし、また、御理解を深めていただいたがために最近の世論調査では派遣を認めてくださるお方の率が過半数を超えておるというこの事実も、私は謙虚に受けとめさせていただいて、まことにありがたい御理解だと考え、国際協力を平和時に限って、人道的な面に限って行っていくつもりでございますから、どうぞ隊員の皆さんは経験を生かして任務を果たしてくださるように、また御家族の方々も今回の任務の重要性を御理解していただき、隊員の努力を見守っていただきますように、御激励を賜りますように心からお願いを申し上げる次第であります。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　吉岡吉典君。

［吉岡吉典君登壇、拍手］

○吉岡吉典君　日本共産党を代表して、自衛隊掃海艇派遣の政府決定に関し質問いたします。

最初に、政府が自衛隊掃海艇のペルシャ湾派遣を決定し本日出動させたことに強く抗議し、直ちに中止するよう要求するものであります。

海部総理、一九九一年という年は、あなたの内閣によって戦後史を画する重大な年になろうとしています。戦争放棄と戦力を保有しないという平和原則を明記した憲法のもとで、初めて戦争の経費を直接分担したのに次いで、自衛隊の掃海部隊をペルシャ湾に派遣することを決定し、本日二十六日には出動させたからであります。ことしは、真珠湾奇襲攻撃による太平洋戦争開始五十周年であります。この年を、戦争からの教訓に学び、平和、民主主義の土台を固める年にするのではなく、海部内閣によって憲法じゅうりんの新たな段階を画する年にすることを我々は許すわけにはいきません。

そもそも日本国憲法は、いかなる名称によるものであれ、軍事組織の創設も軍事組織による国際的役割分担も想定しておりません。このことは法制局もはっきり認めざるを得なかったのであります。自衛隊の海外派遣など、全く憲法が想定するところではありません。もとより、自衛隊が憲法違反の軍隊であることは明白であります。この憲法違反の自衛隊法すら自衛隊による国際貢献は想定していないことを、防衛庁自身も認めざるを得ませんでした。今回のペルシャ湾への派遣が、自衛隊法にも違反するものであることは明らかであります。総理、あなたも自衛隊法が自衛隊の海外派遣による国際的役割分担を想定しているとは言えないだろうと思います。明確な答弁を求めます。

武装した掃海艇六隻、五百人以上の海上自衛隊の掃海部隊が一万三千キロも離れたペルシャ湾に出動して、米英など八カ国の掃海部隊と協議、協力、分担を決めて関係国の領海を含む機雷海域で掃海行動を展開することが、主たる任務を我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことに限った自衛隊法第三条をも踏み越えるものであることは、議論の余地のないところではありませんか。そこで政府は、掃海は自衛隊法第九十九条によるもので、第三条の任務とは無関係な警察活動だなどというとんでもない詭弁をもって言い逃れようとしております。

しかし、政府自身、自衛隊法第九十九条の立法の趣旨は、第二次大戦のときに何万個も瀬戸内海沿岸にたくさん機雷が敷設されましたので、その掃海の任務を与えるために置かれたものであると答弁しております。そして、この立法の趣旨に沿って、国連からの要請がありましても、それがいかに平和的なものであっても機雷掃海のために自衛隊の海外派遣はしないという答弁も行われております。掃海部隊のペルシャ湾派遣は、これらの政府答弁でも明らかにされている立法の趣旨に照らしても許されないものであります。

ところが、政府は、これらの答弁が都合が悪くなったために、さきの答弁書以来この答弁を勝手に変え、今国会でも、ベトナム戦争が行われている経緯において出されたものなどと言っていますが、前記答弁は、戦時、平時を問わず掃海のための自衛隊の海外派遣があり得ないという立法の趣旨に沿ったもので、だれもそれを勝手に変えることはできません。これは法治主義の否定であり、憲法の国民主権、民主的原則の抹殺ではありませんか。総理は、立法の趣旨を自己流にねじ曲げようとするのですか。さらに、憲法、法律の解釈、運用は、政府のそのときどきの勝手な解釈によって情勢の変化とともに変わるというのですか。明確に答弁願います。

イラクのクウェート侵略、併合による昨年八月以来の湾岸危機、さらに湾岸戦争という事態に直面して、日本が行うべきことは、何よりもイラクの撤退を求め、軍事的手段、戦争によるのではなく、非軍事的制裁の徹底による平和的解決への努力でした。また、国連憲章、日本国憲法に沿って国民が一致して支持できる人的、物的、財政的貢献であるべきでありました。

ところが、この間、海部内閣が最大の力を注いだのは、戦費分担と自衛隊派遣でした。昨年の国連平和協力法案が廃案になると、一月の特例政令による難民輸送のための自衛隊機派遣決定、そして今回の掃海部隊の派遣であります。総理が何と説明しようと、これは、中東に日の丸を、日本も血を流せというアメリカの要請にこたえるものであることは否定できません。これが今後の自衛隊海外派兵に道を開く危険な第一歩であることへの憂慮が、内外で表明されているのは当然のことであります。政府声明に「今回限り」と歯どめが明記されると言われていたのが織り込まれなかったば

かりか、同様の事態が起こればどこへでも派遣するという趣旨の答弁をしています。何の歯どめもないではありませんか。疑問の余地がないよう明確にしてもらいたい。

最後に、武力行使を目的とするものではないという政府の弁明に関して言えば、かつての日本の朝鮮、中国への軍事進出も、戦争、武力行使のためと言って出動したのではなく、居留民の生命、財産の保護ということだったことを思い起こさざるを得ません。この歴史的事実は総理も否定できないでしょう。こういう歴史を知っているアジア諸国民は、自衛隊のペルシャ湾派遣を中止し、自衛隊の海外派遣はしないのだという実を示さなければ、武力行使を目的とするものではないと言うだけでは、掃海部隊の派遣がいつかは自衛隊派兵にまでつながりかねないという不安を解消しないでしょう。特に日本は、三百十万人の自国民、二千万人以上のアジア諸国民を犠牲にした第二次世界大戦をしかけた国であります。しかも、サンフランシスコ平和会議で、侵略に対するアジア諸国代表の厳しい糾弾を受けながら、日本の吉田首相は、受諾演説で謝罪をしなかったばかりか、このことに言及さえしなかったのであります。反省どころか、その後、大東亜戦争はアジア独立の戦争だと主張してきた政治家が総理大臣になりました。

しかも、今日、日本は世界第三位の軍事費を持つに至っております。日本の軍事予算は、中国を除くアジア諸国の軍事費総額に匹敵する額になっております。だから、アジア諸国から、侵略戦争への反省がない上に軍事大国化への不安が生まれているのであります。今回の自衛隊掃海部隊の湾岸派遣が、アジア諸国民の不安を拡大こそすれ解消するものではないことは明白であります。総理は、アジア諸国民のこの不安にどうこたえますか。

私は、自衛隊法違反の掃海部隊派遣強行の中止を重ねて要求して、質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣海部俊樹君登壇、拍手〕

○国務大臣（海部俊樹君）　吉岡議員にお答えをいたします。

私は、自衛隊法の第三条というのは、自衛隊の本来の任務として我が国の防衛と公共の秩序の維持を規定しておりますが、一方、第八章においては、機雷の除去は第九十九条で海上自衛隊の権限として明記されておるものでありまして、イラクが原油を垂れ流したり、油井を炎上させたり、機雷をたくさん敷設したりというそういった無謀な行為に、これは平和回復直後に、平和時に行おうというものでありますから、海外派兵の御心配はもちろんのこと、自衛隊の解釈を勝手に自己流に曲げたものでは断じてございません。もともと私は自衛隊を合憲なものとして認め、これを大切に考えておりますが、自衛隊そのものを憲法違反というお立場のあなたとはどうしても議論はかみ合わないのでありますが、しかし、その問題は横に置いても、国際社会に貢献したいという平和時における今度の活動を個人でねじ曲げたという御発言は、これは私は間違いだと思います。

政府の答弁では、きちっと、何回もここで申し上げております昭和六十二年に参議院に出したのがあるわけでありますから、海外派兵に道を開く危険な一歩でもありませんし、また今回は、国連決議を受けて平和が回復されたことをイラクもきちっと認めて、ここに機雷を出しましたということを答えて、それに対する必要不可欠な航路の安全確保という面でやっておるわけでありますし、日本の利益のみならず、アジアの国々を含む世界の多くの国があのルートを使って原油を入れているということ、原油は国民生活にとって必要不可欠な問題であるということを考えますと、今度の行為は国際社会に対する人的貢献の一つである、こう考え、昨日の政府声明でもそのことを明確に発表したところでございます。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　高井和伸君。

〔高井和伸君登壇、拍手〕

○高井和伸君　私は、連合参議院を代表して、ただいま海部総理大臣から報告がありました自衛隊掃海艇等のペルシャ湾への派遣について、海部総理大臣並びに関係大臣に質問をいたします。

まず、政府の決定に対して、連合参議院の基本的態度を表明いたします。

自衛隊掃海艇のペルシャ湾への派遣は海外派兵に当たり、専守防衛を定める自衛隊法第三条に違反し、昭和二十九年の参議院で決議された「自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議」に反するものであって、政府に、直ちに掃海艇の派遣を中止することを求めるものであります。さらに、今回の決定が国会の関与なしでなされ、国民にとって掃海艇派遣の必要性も緊急性もわからないままの決定であり、自衛隊の海外派遣の歯どめがなされないままになっている点からも、自衛隊法の際限のない拡大解釈の道を開くものとして、今回の決定に反対するものであります。

以上の観点に立って、以下質問いたします。

まず、総理に質問いたします。

私は、自衛隊の海外派遣がいかなる形態によるにしろ、シビリアンコントロールを貫徹するために国権の最高機関たる国会の何らかの関与を経ることが必要と考えますが、政府は、前回の自衛隊機の派遣においては特例政令の制定という国会が全く関与しない手法を用い、また今回も同様に、単に政府声明を出して掃海艇の派遣を決めました。

〔議長退席、副議長着席〕

こうした政府の対応を見るとき、立法機関たる国会の関与抜きで自衛隊の海外派遣の実績を積み重ねているように見受けられますが、国会の関与なしで自衛隊を派遣するとシビリアンコントロールがないがしろになるのではないかとお考えになりませんか、この点お尋ねいたします。また、今回の決定は、これまで政府がとってきた自衛隊を海外派兵しないという国是を変更するものとの御認識がないのか、お尋ねいたします。

続いて、掃海艇の派遣の必要性について、総理に質問いたします。

自衛隊掃海艇について、国民はペルシャ湾という一万三千キロも離れた場所に派遣することは大丈夫かしらと心配しております。こうした国民に対して、総理には、明白かつ緊急な機雷の掃海の必要性があったと十分説明し、納得させる責務があると考えます。総理は、この点についてどのように考えられるのか、そして国会や国民への説明を十分したとお考えか、お尋ねいたします。また、派遣の緊急性について、モンスーンの到来前に掃海の必要があるとの説明もなされていますが、それならば、停戦が実現した直後から掃海艇

の派遣を検討する時間も十分ありましたし、国会での議論の時間もありました。それなのに、なぜ今日になって急いで派遣を決定したのか、その理由をお尋ねいたします。

関連して、関係大臣に質問いたします。

一つ、ペルシャ湾に現在日本の船舶がどの程度航行しているのか。二つ、日本のタンカーがペルシャ湾を航行してクウェート、イラクの石油の積み出しを現在行っておらず、イランの石油についてもアカバ湾から積み出しており、機雷の敷設されている海域を航行することはないと聞いていますが、この事実に誤りはありませんか。三つ、機雷の残存数は現在五百個と聞いておりますが、どの海域に残存しているのか、それは公海上にすべてあるのか、外国の領海にある場合でも機雷を掃海するのか。四つ、現在も各国の手によって掃海作業が続けられていると聞きますが、日を追うごとに掃海の必要性がなくなっていくのではありませんか。

次に、掃海作業の危険性について、総理に質問いたします。

これまで総理は、自衛隊機の派遣に当たって、繰り返し、安全な場所に派遣することを強調してこられました。今回の掃海艇の派遣は、機雷という危険なものを扱うものでありますから、これまでの自衛隊の海外派遣の条件としての安全な場所への派遣という趣旨と食い違うことにはなりませんか。この点お尋ねいたします。

関連して、関係大臣にお尋ねいたします。

一つ、掃海活動の日数、活動海域、掃海艇などの乗組員の休養、帰還予定日はどのような要素で決定されるのか。そして、現地での最大長期の滞在期間はどの程度になるのか。二つ、現在、入手した掃海のために必要な情報量はどの程度のものか。掃海における危険性はどの程度か。三つ、多国籍軍との共同行為に入ることがないのか。四つ、あるとすれば、そうした場合の指揮命令系統はどのようになるのか。

続いて、自衛隊の海外派遣の歯どめの必要性について、総理にお尋ねいたします。

自衛隊の海外への派遣について、その限界を示すことが総理の責務であると考えます。あらゆる形態を含め、総理は、自衛隊の海外への派遣の限界はどこまでであるか、国民に十分説明される必要があると思います。総理の御見解をお聞きしたいと思います。

また、政府声明の第四項の前段の文言、すなわち「正式停戦が成立し、湾岸に平和が回復した状況の下で、我が国船舶の航行の安全を確保するため、海上に遺棄されたと認められる機雷の除去」を歯どめと読めばよろしいのか。また、政府声明には今回限りの措置であるとの明言がありませんが、そのように理解してよろしいのか。さらに、政府の自衛隊法第九十九条の解釈を前提にすれば、第九十九条には地理的な拘束はないのですから、掃海のためならばあらゆる海域の公海に自衛隊の掃海艇を派遣できることになりますが、そのとおりでしょうか、お尋ねいたします。

財政面について、関係大臣にお尋ねいたします。

一つ、掃海艇派遣の経費は幾らと見積もられますか。二つ、予備費の支出を考えておられますか。三つ、補正予算による手当てをお考えでございますか。以上、三点についてお答えください。

総理に対する最後の質問になりますが、日本の過去の歴史を振り返るとき、アジア諸国に対する説明を初め、世界各国に対する説明が必要不可欠と考えます。どのような対応をされるのか、総理にお尋ねいたします。さらに、政府声明には、航行の安全の確保が「国際社会の要請」であると抽象的に述べられております。この「国際社会の要請」とは具体的にどのような事実を指すのか、そして、日本もいよいよ軍事大国の道をあからさまに歩み始めたという外国の反応に対してどのように対処されるのか、お尋ねします。

以上の質問を終わるに当たって、的確な答弁をいただくために、冒頭に申し述べました連合参議院の考えを再度敷衍したいと思います。

本日ただいま既に掃海艇が日本を離れているときに、私は、今回の一連の政府の措置に対して国会が何ら関与できなかった姿が、戦前の軍部の独走を抑制できなかった国会の姿と二重写しになるのであります。同じ掃海艇の出港でも、国会のコントロール下においての出港と、そうでない、行政サイドのみの独断による出港とは、天と地の開きがあります。今回の政府の対応は、「初めに自衛隊の海外派遣ありき」というものでございました。そして、そのために自衛隊法が政府のゆがんだ解釈によって矮小化され、結果として自衛隊の海外派遣の実績を何の歯どめもなしに、国会のコントロールなしで行われた点、日本の政治システムが全く機能していないことを悲しみ、民主主義の破壊と考えるものであります。

自衛隊海外派遣のときに、平和憲法を書きかえようと呼びかける人が、疑惑事件で謹慎中の身でありながら、突如自民党に復党するのは歴史の皮肉でしょうか。（拍手）

〔国務大臣海部俊樹君登壇、拍手〕

○国務大臣（海部俊樹君）　高井議員にお答えを申し上げます。

自衛隊の海外派遣につきましては、これはそれぞれの状況に応じて我々は法律をきちっと解釈して行わなければならぬのは当然のことでありますけれども、第三条の本来の任務のほかに、第九十九条に警察行動として海上自衛隊に機雷の除去の権限が付与されておりますから、私はこの九十九条の権限を行使すべきである、こう考えましたし、自衛隊の海外派兵をしないという国是を変える転換ではないかとおっしゃいましたが、海外派兵ではございません、これは何回も申し上げているように、平和目的の問題であり、海外派兵というのは武力による威嚇または武力の行使を目的として出すものでありますから、そこの明確な考えは区別を願いたいと思います。

同時に、戦後我が国は一国平和主義をとっていくのではなく、そろそろ、世界の中でこれだけの経済的な地位を得るに至れば、好むと好まざるとにかかわらず、世界の国々の恩恵も受ける相互依存の関係の中の社会でありますから、私はそれに対して、あの地域から油を買っておるのは日本が原油の二割ですけれども、その他の八割はそれ以外の国々が国民生活にとって必要不可欠な要素を持っておるわけでありますから、そこの航行の安全を図ることは、ただ単に我が国のみならずそれらの国々の要請でもあるというのが私の国際的な要請であるという言葉の考え方でございます。

同時にまた、千二百個に及ぶ機雷を敷設したということを当のイラクが国連に言っておることで

ありますし、また八カ国に及ぶ国がそれに対して積極的に除去作業に現在入っておるわけでありますから、その必要性は十分でございますし、また国連の決議を受けてあの地域に正式に平和が回復したということを確認いたしましたので、政府は慎重にこれらの状況を検討して必要を認め、決定をいたしたわけであります。また、危険な地域というのは、現に交戦が行われておるとか紛争が行われておるとかいうところであって、攻撃を受ける危険があるかもしれないということは、これは十分前提として考えなければなりませんから国連決議を待ちましたけれども、機雷掃海の問題は、遺棄された機雷を除去する作業でありまして、また今日まで自衛隊の皆さんは長年にわたって多くの機雷を処理してきたという経験と実績がございますので、これに私は信頼をして、国際社会の重要な航路の安全確保のために出動を命じたわけでございます。

また、今回限りの措置という歯どめがないではないかとおっしゃいますが、私はあのサダム・フセインのような無謀な行為が二度と行われないことを強く願っておりますが、今回の措置はこれに対して政府声明第四項において歯どめの問題については明確に書いておきましたので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

また、九十九条の解釈を前提にすればあらゆる地域に掃海艇を派遣するのかというお尋ねでありますが、これも政府声明にも書きましたように、我が国船舶が死活的に重要だと考えるものを輸入する航路の安全確保であるということでありますから、戦時ではないということと、国民生活のために必要不可欠なものを運ぶ航路であるということが、今回の派遣に踏み切った大きな理由でございます。

また、アジア諸国に対しましては、誠意を持ってこういった事情の説明を続けてまいりますし、また、今後、国際社会に対して日本がどのような立場で協力、貢献ができるかということを積極的に考え、三党合意の枠内で新たなる枠組みも築いていきたいと考えております。（拍手）

〔国務大臣中山太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（中山太郎君）　高井議員にお答えを申し上げます。

ペルシャ湾に日本船舶が現在どの程度航行しているのかというお尋ねでございましたが、この三月以降、ペルシャ湾には毎日平均十五隻程度の日本の船舶が就航していると承知をしております。

また第二のお尋ねは、日本のタンカーが機雷の敷設されている海域を航行することは現在ないと聞いているが、この事実に誤りはないかということでございました。イラクにより敷設された機雷は、主にイラク及びクウェートの近海に広範囲に位置しており、クウェートの諸港、さらにはイラクのファオへの主要航路をふさぐ形となっていますため、御指摘のとおりこれまでのところ日本関係船舶がこれら諸港に航行ができず、その行き先はサウジアラビアのジュベイル、ラスタヌラ及びイランのカーグ島までと相なっております。しかしながら、これらの諸港に至る航路につきましては、クウェートの復興、原油生産の再開等が進むにつれて、クウェートへの復旧物資の輸送、原油の搬出を初めとする通商一般の拡大が予想され、今後我が国関係船舶が航行する必要性が高まるものと考えられております。こうした点にかんがみますと、機雷の除去作業による航路の安全の確保は、我が国関係船舶の安全な航行を確保する上で極めて重要であると考えております。

第三のお尋ねは、機雷の残存数が現在五百個と聞いているが領海内の機雷は掃海するのかということでございますが、イラクにより敷設された約千二百個の機雷は、北緯二十八度三十分以北かつ東経四十九度三十分以西のペルシャ湾海域におおむね敷設されており、これまで約六百個が処理されたものと承知をしております。機雷敷設地域は、一部クウェート等の領海に含まれておりますが、他は公海上と承知をいたしております。ペルシャ湾のどの海域について我が国掃海艇による機雷の除去が必要なのか等については、今後さらに情報収集を行う必要がありますが、一般的な法律論で申しますと、他国の領海においても当該国の同意があれば機雷の除去を行うことは可能であると考えております。

第四は、現在も掃海作業が続けられていると聞くが、日を追うごとに掃海の必要性がなくなるのではないかというお尋ねでございました。ペルシャ湾北西部におきましては、現在、アメリカ、イギリス等八カ国が掃海艇を派遣して掃海作業を行っておりますが、機雷の掃海作業は処理の容易なものから実施されるのが通常でありまして、その作業は次第に困難さを増し、かつ長い時間を必要とするようになるものと思われます。したがって、残りの機雷を除去するためにはまだ相当の時間が必要と言われており、我が国掃海艇を現地に派遣する必要性は引き続き存在するものと考えられます。（拍手）

〔国務大臣池田行彦君登壇、拍手〕

○国務大臣（池田行彦君）　高井議員にお答え申し上げます。

まず、掃海活動の日数、活動海域、帰還予定日等についてのお尋ねでございますけれども、このようなことは、まさに、機雷の数量、種類、敷設の位置、それから現地の気象条件、掃海艇を派遣している各国の掃海作業の進捗状況等、こういったもので変わってくるわけでございます。したがいまして、現段階で確たることは申し上げがたいところでございますけれども、いずれにいたしましても任務の特性上相当長期にわたることも予想されますので、隊員の休養についても十分配慮してまいりたい、このように考えております。

次に、入手した情報量、それから掃海における危険度いかんというお尋ねでございました。機雷の状況等につきましては、掃海艇を派遣している各国等から外交ルートを通じていろいろその情報を得ているところでございまして、例えば、先ほど外務大臣からもお答えございましたけれども、千二百個ぐらい敷設されたけれどもほぼその半数ぐらいがこれまでに処理されておりますし、また、現在残っておりますものは非常に処理の難しいものでございますので、今後もかなりの期間除去の作業が必要とされている、こういうふうに見込まれるところでございます。いずれにいたしましても、今後とも引き続き情報の収集には努力してまいるところでございます。それから掃海作業は、そもそも爆発性の危険物を対象とする仕事でございますので、危険を伴わないとは申せませんけれども、事故防止対策には万全を尽くして安全の確保に最大限配慮してまいる所存でございます。

第三に、多国籍軍との共同行為に入ることはないのか、こういうお尋ねでございました。現地での作業は、現在掃海を行っております諸国との協力のもとに行われることになりますので、必要な実務的な協議や調整が行われるということはこれはあり得ると思います。しかしながら、他国の指揮系統に入るというようなことはあり得ないことは当然でございます。

最後に、経費に関するお尋ねがございましたが、これも、今回の掃海艇の派遣期間等につきまして流動的な要素がございまして、現段階において確たることは申し上げられませんけれども、その必要な経費といたしましては、油の購入費であるとか糧食費であるとか諸手当等が考えられるわけでございまして、一定の前提のもとにあえて試算をしてみますと、全体で十一億円程度と現在見込んでおります。なお、この経費は既定予算の中で賄うことが可能と思われますので、予備費の使用とかあるいは補正予算の提出ということは、現段階で考えておりません。（拍手）

○副議長（小山一平君）　寺崎昭久君。

［寺崎昭久君登壇、拍手］

○寺崎昭久君　私は、民社党・スポーツ・国民連合を代表して、自衛隊掃海艇のペルシャ湾派遣問題を中心に、総理に緊急質問を行うものであります。

昨年八月二日のイラクによるクウェート侵略以来、その不法、不当な行為により、クウェートのみならず、世界じゅうが甚大な被害をこうむりました。クウェートの油井はいまだ炎上を続けており、原油流出による環境破壊はかり知れません。また、ペルシャ湾に敷設された機雷によって、船舶航行の安全が脅かされております。こうした状況の中で、政府は、一昨日、これらの機雷を除去するため、自衛隊の掃海艇をペルシャ湾に派遣することを決定いたしました。

既に、アメリカ、イギリス、ドイツ、サウジアラビアなど各国は、ペルシャ湾に掃海艇を派遣し、掃海作業を進めております。エネルギーの七割を石油に頼り、ホルムズ海峡を通るタンカーの六割が我が国向け原油を積載しているという事実からも明らかなように、ペルシャ湾は我が国経済の生命線とも言える極めて重要な地域であります。湾岸戦争を通じて、イラクがこの地域に敷設した機雷を他国に取り除かせ、ひとり我が国のみは船舶を安全に航行させ、その恩恵に浴しようという姿勢は、国際社会では通用せず、国際国家としての資格を失うものであると言わなければなりません。我が党は、政府の今回の措置は当然であり、妥当なものと評価するものであります。私は、この際、掃海艇の派遣を機に、世界の平和と安全を守るために我が国が何をすべきかについて国会で論議を深め、要すれば法律改正を行うなどの手順を踏んで、必要な体制整備を図ることこそ国際国家日本の喫緊の課題であると考えますが、この点について総理の御所見をまずお伺いいたします。

四月十二日に正式停戦が成立し、現在は完全に平時の状態にあり、掃海艇は戦場に赴くものではありません。したがってまた、戦争に巻き込まれる可能性もありません。機雷除去は、ペルシャ湾を航行する船舶の安全を確保するという人道上の活動であり、全日本海員組合など、乗組員を擁する労働組合からも強く求められているところであります。掃海艇派遣は、武力の行使を目的とするものではなく、憲法違反に当たらないばかりか、「国際社会において、名誉ある地位を占めたい」とする憲法の精神に沿うものであります。また、自衛隊法第九十九条に、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去、処理は自衛隊の任務として規定されており、今回の派遣は明らかに法的根拠があると考えます。

しかし、掃海艇の遠距離派遣は、我が国にとって初めてのケースであり、今後これが自衛隊の海外派兵に拡大していくのではないかという内外の一部の懸念を払拭するためにも、単に政府声明で根拠や合法性を列挙するだけでなく、この際、派遣の要件や派遣可能とする海域の定義などについて、立法措置あるいは国会決議をもって基本原則として明示する必要があると思います。また、この際、報道関係者に掃海艇同乗を認め、あるいは便宜供与を行うなどして、国民理解の増進に資するべきだと思いますが、これらの点について海部総理の御答弁を求めます。

今回、掃海艇とともに約五百名の自衛隊員が派遣されると伝えられております。隊員は、我が国の生命線である通商ルートの安全を確保し、各国の船舶及び乗務員の生命と安全を守るという名誉ある任務を遂行するため本国を離れるわけであります。私は、国民とともに、隊員の皆さんの無事と任務の成功を心から祈りたいと思います。同時に、隊員が後顧の憂いなく、使命感に燃えて出動できる態勢をつくることこそ、政府の責務であると思います。その一環として、掃海部隊隊員の派遣に当たり、自衛隊の最高指揮官として、また国民の代表として激励してやる心づもりはあるのかどうか、また、あるとすれば具体的に何をやるのか、総理に伺います。

我が国の掃海技術は世界一流であるとはいえ、これまでの経験から推して、掃海作業に多くの危険が伴うことは避けられません。政府は、劣悪な環境下で危険かつ困難な任務に従事する隊員に対して、特殊な環境における手当や万一の場合の補償を約束するとともに、事故防止対策に万全を期するべきであると思います。総理は十分考慮せよと指示されている旨の報道がなされておりますが、この点について具体的にどのような施策を考えておられるのか、総理の見解をお聞かせいただきたいのであります。

湾岸戦争は、中東地域に大きなつめ跡を残しました。我が国としても、ポスト湾岸の国際貢献について積極的な役割を果たしていくことが必要であるものと考えられます。この見地から、総理に幾つかお尋ねいたします。

一つは、クルド難民の救済についてであります。我が国の貢献策は小出し追加型であり、これが国際社会からの評価を低からしめる一因となっております。私は、クルド難民救済のため、既にイランに派遣した数名単位の医療チームに加え、この際、医師、看護婦、看護士を中心とするさらに大規模な国際緊急援助隊を編成し、現地派遣に努めるべきであり、またトルコ側難民についても、トルコ政府が受け入れる場合には国際緊急援助隊を派遣すべきであると考えます。

また、湾岸環境汚染対策も強化すべきであります。油回収船団の派遣など原油の回収支援、海水プラント保全を強化するとともに、大気汚染の影

響下にある地域に対し調査団を派遣すべきであります。

さらに、イラク・クウェートの国境紛争の解決、イスラエルの占領地からの撤退、パレスチナ人の権利擁護など、中東地域の平和と秩序のための包括的な枠組みづくりのために、我が国としても積極的に協力していくことが必要であると考えます。特に、核・生物・化学兵器を初めとする軍備管理等を推進していくことが必要であります。

以上の諸点について総理の御所見をお伺いいたします。

最後に、ＰＫＯへの協力についてお伺いいたします。

湾岸戦争が終結し、国連はイラク・クウェート国境に停戦監視団を派遣することになりました。しかし、我が国からはわずかに国連職員一名が参加するのみであり、それも国連を通じての派遣ということで、日本は停戦監視団への派遣国としてカウントされていないというのが実態であります。国連の平和活動への参加は、昨年の三党合意によりその必要性が確認されたものの、いまだに具体的な立法作業には入っておりません。カンボジア和平など、今後の国際情勢を展望しても、ＰＫＯへの参加のための条件整備を急がなければならないと思うのでありますが、この点について総理の決意をお伺いして、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣海部俊樹君登壇、拍手〕

○国務大臣（海部俊樹君）　寺崎議員にお答えを申し上げます。

御質問の中でお述べになりました国際社会に対する貢献のあり方、そして日本がなすべきこと、それらについての御意見は私も全く同感の部分がたくさんございまして、御激励をいただいたものと受けとめながら、心して拝聴させていただきました。

今後は、どのような状況が起こったときにどうしたらいいかということは、これは最後の御質問ともダブるお答えになるかと思いますが、今、どのような世界の状況が起こってくるのか全く不透明な状況の中で、日本として許される国際貢献のあり方は何かということについて、新しい国際社会に対する協力のあり方について成案を得るべく努力を続けておるところであり、国際国家としての責任を果たしていくべきだと考えております。

また、掃海艇の派遣は決して海外派兵への道を開くものではございません。この懸念を払拭するために私どもはいろいろと法規に従って行っておるわけでありますが、党首会談でも政府の考え方を各党にお伝えし、またこうして衆参の本会議でも御説明を申し上げ、また周辺の諸国に対しては、政府声明を誠意を持って説明することによって、海外派兵への道を開くものではないということは政府声明の第四項にも明らかにしたところでございます。

また、報道関係者に掃海艇同乗を認めて便宜供与を行ったらどうかという御提案でございます。私は、できる限りこういった平和活動は国民の皆さんに広く御理解と御認識をいただくことが必要だと考えておりますので、防衛庁において適切な処置をとるものと思いますが、あの小さい掃海艇は居住スペースも決まっておりますので、長い間全行程を御同乗願うことはできないとしても、実施方法等については現地においてどうしたらいいかということについて便宜供与をし、国民の皆様にも報道を通じて実態を御理解いただきたい、このように考えております。

また、私は掃海艇の派遣に当たり御激励を申し上げるつもりがいっぱいございましたが、きょう、残念ながらこの時間は私の代理で副長官が現場へ飛んでおりますし、また二十四日には海幕長に直接防衛庁長官とともに私のところへ来てもらって、重要な作業であるのでしっかり頑張ってきていただきたいと。国内でも、今日まで自衛隊の災害復旧活動等においてあの献身的な不眠不休の努力がいかに多くの認識と評価を国民に与えたかということを思い起こせば、今回の場合も、戦時ではなく平時の国際協力でありますが、これは世界の国々の重要な通商航海路の安全確保という平和目的のところで、しかも機雷の除去という経験のある仕事をやるのでありますから、重要な任務と心得、しっかり頑張ってもらうように申し伝えたところでありますが、改めて本日はすべての艦長に電報をもって私のこの気持ちを伝えるつもりでございます。

なお、クルド難民救済にお触れになりましたが、先ごろ、日本から難民高等弁務官になってもらった緒方さんが現地を視察して帰ってこられました。その御報告を聞いて、私はできる限りの協力、努力をすべきであるというので、従来行っておりましたクルド難民救援のために既に派遣をした小規模医療チームに加えて、第二陣、第三陣と出すことを決定いたし、本日までに三陣を入れると合計三十名になっておりますが、残念ながらトルコ政府との間ではまだこれらの問題についての協議や合意が得られておりませんので、トルコ政府との合意が得られ、どのような協力が可能かが判明し次第、これは積極的に参加をしていくつもりでございます。

そのほかの問題につきましては、例えば原油回収団の派遣は、オイルフェンスの提供やオイルスキマー三十台を技術者とともに既に派遣いたしまして、原油回収作業に今現在全力を挙げて取り組んでおるところでございますし、また海水プラント保全を強化するためには十二名の技術者が参っております。

また、油井炎上に対する調査団を派遣すべきではないかということでございました。油井炎上については、日本ではそれを消しとめる技術は経験としても能力としてもないようでありますけれども、それ以外のことで、健康管理の面や周辺の環境処理について何が御協力できるのか、昨日六名の調査団を派遣いたしましたので、その報告を聞きながら適切な対応をしてまいりたいと思っております。

三党合意のＰＫＯについては、さらに成案を得るべく努力を促進いたします。（拍手）

○副議長（小山一平君）　これにて質疑は終了いたしました。

○副議長（小山一平君）　日程第二　故李方子女史（英親王妃）に由来する服飾等の譲渡に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第三　麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件

（いずれも衆議院送付）

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長岡野裕君。

審査報告書

故李方子女史(英親王妃)に由来する服飾等の譲渡に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年四月二十五日

外務委員長　岡野　裕

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、日韓両国の友好関係及び諸分野における協力関係の発展に資するため、本年四月十五日に署名されたものであって、日本国政府は、故李方子女史(英親王妃)に由来する服飾等をこの協定の効力発生後六箇月以内に大韓民国政府に対して対価なしに譲渡すること、大韓民国政府は、譲渡される服飾等が日韓両国の友好関係及び諸分野における協力関係の発展に資することとなるよう適切な措置をとること等を規定しており、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

故李方子女史(英親王妃)に由来する服飾等の譲渡に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年四月二十五日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

故李方子女史(英親王妃)に由来する服飾等の譲渡に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

故李方子女史(英親王妃)に由来する服飾等の譲渡に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

故李方子女史(英親王妃)に由来する服飾等の譲渡に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定

日本国政府及び大韓民国政府は、次のとおり協定した。

第一条

日本国政府は、両国間の友好関係及び諸分野における協力関係の発展に資するための特別の措置として、故李方子女史(英親王妃)に由来する服飾等で附属書に掲げるものを、両国政府間で合意する手続に従ってこの協定の効力発生後六箇月以内に大韓民国政府に対して対価なしに譲渡する。

第二条

大韓民国政府は、前条の規定により譲渡される服飾等が両国間の友好関係及び諸分野における協力関係の発展に資することとなるよう適切な措置をとる。

第三条

この協定は、日本国がその国内法上の手続に従ってこの協定を承認したことを通知する日本国政府の公文を、大韓民国政府が受領した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十一年四月十五日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

中山太郎

大韓民国政府のために

具在熙

附属書

	（名称）	（内容）	（数）
1	朝鮮女子大礼服		一具
		(1) 表衣	一領
		(2) 前垂	一枚
		(3) 佩玉帯	一帯
		(4) 掛帯	一連
		(5) 裳	一帯
		(6) 綬	一腰
		(7) 玉笏	一対
		(8) 烏	二個
		(9) 裳	一足
		(10) 嚢	一腰
		(11) 玉帯	一頭
2	朝鮮女子中礼服		一具
		(1) 表衣(冬物)	一領
		(2) 表衣(夏物)	一領
		(3) 裳(冬物)	一腰
		(4) 裳(夏物)	一腰
		(5) 上裳(冬物)	一腰
		(6) 上裳(夏物)	一腰
3	朝鮮女子小礼服		一具
		(1) 唐衣(冬物)	一領
		(2) 唐衣(冬物)	一領
		(3) 唐衣(夏物)	一領
		(4) 小袖(冬物)	一枚
		(5) 小袖(夏物)	一枚
		(6) 襦袢	一枚
		(7) 裳	一腰
		(8) 裳	一腰
		(9) 裳	一腰

4　朝鮮男子中礼服

(1)	長衣	一領
(2)	戦服	一枚
(3)	袴	一腰
(4)	袴	一腰
(5)	小袖	一枚
(6)	下着	一枚
(7)	袖無短衣	一枚
(8)	下着	一枚
(9)	長衣	一枚
(10)	短衣	一枚
(11)	短衣	一枚
(12)	手甲	一双
(13)	長衣	一枚
(14)	長衣	一枚
(15)	長衣	一枚
(16)	短衣	一枚
(17)	襪	二双
(18)	腰裳	一腰
(19)	脛巾	二双
(20)	石帯	一帯
(21)	靴	一足
(22)	冠帽	二個
(23)	額帽	一個

一揃

(10)	裳	一腰
(11)	襪	一双
(12)	襪	一双
(13)	襪	一双
(14)	襪	一双
(15)	沓	一足
(16)	沓	一足

5　朝鮮幼児小礼服

(1)	長衣	一領
(2)	長衣	一枚
(3)	長衣	一枚
(4)	長衣	一枚
(5)	短衣	一枚
(6)	袖無短衣	一枚
(7)	袖無短衣	一枚
(8)	袴	一腰
(9)	袴	一腰
(10)	袴	一腰
(11)	袴	一腰
(12)	枕入れ	一枚
(13)	帯	一帯
(14)	被	一枚
(15)	短衣	一枚
(16)	靴	一足

一具

6　朝鮮幼児礼服

(1)	長衣	一領
(2)	長衣	一枚
(3)	袖無短衣	一枚
(4)	袖無短衣	一枚
(5)	袖無長衣	一枚
(6)	袴	一腰
(7)	頭巾	一頭
(8)	脛巾	一双
(9)	襪	一双
(10)	手甲	一双
(11)	石帯	一帯
(12)	提物	一袋
(13)	提物	一袋
(14)	提物	一袋

一具

7　化粧函、装身具等

(1) 化粧函　一箱
〔内容品　朱漆盒子　四合〕
(2) 髪道具入れ　一個
（内容品　陶製盒子　二合
　　義髻　一髻
　　紐　四組
　　髪　二本）
(3) 垂飾（白玉製）　一個
(4) 垂飾（珊瑚製）　一個
(5) 垂飾（瑪瑙製）　一個
(6) 白玉蝶形垂飾　一個
(7) 垂飾（珊瑚製）　一個
(8) 垂飾（玉製）　一個
(9) 印金帯　一帯
(10) 輪飾り（黄玉製及び瑪瑙製）　二対
(11) 刀子形垂飾　三個
(12) 巾着形垂飾　一連
(13) 巾着形垂飾　一個
(14) 巾着形垂飾　一個
(15) 巾着形垂飾　一個
(16) 刺繍垂飾　四個
(17) 刺繍垂飾　一個
(18) 立形巾着　四個
(19) 水牛角飾垂飾　一個
(15) 提物　一袋
(16) 提物　一袋
(17) 紐　一条

8　朝鮮髪飾具　一揃

(1) 簪（鍍金製）　一本
(2) 簪（白玉製）　一本
(3) 頭飾り（義髻）　一髻
(4) 笄（鍍金製）　一本
(5) 笄（鍍金製）　一本
(6) 笄（珊瑚製）　一本
(7) 輪飾り（瑪瑙製）　一対
(8) 髪飾帯　一帯
(9) 細紐飾り　二組
(10) 簪（鍍金製）　一対
(11) 人形垂飾　一個
(12) 笄（白玉製）　一本
(13) 笄（白玉製）　一本
(14) 笄（翡翠製）　一本
(15) 笄（翡翠製）　一本
(16) 笄（鍍金製及び珊瑚製）　二本
(17) 笄（鍍金製）　二本
(18) 笄（鍍金製）　二本
(19) 笄（鍍金製）　二本
(20) 簪（白玉製）　一本
(21) 笄（鍍金製）　一本
(22) 笄（鍍金製）　一本
(23) 笄（鍍金製）　一本
(24) 笄（鍍金製）　一本
(25) 笄（鍍金製）　一本
(26) 笄（鍍金製）　二本
(27) 簪（鍍金製）　一本
(28) 簪（白玉製）　一本
(29) 簪（貝製）　一本
(30) 簪（鍍金製）　一本
(31) 簪（鍍金製）　一本
(32) 輪飾り（翡翠製）　一対
(33) 笄（翡翠製）　一本
(34) 簪（鍍金製）　一本
(35) 簪（鍍金製）　一本

(36)	簪（白玉製）	一本	
(37)	笄（鍍金製）	一本	
(38)	笄（鍍金製）	一本	
(39)	笄（鍍金製）	一本	
(40)	簪（白玉製）	一対	
(41)	簪（白玉製）	一本	
(42)	赤玉飾り	一個	
(43)	簪（白玉製）	一本	
(44)	簪（鍍金製）	一本	
(45)	笄（鍍金製）	一本	
(46)	笄（鍍金製）	二本	
(47)	笄（鍍金製）	一本	
9	鏡台	一基	
	内容品 櫛	二十枚	
	笄	二本	
10	小袿及び幼児服		一揃
(1)	小袿	一領	
(2)	小袖	一枚	
(3)	帯	一帯	
(4)	張袴	一腰	
(5)	幼児服	一枚	
(6)	幼児服	一枚	
(7)	幼児服	一枚	
(8)	幼児服	一枚	
(9)	幼児服	一枚	
(10)	幼児服	一枚	
(11)	幼児服	一枚	
(12)	幼児服	一枚	
(13)	幼児服（綿入れ）	一枚	
(14)	守袋	二個	

審査報告書

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年四月二十五日

外務委員長　岡野　裕

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止及び処罰のための国際協力を促進するため、麻薬及び向精神薬の不正取引の処罰、不正取引による収益等の没収、犯罪人引渡し等について国際的な枠組みを定めたものである。我が国がこの条約を締結することは、我が国における麻薬及び向精神薬の不正取引の防止の一層の強化並びに薬物問題についての国際協力の一層の推進の見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年四月二十五日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約

この条約の締約国は、

麻薬及び向精神薬の不正な生産、需要及び取引が大量であり、かつ、増加の傾向にあることが、人類の健康及び福祉に対し重大な脅威となり並びに社会の経済的、文化的及び政治的基盤に悪影響を及ぼすことを深く憂慮し、

更に、麻薬及び向精神薬の不正取引の侵食が種々の社会集団において継続的に増大していること、特に、世界の多くの地域において児童が、不正な薬物の消費の市場として並びに麻薬及び向精神薬の不正な生産、分配及び取引のために、利用されている事実が計り知れないほど重大な危険を伴うものであることを深く憂慮し、

不正取引とその他の関連する組織的な犯罪活動との結び付きが、正当な経済活動を害し並びに国の安定、安全及び主権に脅威を与えることを認め、

更に、不正取引が国際的な犯罪活動であり、その防止のためには緊急の注意を払い及び最高の優先度を与える必要があることを認め、

不正取引が生み出す大きな経済的利益及び富により、国際的な犯罪組織が政府の組織、合法的な商取引又は金融取引の事業及び社会一般のあらゆる段階に浸透し、これらを汚染し及び堕落させることを可能としていることを認識し、

不正取引を行う者からその犯罪活動による収益を剝奪し、これにより不正取引を行う主要な動機を無くすことを決意し、

麻薬及び向精神薬の濫用の問題の根本的な原因（麻薬及び向精神薬の不正な需要並びに不正取引により生ずる極めて大きな利益を含む。）を除去することを希望し、

麻薬及び向精神薬の製造に使用されるある種の物質（前駆剤、化学物質及び溶剤を含む。）であって、その入手が容易であるために麻薬及び向精神薬の密造の増加をもたらすものを監視するための措置が必要であることを考慮し、

海上における不正取引の防止について国際協力を一層推進することを決意し、

不正取引を撲滅することがすべての国の共同の責務であること及びその撲滅のために国際協力の枠組みの下で協同して行動することが必要であることを認め、

麻薬及び向精神薬の統制の分野における国際連合の権限を認め、また、その統制に関係する国際機関が国際連合の枠内にあることを希望し、

麻薬及び向精神薬の分野の現行の条約の基本原則並びにこれらにより具体化されている統制制度を再確認し、

不正取引の大きな規模及び範囲並びにそのもたらす重大な結果に対処するため、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約を改正する千九百七十二年の議定書により改正された同条約及び千九百七十一年の向精神薬に関する条約に定める措置を強化し及び補完することの必要性を認め、

更に、不正取引に係る国際的な犯罪活動の防止を目的とする刑事問題に関する国際協力のための効果的な法律上の手段を強化することが重要であることを認め、

特に不正取引の防止を目的としかつ不正取引の問題全般の種々の部面、特に麻薬及び向精神薬の分野における現行の条約に定められていない部面について考慮する包括的、効果的及び実効的な国際条約を締結することを希望して、

ここに、次のとおり協定する。

第一条　定義

この条約においては、別段の明示的な定めがある場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の定義に従う。

(a)「統制委員会」とは、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約及び千九百六十一年の麻薬に関する単一条約を改正する千九百七十二年の議定書により改正された同条約により設置された国際麻薬統制委員会をいう。

(b)「大麻植物」とは、カンナビス属の植物をいう。

(c)「コカ樹」とは、エリスロキシロン属の植物をいう。

(d)「商業運送業者」とは、報酬、給料その他の利益を得るために人、貨物又は郵便物の輸送に従事する人又は公的、私的その他の団体をいう。

(e)「麻薬委員会」とは、国際連合の経済社会理事会の麻薬委員会をいう。

(f)「没収」とは、裁判所その他の権限のある当局の命令による財産の永久的な剝奪をいう。

(g)「監視付移転」とは、第三条1の規定に従って定められる犯罪を実行し又はその実行に関与した者を特定するため、一又は二以上の国の権限のある当局が、事情を知りながら、かつ、その監視の下に、麻薬、向精神薬、この条約に附属する付表Ⅰ若しくは付表Ⅱに掲げる物質又はこれらに代わる物質の不正な又はその疑いがある送り荷が当該一又は二以上の国の領域を出、これを通過し又はこれに入ることを認めることとする方法をいう。

(h)「千九百六十一年の条約」とは、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約をいう。

(i)「改正された千九百六十一年の条約」とは、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約を改正する千九百七十二年の議定書により改正された千九百六十一年の麻薬に関する単一条約をいう。

(j)「千九百七十一年の条約」とは、千九百七十一年の向精神薬に関する条約をいう。

(k)「理事会」とは、国際連合の経済社会理事会をいう。

(l)「凍結」又は「押収」とは、裁判所その他の権限のある当局が出した命令に基づき財産の移転、転換、処分若しくは移動を一時的に禁止すること又は当該命令に基づき財産の一時的な保管若しくは管理を行うことをいう。

(m)「不正取引」とは、第三条の1及び2に規定する犯罪をいう。

(n)「麻薬」とは、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約及び千九百六十一年の麻薬に関する単一条約を改正する千九百七十二年の議定書により改正された同条約の付表Ⅰ及び付表Ⅱに掲げる天然又は合成の物質をいう。

(o)「けし」とは、パパヴェル・ソムニフェルム・L種の植物をいう。

(p)「収益」とは、第三条1の規定に従って定められる犯罪の実行により生じ又は直接若しくは間接に得られた財産をいう。

(q)「財産」とは、有体物であるか無体物であるか、動産であるか不動産であるか及び有形であるか無形であるかを問わず、あらゆる種類の財産及びこれらの財産に関する権原又は権利を証明する法律上の書類又は文書をいう。

(r)「向精神薬」とは、千九百七十一年の向精神薬に関する条約の付表Ⅰから付表Ⅳまでに掲げる天然若しくは合成の物質又は自然の産物をいう。

(s)「事務総長」とは、国際連合事務総長をいう。

(t)「付表Ⅰ」及び「付表Ⅱ」とは、この条約に附属する物質の表でそれぞれ対応する番号を付したもの（第十二条の規定に従って改正された場合には、改正後のもの）をいう。

(u)「通過国」とは、不正な麻薬、向精神薬並びに付表Ⅰ及び付表Ⅱに掲げる物質がその領域を移動する国であって、これらの原産地でも最終仕向地でもないものをいう。

第二条　条約の適用範囲

1　この条約の目的は、締約国が国際的な広がりをもつ麻薬及び向精神薬の不正取引の種々の部面について一層効果的に対処することができるよう締約国間の協力を促進することにある。締

約国は、この条約に基づく義務を履行するに当たり、自国の立法に関する制度の基本的な規定に従い、必要な措置（立法上及び行政上の措置を含む。）をとる。

2　締約国は、国の主権平等及び領土保全の原則並びに国内問題への不干渉の原則に反しない方法で、この条約に基づく義務を履行する。

3　締約国は、他の締約国の領域において、当該他の締約国の当局がその国内法により専ら有する裁判権の行使及び任務の遂行については、これを行ってはならない。

第三条　犯罪及び制裁

1　締約国は、自国の国内法により、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な措置をとる。

(a)(i)　千九百六十一年の条約、改正された千九百六十一年の条約又は千九百七十一年の条約の規定に違反して、麻薬又は向精神薬を生産し、製造し、抽出し、製剤し、提供し、販売のために提供し、分配し、販売し、交付（名目のいかんを問わない。）し、仲介し、発送し、通過発送し、輸送し、輸入し又は輸出すること。

(ii)　千九百六十一年の条約及び改正された千九百六十一年の条約の規定に違反して、麻薬を生産するためにけし、コカ樹又は大麻植物を栽培すること。

(iii)　(i)に規定する行為のために麻薬又は向精神薬を所持し又は購入すること。

(iv)　麻薬又は向精神薬の不正な栽培、生産又は製造のために用いられることを知りながら、装置、原料又は付表Ⅰ若しくは付表Ⅱに掲げる物質を製造し、輸送し又は分配すること。

(v)　(i)から(iv)までに規定する犯罪を組織し若しくは管理し又はこれらの犯罪に資金を提供すること。

(b)(i)　(a)の規定に従って定められる犯罪又はこれらの犯罪への参加行為により生じた財産であることを知りながら、当該財産の不正な起源を隠匿し若しくは偽装する目的で又はこれらの犯罪を実行し若しくはその実行に関与した者がその行為による法律上の責任を免れることを援助する目的で、当該財産を転換し又は移転すること。

(ii)　(a)の規定に従って定められる犯罪又はこれらの犯罪への参加行為により生じた財産であることを知りながら、当該財産の真の性質、出所、所在、処分若しくは移動又は当該財産に係る権利若しくは当該財産の所有権を隠匿し又は偽装すること。

(c)　自国の憲法上の原則及び法制の基本的な概念に従うことを条件として、

(i)　(a)の規定に従って定められる犯罪又はこれらの犯罪への参加行為により生じた財産であることを当該財産を受け取った時において知りながら、当該財産を取得し、所持し又は使用すること。

(ii)　麻薬又は向精神薬の不正な栽培、生産又は製造のために用いられており又は用いられることを知りながら、装置、原料又は付表Ⅰ若しくは付表Ⅱに掲げる物質を所持すること。

(iii)　この条の規定に従って定められる犯罪を実行し又は麻薬若しくは向精神薬を不正に使用することを方法のいかんを問わず公然とあおり又は唆すこと。

(iv)　この条の規定に従って定められる犯罪に参加し、これを共謀し、これに係る未遂の罪を犯し、これをほう助し、教唆し若しくは援助し又はこれについて相談すること。

2　締約国は、自国の憲法上の原則及び法制の基本的な概念に従うことを条件として、自国の国内法により、千九百六十一年の条約、改正された千九百六十一年の条約又は千九百七十一年の条約の規定に違反して麻薬又は向精神薬を個人的な使用のために故意に所持し、購入し又は栽培することを犯罪とするため、必要な措置をとる。

3　1に規定する犯罪の要件として求められる認識、故意又は目的は、客観的な事実の状況により推認することができる。

4(a)　締約国は、1の規定に従って定められる犯罪の実行につき、これらの犯罪の重大性を考慮した拘禁刑その他の形態の自由を剝奪する刑、罰金刑、没収等の制裁を科する。

(b)　締約国は、1の規定に従って定められる犯罪につき、有罪判決又は処罰のほかに、犯罪者が治療、教育、後保護、更生、社会復帰等の措置を受けることとすることができる。

(c)　(a)及び(b)の規定にかかわらず、締約国は、軽微な性質の事件について適当な場合には、有罪判決又は処罰に代わるものとして、教育、更生、社会復帰等の措置を講ずることができるものとし、また、犯罪者が薬物の濫用者であるときは、治療及び後保護の措置を講ずることができる。

(d)　締約国は、2の規定に従って定められる犯罪につき、有罪判決若しくは処罰に代わるものとして又は有罪判決若しくは処罰のほかに、犯罪者の治療、教育、後保護、更生又は社会復帰のための措置を講ずることができる。

5　締約国は、自国の裁判所その他の裁判権を有する権限のある当局が、1の規定に従って定められる犯罪の実行が特に重大であるとして次のような事実の状況を考慮することができるようにする。

(a)　犯罪者の属する組織的な犯罪集団が当該犯罪にかかわっていること。

(b)　当該犯罪以外の国際的かつ組織的な犯罪活動に犯罪者がかかわっていること。

(c)　当該犯罪の実行によって助長されるその他の違法行為に犯罪者がかかわっていること。

(d)　犯罪者による暴力の行使又は武器の使用

(e)　犯罪者が公職にあり、かつ、当該犯罪がその公職に関係しているという事実

(f)　未成年者の犠牲又は利用

(g)　当該犯罪が、刑務所、教育施設若しくは社会サービス施設若しくはこれらの近傍において又は学童及び学生が教育活動、スポーツ活動若しくは社会活動のために集まるその他の場所において行われたという事実

(h)　外国の判決であるか自国の判決であるかを問わず過去の有罪判決、特に当該犯罪と同様の犯罪についての過去の有罪判決（自国の国内法により認められる範囲内のものに限る。）

6　締約国は、この条の規定に従って定められる

犯罪を行った者の訴追に関する国内法における法律上の裁量的な権限が、これらの犯罪に関する法の執行が最大の効果を上げるように、かつ、これらの犯罪の実行を抑止することの必要性について妥当な考慮を払って、行使されることを確保するよう努める。

7　締約国は、裁判所その他の権限のある当局が、1の犯罪について有罪とされた者の早期釈放又は仮釈放の可否を検討するに当たり、このような犯罪の重大性及び5の状況に留意することを確保する。

8　締約国は、適当な場合には、自国の国内法により、1の規定に従って定められる犯罪につき、公訴を提起することができる長期の出訴期間を定めるものとし、また、容疑者が裁判を逃れているときは、一層長期の期間を定める。

9　締約国は、自国の法制に適合する範囲内で、1の規定に従って定められる犯罪について訴追され又は有罪とされた者で自国の領域内において発見されたものが所要の刑事手続に出頭することを確保するための適当な措置をとる。

10　この条約に基づく締約国間の協力（特に、第五条から第七条まで及び第九条の規定に基づくものを含む。）においては、この条の規定に従って定められる犯罪は、財政に係る犯罪、政治犯罪又は政治的な動機による犯罪として取り扱ってはならない。もっとも、締約国の憲法上の制限及び基本的な国内法の規定の適用を妨げるものではない。

11　この条のいかなる規定も、締約国の国内法によりこの条に規定する犯罪及び当該犯罪に係る法律上の犯罪阻却事由を定義し並びにこれらの犯罪を訴追し及び処罰するという原則に影響を及ぼすものではない。

第四条　裁判権

1　締約国は、

(a)　次の場合において前条1の規定に従って自国が定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(i)　犯罪が自国の領域内で行われる場合

(ii)　犯罪が、その行われる時に自国の法律により登録され若しくは自国の旗を掲げることを認められていた船舶又は当該時に自国の法律により登録されていた航空機内で行われる場合

(b)　次の場合において前条1の規定に従って自国が定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとることができる。

(i)　犯罪が自国の国民又は自国の領域内に常居所を有する者によって行われる場合

(ii)　犯罪が、自国が第十七条の規定に従って適当な措置をとることについて許可を得た船舶で行われる場合。ただし、その裁判権の行使は、同条の4及び9の規定に基づく協定又は取極に従って行う。

(iii)　犯罪が前条1(c)(iv)の規定に従って定められる犯罪である場合において、当該犯罪を、同条1の規定に従って定められる犯罪を自国の領域内において行うために、自国の領域外において行うとき。

2　締約国は、更に、

(a)　容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、自国が他の締約国に対して次のいずれかの事由により当該容疑者の引渡しを行わない場合においては、前条1の規定に従って自国が定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(i)　犯罪が、自国の領域内で行われ、又はその行われた時に自国の法律により登録され若しくは自国の旗を掲げることを認められていた船舶若しくは当該時に自国の法律により登録されていた航空機内で行われたこと。

(ii)　犯罪が自国の国民によって行われたこと。

(b)　容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、自国が他の締約国に対して当該容疑者の引渡しを行わない場合においては、前条1の規定に従って自国が定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとることができる。

3　この条約は、締約国が自国の国内法に従って設定した刑事裁判権の行使を排除するものではない。

第五条　没収

1　締約国は、次のものの没収を可能とするため、必要な措置をとる。

(a)　第三条1の規定に従って定められる犯罪により生じた収益又はその収益に相当する価値を有する財産

(b)　第三条1の規定に従って定められる犯罪において、方法のいかんを問わず、用い又は用いようとした麻薬、向精神薬、原料及び装置その他の道具

2　締約国は、また、自国の権限のある当局が1の収益、財産又は道具その他の物を最終的に没収するために特定し、追跡し及び凍結又は押収をすることができるようにするため、必要な措置をとる。

3　締約国は、この条に規定する措置を実施するため、自国の裁判所その他の権限のある当局に対し、銀行、財務又は商取引の記録の提出又は押収を命令する権限を与える。締約国は、銀行による秘密の保持を理由としては、この3の規定に基づく行動をとることを拒否することができない。

4　(a)　締約国は、1の収益、財産及び道具その他の物が自国の領域内にある場合には、第三条1の規定に従って定められる犯罪についての裁判権を設定した他の締約国によるこの条の規定に基づく要請により、次のいずれかの措置をとる。

(i)　没収についての命令を得るため、当該要請を自国の権限のある当局に提出し、当該命令が出されたときは、これを執行すること。

(ii)　当該要請を行った締約国により出された1の規定に基づく没収についての命令が当該要請を受けた締約国の領域内にある1の収益、財産及び道具その他の物に関するものであるときは、当該命令を、要請される範囲内で執行するため、当該要請を受けた締約国の権限のある当局に提出すること。

(b)　締約国は、第三条1の規定に従って定められる犯罪についての裁判権を設定した他の締約国によるこの条の規定に基づく要請を受けた場合には、当該他の締約国又は(a)の規定に基づく要請に従い自国が没収についての命令

を最終的に出すために1の収益、財産又は道具その他の物を特定し、追跡し及び凍結又は押収をすることができるようにするための措置をとる。

(c) (a)及び(b)に規定する処分又は行為は、要請を受けた締約国の国内法及び手続規則又は当該要請を受けた締約国を当該要請を行った締約国との関係において拘束する二国間若しくは多数国間の条約、協定若しくは取極に従って、かつ、これらを条件として行う。

(d) 第七条の6から19までの規定は、この条を適用する場合について準用する。この条の規定に基づく要請には、第七条10に規定する情報のほか、次の事項を含む。

(i) (a)(i)の規定に基づく要請にあっては、没収されるべき財産についての記載及び当該要請を行った締約国が基礎とする事実であって、当該要請を受けた締約国がその国内法に従い命令を得ることを可能とするに足りるものの記述

(ii) (a)(ii)の規定に基づく要請にあっては、当該要請を行った締約国が出した当該要請に係る没収についての命令の法律上認められる謄本、事実の記述及び命令の執行が要請される範囲に関する情報

(iii) (b)の規定に基づく要請にあっては、当該要請を行った締約国が基礎とする事実の記述及び要請する措置についての記載

(e) 締約国は、この4の規定を実施する自国の法令の条文及びその法令に変更があった場合にはその変更後の条文を、事務総長に提出する。

(f) 関連する条約の存在を(a)及び(b)の措置をとるための条件とする締約国は、この条約を必要かつ十分な根拠となる条約として取り扱う。

(g) 締約国は、この条に基づく国際協力の実効性を高めるため、二国間又は多数国間の条約、協定又は取極を締結するよう努める。

5 (a) 締約国が1又は4の規定に基づいて没収した収益又は財産は、当該締約国の国内法及び行政手続に従って処分する。

(b) 締約国は、この条に基づく他の締約国の要請により行動する場合には、次のことについての協定を締結することに特に考慮を払うことができる。

(i) (a)の収益若しくは財産の価値、これらの収益若しくは財産の売却により生じた資金又はこれらの価値若しくは資金の相当な部分を、麻薬及び向精神薬の不正取引及び濫用の防止に専ら取り組んでいる政府間機関に寄附すること。

(ii) 定期的に又は個々の場合に応じて、(a)の収益若しくは財産又はこれらの売却により生じた資金を、自国の国内法若しくは行政手続又はこれらの配分のために締結する二国間若しくは多数国間の協定に従い他の締約国との間で配分すること。

6 (a) 収益が他の財産に変形し又は転換した場合には、当該収益に代えて当該他の財産につきこの条に規定する措置をとることができる。

(b) 収益が合法的な出所から取得された財産と混同した場合には、押収又は凍結のいかなる権限も害されることなく、当該混同した収益の評価価値を限度として当該財産について没収することができる。

(c) 次のものから生じた収入その他の利益について、収益と同様の方法により及び同様の限度においてこの条に規定する措置をとることができる。

(i) 収益

(ii) 収益が変形し又は転換した財産

(iii) 収益が混同した財産

7 締約国は、没収の対象となる疑いがある収益その他の財産の合法的な出所につき、自国の国内法の原則及び司法その他の手続の性質に適合する範囲内で、挙証責任が転換されることを確保することを検討することができる。

8 この条の規定は、善意の第三者の権利を害するものと解してはならない。

9 この条のいかなる規定も、この条に規定する措置が締約国の国内法に従って、かつ、これを条件として定められ及び実施されるという原則に影響を及ぼすものではない。

第六条　犯罪人引渡し

1 この条の規定は、締約国が第三条1の規定に従って定める犯罪について適用する。

2 この条の規定の適用を受ける犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。締約国は、相互間で将来締結されるすべての犯罪人引渡条約にこの条の規定の適用を受ける犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。

3 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、この条約をこの条の規定の適用を受ける犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。この条約を犯罪人引渡しの法的根拠とするために具体的な立法を必要とする締約国は、必要な立法を行うことを考慮する。

4 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、相互間で、この条の規定の適用を受ける犯罪を引渡犯罪と認める。

5 犯罪人引渡しは、請求を受けた締約国の法令に定める条件又は適用可能な犯罪人引渡条約に定める条件に従う。これらの条件には、請求を受けた締約国が犯罪人引渡しを拒否することができる理由を含む。

6 この条の規定による請求を受けた締約国は、当該請求を考慮するに当たり、自国の司法当局その他の権限のある当局が、当該請求に応ずることにより、人種、宗教、国籍若しくは政治的意見を理由とする当該請求の対象となる者の訴追若しくは処罰を容易にし又はその者がこれらの理由による侵害を受けると信ずるに足りる実質的な根拠がある場合には、当該請求に応ずることを拒否することができる。

7 締約国は、この条の規定の適用を受ける犯罪につき、犯罪人引渡手続を迅速に行うよう努めるものとし、また、この手続についての証拠に関する要件を簡易にするよう努める。

8 請求を受けた締約国は、状況が正当かつ緊急であると認められる場合において当該請求を行った締約国の請求があるときは、自国の国内法及び犯罪人引渡条約に従うことを条件として、その引渡しが求められている自国の領域内

に所在する者を抑留することその他犯罪人引渡手続へのその者の出頭を確保するための適当な措置をとることができる。

9　締約国は、容疑者が自国の領域内において発見された場合において、自国の国内法に従って設定した刑事裁判権の行使を妨げられることなく、

(a)　第三条1の規定に従って定められる犯罪につき第四条2(a)に規定する事由に基づいて当該容疑者の引渡しを行わない場合には、請求を行った締約国との間で別段の合意があるときを除くほか、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

(b)　第三条1の規定に従って定められる犯罪につき当該容疑者の引渡しを行わず、かつ、当該犯罪について第四条2(b)に基づく裁判権を設定している場合には、請求を行った締約国からその正当な裁判権を保持するための請求を受けたときを除くほか、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

10　請求を受けた締約国は、刑の執行を目的とする犯罪人引渡しをその引渡しの対象となる者が自国の国民であるという理由により拒否した場合において、当該請求を行った締約国からの申出があるときは、自国の法律が認め、かつ、その法律の要件に適合する限りにおいて、当該請求を行った締約国の法律に従って言い渡された刑又はその残余の執行について考慮する。

11　締約国は、犯罪人引渡しを行い又はその実効性を高めるための二国間又は多数国間の協定を締結するよう努める。

12　締約国は、この条の規定の適用を受ける犯罪につき拘禁刑その他の形態の自由を剝奪する刑を言い渡された者を、その者の国においてその刑の執行を可能とするため、当該国に移送することに関する二国間又は多数国間の協定（個別的なものであるか一般的なものであるかを問わない。）を締結することを考慮することができる。

第七条　法律上の相互援助

1　締約国は、この条の規定に基づき、第三条1の規定に従って定められる犯罪に関する捜査、訴追及び司法手続において、最大限の法律上の援助を相互に与える。

2　この条の規定に従って与えられる法律上の相互援助については、次の事項のために要請することができる。

(a)　供述の取得

(b)　裁判上の文書の送達の実施

(c)　捜索及び押収の実施

(d)　物及び場所の見分

(e)　情報及び証拠物の提供

(f)　関連する文書及び記録（銀行、財務、法人又は業務の記録を含む。）の原本又は証明された謄本の提供

(g)　証拠のための収益、財産及び道具その他の物の特定又は追跡

3　締約国は、要請を受けた締約国の国内法によって認められるその他の形態の法律上の援助を相互に与えることができる。

4　締約国は、要請があるときは、自国の国内法及び慣行に適合する範囲内で、捜査に協力し若しくは司法手続に参加することに同意する者（抑留中の者を含む。）の出頭又は協力を促進し、又は奨励する。

5　締約国は、銀行による秘密の保持を理由としては、この条の規定に基づく法律上の相互援助を与えることを拒否することができない。

6　この条の規定は、刑事問題に関する法律上の相互援助を全面的又は部分的に定める現行の又は将来締結される二国間又は多数国間の他の条約に基づく義務に影響を及ぼすものではない。

7　8から19までの規定は、関係締約国が法律上の相互援助に関する条約によって拘束されていない場合には、この条の規定に従って行われる要請について適用する。当該関係締約国がそのような条約によって拘束されている場合には、そのような条約の対応する規定は、当該関係締約国がこれらの規定に代えて8から19までの規定を適用することに合意する場合を除くほか、適用する。

8　締約国は、法律上の相互援助の要請を実施し又はその要請をその実施のために権限のある当局に送付する責任及び権限を有する一の当局又は必要な場合には二以上の当局を指定するものとし、指定されたその一又は二以上の当局を事務総長に通知する。法律上の相互援助の要請の送付及びその要請に関連する通報は、締約国が指定した当局の間で行う。この規定は、このような要請及び通報が外交上の経路により、又は緊急の状況において関係締約国が合意しかつ可能な場合には国際刑事警察機構を通じて行われることを要求する締約国の権利を害するものではない。

9　要請は、当該要請を受けた締約国が受け入れることができる言語による書面によって行う。各締約国が受け入れることができる一又は二以上の言語は、事務総長に通知する。緊急の状況において関係締約国が合意する場合には、要請は、口頭によって行うことができるが、直ちに書面によって確認する。

10　法律上の相互援助の要請には、次の事項を含む。

(a)　要請を行う当局の特定

(b)　要請に係る捜査、訴追又は司法手続の対象及びその性質並びにこれらの捜査、訴追又は司法手続を行う当局の名称及び任務

(c)　関連する事実の概要（裁判上の文書の送達のための要請の場合を除く。）

(d)　要請する援助についての記載及び要請を行った締約国がとられることを希望する特別の手続の詳細

(e)　可能な場合には、関係者の特定、居所及び国籍

(f)　証拠、情報又は措置が求められる目的

11　要請を受けた締約国は、追加の情報が自国の国内法に従って当該要請を実施するために必要と認める場合又は追加の情報が当該要請の実施を容易にすることができる場合には、当該追加の情報を求めることができる。

12　要請は、当該要請を受けた締約国の国内法に従って実施するものとし、また、その国内法に違反しない範囲内で、及び可能な場合には当該要請において明示された手続に従って実施する。

13　要請を行った締約国は、当該要請を受けた締約国が提供した情報又は証拠を、当該要請を受

けた締約国の事前の同意なしに、当該要請において明記された捜査、訴追又は司法手続以外のもののために送付し、又は利用してはならない。

14　要請を行った締約国は、当該要請を受けた締約国が当該要請の実施に必要な範囲を除くほか当該要請の事実及び内容を秘密のものとして取り扱うことを求めることができる。当該要請を受けた締約国が秘密のものとして取り扱うことができない場合には、当該要請を受けた締約国は、速やかにその旨を当該要請を行った締約国に通報する。

15　法律上の相互援助は、次の場合には拒否することができる。

(a)　要請がこの条の規定に従って行われていない場合

(b)　要請を受けた締約国が当該要請の実施により自国の主権、安全、公の秩序その他の重要な利益を害されるおそれがあると認める場合

(c)　要請を受けた締約国の当局が、当該要請に係る犯罪と同様の犯罪について捜査、訴追又は司法手続が当該当局の管轄内において行われているとした場合において、要請された措置をとることを自国の国内法により禁止されているとき。

(d)　要請を受け入れることが当該要請を受けた締約国の法律上の相互援助に関する法制に違反することとなる場合

16　法律上の相互援助を拒否する場合には、その理由を示さなければならない。

17　要請を受けた締約国は、進行中の捜査、訴追又は司法手続が法律上の相互援助により妨げられることを理由として、その相互援助を延期することができる。この場合において、当該要請を受けた締約国は、自国が必要と認める条件に従ってその相互援助を行うか行わないかについて決定するために当該要請を行った締約国と協議する。

18　要請を行った締約国の領域において、司法手続において証言を行い又は捜査、訴追若しくは司法手続に協力することに同意する証人、専門家その他の者は、当該要請を受けた締約国の領域を出発する前の行為、不作為又は有罪判決につき、当該要請を行った締約国の領域において訴追、拘禁若しくは処罰をされず、又は身体の自由についての他のいかなる制限も課せられない。このような保証措置は、当該証人、専門家その他の者が、当該要請を行った締約国の司法当局により出頭することを要求されなくなったことを公式に伝えられた日から引き続く十五日の期間（当該両締約国が合意する期間がある場合には、その期間）内において当該要請を行った締約国の領域から離れる機会を有していたにもかかわらず当該領域内に任意に滞在していたときにあっては当該期間が満了した時に、又は当該領域から離れた後自己の自由意思で当該領域に戻ってきたときにあってはその時にそれぞれ終了する。

19　要請の実施に要する通常の費用は、関係締約国間において別段の合意がある場合を除くほか、当該要請を受けた締約国が負担する。要請を実施するために高額な経費又は特別の性質の経費が必要であり又は必要となる場合には、関係締約国は、当該要請を実施する条件及び費用の負担の方法を決定するために協議する。

20　締約国は、必要な場合には、この条の規定の目的に寄与し、この条の規定を実際に実施し又はこの条の規定の効果を高めるための二国間又は多数国間の協定又は取極の締結の可能性を考慮する。

第八条　手続の移管

締約国は、裁判の正当な運営の利益になると認める場合には、第三条1の規定に従って定められる犯罪の刑事訴追のための手続を相互に移管することの可能性について考慮する。

第九条　その他の形態の協力及び訓練

1　締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、第三条1の規定に従って定められる犯罪の実行を防止するための法執行の活動の効果を上げるために、相互にかつ緊密に協力する。締約国は、特に、二国間又は多数国間の協定又は取極に基づき、次のことを行う。

(a)　第三条1の規定に従って定められる犯罪のすべての部面（自国が適当と認める場合には、他の犯罪活動との関連を含む。）に関する情報の確実かつ迅速な交換を促進するため、権限のある機関相互間の連絡の経路を設け、維持すること。

(b)　第三条1の規定に従って定められる犯罪であって国際的性格を有するものについて次の事項に関する照会を行うに当たり、相互に協力すること。

(i)　第三条1の規定に従って定められる犯罪にかかわっていると疑われる者の特定、所在及び活動

(ii)　(i)の犯罪の実行により生じた収益又は財産の移動

(iii)　(i)の犯罪の実行に用い又は用いようとした麻薬、向精神薬、付表Ⅰ及び付表Ⅱに掲げる物質並びに道具の移動

(c)　適当な場合において、国内法に違反しないときは、この1の規定を実施するため合同の班を設けること（これに当たり、班員及びその班の活動の安全を保護することの必要性を考慮する。）。その班に参加する締約国の公務員は、領域内においてその活動が行われる締約国の適当な当局の承認を受けて行動する。このような場合において、関係締約国は、領域内においてその活動が行われる締約国の主権が十分に尊重されることを確保する。

(d)　適当な場合には、分析又は捜査のために必要な量の物質を提供すること。

(e)　権限のある機関相互間の効果的な調整を促進し及び職員その他の専門家の交換（連絡員の配置を含む。）を推進すること。

2　締約国は、必要な範囲内で、第三条1の規定に従って定められる犯罪の防止の任務を課せられた自国の法執行に当たる職員その他の職員（税関職員を含む。）のための特別な訓練計画を開始し、発展させ、又は改善する。その訓練計画には、特に次の事項を含む。

(a)　第三条1の規定に従って定められる犯罪の探知及び防止に用いられる方法

(b)　第三条1の規定に従って定められる犯罪にかかわっていると疑われる者が特に通過国において用いる経路及び技術並びにこれらへの適当な対策

(c) 麻薬、向精神薬並びに付表Ⅰ及び付表Ⅱに掲げる物質の輸入及び輸出の監視

(d) 第三条1の規定に従って定められる犯罪により生じた収益及び財産並びにこれらの犯罪の実行に用い又は用いようとした麻薬、向精神薬、付表Ⅰ及び付表Ⅱに掲げる物質並びに道具の移動の探知及び監視

(e) (d)の収益、財産及び道具の移転、隠匿又は偽装に用いられる方法

(f) 証拠の収集

(g) 自由貿易地帯及び自由港における統制の技術

(h) 法執行の最新の技術

3 締約国は、2に規定する分野における専門知識を共有するための調査計画及び訓練計画を策定し及び実施するため相互に援助するものとし、そのため、適当な場合には、協力を推進する地域間の又は国際的な会議及びセミナーを利用し、並びに相互に関心のある問題（通過国にとっての特殊な問題及び必要な事項を含む。）についての討論を奨励する。

第十条　通過国のための国際協力及び援助

1 締約国は、直接に又は権限のある国際的若しくは地域的機関を通じ、通過の阻止その他の関連する活動についての技術協力計画により、可能な範囲内で、通過国、特に援助及び支援を必要とする開発途上国を援助し及び支援するために協力する。

2 締約国は、直接に又は権限のある国際的若しくは地域的機関を通じ、1の通過国に対し、不正取引の効果的な規制及び防止に必要な基盤を向上させ及び強化するため、資金援助を提供することを約束することができる。

3 締約国は、この条の規定に基づく国際協力の実効性を高めるため二国間又は多数国間の協定又は取極を締結することができるものとし、また、その締結に当たっては財政上の取極を考慮することができる。

第十一条　監視付移転

1 締約国は、自国の国内法制の基本原則によって認められる場合には、第三条1の規定に従って定められる犯罪にかかわっている者を特定し、その者に対して法的措置をとるため、相互に合意する協定又は取決めにより、国際的な規模における監視付移転の適当な利用ができるように、可能な範囲内で必要な措置をとる。

2 監視付移転を利用することの決定は、個々にその事例に応じて行うものとし、また、必要な場合には、その決定に当たり、財政上の取極及び関係締約国の裁判権の行使に関する了解を考慮することができる。

3 監視付移転の利用が合意された不正な送り荷については、関係締約国の同意の下にこれを差し止め、及び麻薬若しくは向精神薬をそのままで又はその全部若しくは一部を抜き取って若しくは差し換えて送付の続行を認めることができる。

第十二条　麻薬又は向精神薬の不正な製造に頻繁に使用される物質

1 締約国は、付表Ⅰ及び付表Ⅱに掲げる物質が麻薬又は向精神薬の不正な製造に流用されることを防止するための適当と認める措置をとるものとし、このために相互に協力する。

2 締約国又は統制委員会は、自己の有する資料により一の物質を付表Ⅰ又は付表Ⅱに加えることが必要であると認める場合には、事務総長に対し、その旨を通告し、かつ、その通告の裏付けとなる資料を提出する。この2から7までに規定する手続は、締約国又は統制委員会が一の物質を付表Ⅰ若しくは付表Ⅱから削り又は一方の付表の物質を他方の付表に転記することを正当とする資料を有する場合についても、適用する。

3 事務総長は、2の通告及び関係があると認める資料を締約国、麻薬委員会及びその通告が締約国によって行われたときは統制委員会に送付する。締約国は、事務総長に対し、当該通告に関する意見を、統制委員会が評価を行い及び麻薬委員会が決定を行うに当たって役立つと考えられるすべての補足的資料とともに、通知する。

4 統制委員会は、2の物質の正当な使用の程度、重要性及び多様性を考慮し、かつ、正当な目的の場合にも麻薬又は向精神薬の不正な製造の場合にも代替物質を使用することができる可能性及び容易さを考慮した上で、次の(a)及び(b)の基準が満たされていると認める場合には、麻薬委員会に対し、当該物質についての評価（当該物質を付表Ⅰ又は付表Ⅱに加えることが正当な使用及び不正な製造に及ぼすと思われる効果を含む。）を、その評価に照らして適当と認める監視措置を勧告するときにあってはその勧告とともに、通知する。

(a) 当該物質が麻薬又は向精神薬の不正な製造に頻繁に使用されること。

(b) 麻薬又は向精神薬の不正に製造された量及び程度が国際的な行動を正当化するに足りる公衆の健康上又は社会上の深刻な問題を引き起こすこと。

5 麻薬委員会は、締約国が提出した意見並びに統制委員会の意見及び勧告を考慮する（ただし、科学的な事項に関する統制委員会の評価は、そのまま受け入れなければならない。）とともに、その他関連のあるすべての要因を十分考慮して、その構成国の三分の二以上の多数による議決で、一の物質を付表Ⅰ又は付表Ⅱに加えることを決定することができる。

6 麻薬委員会がこの条の規定に基づいて行ういずれの決定も、事務総長により、すべての国その他の者（この条約の締約国であるか締約国となることができるものであるかを問わない。）及び統制委員会に通知される。当該決定は、その通知の日の後百八十日を経過した後、各締約国について完全に効力を生ずる。

7 (a) この条の規定に基づいて行われた麻薬委員会の決定は、いずれかの締約国がその決定の通知の日の後百八十日以内に要請する場合には、理事会の審査を受ける。審査の要請は、その基礎となっているすべての関係資料とともに、事務総長に送付する。

(b) 事務総長は、審査の要請及び関係資料の写しを麻薬委員会、統制委員会及びすべての締約国に送付し、九十日以内にその意見を提出するよう要請する。事務総長が受領したすべての意見は、審議のため理事会に提出される。

(c) 理事会は、麻薬委員会の決定を確認し又は

故李方子女史（英親王妃）に由来する服飾等の譲渡に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

取り消すことができる。理事会の決定の通知は、すべての国その他の者（この条約の締約国であるか締約国になることができるものであるかを問わない。）、麻薬委員会及び統制委員会に送付される。

8 (a) 1の原則的規定並びに千九百六十一年の条約、改正された千九百六十一年の条約及び千九百七十一年の条約の原則的規定の適用を妨げることなく、締約国は、自国の領域において行われる付表Ⅰ及び付表Ⅱに掲げる物質の製造及び分配を監視するために適当と認める措置をとる。

(b) このため、締約国は、次のことを行うことができる。

(i) 当該物質の製造及び分配に従事する人及び企業を監督すること。

(ii) (i)の製造又は分配を行う施設及びその建造物を免許制度によって監督すること。

(iii) 免許を取得した者が(i)に規定する業務を行うための許可を受けることを義務付けること。

(iv) 製造業者及び分配業者の手元にその業務の正常な遂行及び市場の一般的状況に必要な数量を超えて当該物質が蓄積されることを防止すること。

9 締約国は、付表Ⅰ及び付表Ⅱに掲げる物質について次の措置をとる。

(a) 疑わしい取引の特定を促進するため、付表Ⅰ及び付表Ⅱに掲げる物質の国際取引を監視する制度を設置し、維持する。その監視制度は、製造業者、輸入者、輸出者、卸売業者及び小売業者との緊密な協力により行うものとし、これらの者は、疑わしい注文及び取引について権限のある当局に通報する。

(b) 麻薬又は向精神薬の不正な製造のために使用されているとの十分な証拠があるときは、付表Ⅰ又は付表Ⅱに掲げる物質を押収することを定める。

(c) 付表Ⅰ又は付表Ⅱに掲げる物質の輸入、輸出又は通過が麻薬又は向精神薬の不正な製造に使用されるためのものであると信ずるに足りる理由がある場合には、特に、支払方法その他のそのように信ずるに至った主要な理由についての情報を含め、これを関係締約国の権限のある当局及び機関に対して可及的速やかに通報する。

(d) 輸入品及び輸出品に適正な表示がされ並びにこれらについて書類が適切に備えられることを義務付ける。商取引の書類、例えば、送り状、積荷の目録、税関の書類、輸送についての書類、その他の積荷についての書類等には、輸入又は輸出される物質の付表Ⅰ又は付表Ⅱに掲げる名称、輸入又は輸出される数量並びに輸出者、輸入者及び可能な場合には荷受人の氏名及び住所が含まれなければならない。

(e) (d)の書類が二年以上の期間保存され及び権限のある当局の検査に供されることができるようにする。

10 (a) 9の規定に加えて、自国の領域から付表Ⅰに掲げる物質が輸出される締約国は、関係締約国が事務総長に要請する場合には、その輸出に先立ち、自国の権限のある当局が次の情報を輸入国の権限のある当局に提供することを確保する。

(i) 輸出者、輸入者及び可能な場合には荷受人の氏名及び住所

(ii) 付表Ⅰに掲げる物質の名称

(iii) 輸出される物質の数量

(iv) 入国予定の地点及び発送予定の日付

(v) その他の情報で関係締約国間で合意されるもの

(b) 締約国は、必要であり又は望ましいと認める場合には、この10に規定する措置よりも精細な又は厳しい統制措置をとることができる。

11 いずれかの締約国が他の締約国に対し9又は10の規定に従って情報を提供する場合には、その情報を提供する締約国は、その情報を受ける締約国に対し、すべての取引上、業務上、商取引上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を秘密のものとして取り扱うことを求めることができる。

12 締約国は、毎年、統制委員会に対し、同委員会の定める様式及び方法により、同委員会の提供する用紙を用いて、次の資料を提出する。

(a) 付表Ⅰ及び付表Ⅱに掲げる物質で押収されたものの数量及び判明するときはその出所

(b) 付表Ⅰ又は付表Ⅱに掲げられていない物質であって、麻薬又は向精神薬の不正な製造に使用されたことが明らかになり、かつ、締約国がこれにつき統制委員会の注意を喚起する十分な意義があると認めるもの

(c) 流用及び不正な製造の方法

13 統制委員会は、毎年、麻薬委員会に対し、この条の規定の実施状況を報告するものとし、麻薬委員会は、定期的に、付表Ⅰ及び付表Ⅱが適切かつ妥当であるかを検討する。

14 この条の規定は、付表Ⅰ又は付表Ⅱに掲げる物質を含有する医薬品の製剤その他の製剤であって当該物質を簡単には用いることができず又は当該物質を容易に用い得る手段では回収することができないように調合されているものについては、適用しない。

第十三条　原料及び装置

締約国は、麻薬及び向精神薬の不正な生産又は製造のための原料及び装置の取引及び流用を防止するために適当と認める措置をとるものとし、このために協力する。

第十四条　麻薬植物の不正な栽培を撲滅し並びに麻薬及び向精神薬の不正な需要を無くすための措置

1 締約国がこの条約によりとる措置は、千九百六十一年の条約、改正された千九百六十一年の条約及び千九百七十一年の条約の規定であって、麻薬及び向精神薬を含有する植物の不正な栽培を撲滅するため並びにこれらの麻薬及び向精神薬の不正な需要を無くすために適用されるものよりも緩やかなものであってはならない。

2 締約国は、麻薬又は向精神薬を含有するけし、コカ樹、大麻等の植物であって自国の領域内において不正に栽培されたものにつき、その不正な栽培を防止し及びこれらの植物を撲滅するための適当な措置をとる。その措置をとるに当たっては、基本的人権を尊重するものとし、また、歴史的にみてその証拠がある場合には伝統的かつ正当な使用について妥当な考慮を払う

とともに、環境の保護についても妥当な考慮を払う。

3 (a) 締約国は、撲滅のための努力の実効性を高めるために協力することができる。その協力には、特に、適当な場合には、不正な栽培に代えて経済的に成り立つ事業ができるようにする総合的な農村開発のための支援を含めることができる。このような農村開発のための計画を実施するに先立ち、市場への進出の機会、資源利用の可能性、社会経済の一般的状況等の要素を考慮するものとする。締約国は、その他の適当な協力についての措置に関し合意することができる。

(b) 締約国は、また、撲滅に関し科学的及び技術的情報を交換し並びに調査を行うことを促進する。

(c) 共通の国境を有する締約国は、その国境に沿ったそれぞれの地域における撲滅計画について協力するよう努める。

4 締約国は、人類の苦しみを軽減させ及び不正取引に対する金銭上の誘因を無くすため、麻薬及び向精神薬の不正な需要を無くし又は減少させるための適当な措置をとる。その措置は、特に、国際連合、世界保健機関等の国際連合の専門機関その他権限のある国際機関の勧告並びに千九百八十七年に開催された薬物の濫用及び不正取引に関する国際会議において採択された総合対策要綱のうち、防止、治療及び更生の分野における政府機関、非政府機関及び民間の努力に関するものを基礎とすることができる。締約国は、麻薬及び向精神薬の不正な需要を無くし又は減少させるため、二国間又は多数国間の協定又は取極を締結することができる。

5 締約国は、また、押収し又は没収した麻薬、向精神薬並びに付表Ⅰ及び付表Ⅱに掲げる物質を早期に廃棄し又は合法的に処分するため並びに正当に証明された必要量のこれらの物質を証拠として用いることができるようにするための必要な措置をとることができる。

第十五条　商業運送業者

1 締約国は、商業運送業者が用いる輸送手段が第三条1の規定に従って定められる犯罪の実行に利用されることのないよう適当な措置をとる。その措置には、商業運送業者との間の特別の取決めを含めることができる。

2 締約国は、商業運送業者に対し、その輸送手段が第三条1の規定に従って定められる犯罪の実行に利用されることを防止するために適当な注意を払うことを義務付ける。その注意には、次のことを含めることができる。

(a) 商業運送業者が当該締約国の領域内に主たる営業所を有する場合には、

(i) 疑わしい送り荷又は人を判別するため職員を訓練すること。

(ii) 職員の誠実性を高めること。

(b) 商業運送業者が当該締約国の領域内において営業を行っている場合には、

(i) 可能なときは事前に積荷の目録を提出すること。

(ii) 容易に開封することができない封印であって開封されたかされなかったかを個別に確認することができるものを送り荷の容器に使用すること。

(iii) 第三条1の規定に従って定められる犯罪の実行に関係があると思われるすべての疑わしい状況をできる限り早い機会に適当な当局に報告すること。

3 締約国は、許可を得ていない者の輸送手段及び貨物への接近を防止し並びに適当な防護措置を実施するため、商業運送業者と適当な当局とが出入国地点その他の税関の統制区域において協力することを確保するよう努める。

第十六条　商取引の書類及び輸出品の表示

1 締約国は、麻薬及び向精神薬の合法的な輸出について書類が適切に備えられることを義務付ける。千九百六十一年の条約第三十一条、改正された千九百六十一年の条約第三十一条及び千九百七十一年の条約第十二条の規定に従って必要とされる書類のほかに、商取引の書類、例えば、送り状、積荷の目録、税関の書類、輸送についての書類、その他の積荷についての書類等には、輸出する麻薬及び向精神薬につき、千九百六十一年の条約、改正された千九百六十一年の条約及び千九百七十一年の条約のそれぞれの付表に掲げる名称、輸出される数量並びに輸出者、輸入者及び可能な場合には荷受人の氏名及び住所が含まれなければならない。

2 締約国は、輸出する麻薬及び向精神薬の送り荷に不適正な表示がないようにすることを義務付ける。

第十七条　海上における不正取引

1 締約国は、海洋に関する国際法により、海上における不正取引を防止するため、可能な最大限度の協力を行う。

2 締約国は、自国の旗を掲げる船舶又は旗を掲げておらずかつ登録標識を表示していない船舶が不正取引に関与していると疑うに足りる合理的な理由を有するときは、不正取引のためにこれらの船舶が用いられることを防止するに当たり、他の締約国の援助を要請することができる。要請を受けた締約国は、その用いることのできる手段の範囲内で援助を行う。

3 締約国は、国際法に基づく航行の自由を行使する船舶であって他の締約国の旗を掲げ又は登録標識を表示するものが不正取引に関与していると疑うに足りる合理的な理由を有する場合には、その旨を旗国に通報し及び登録の確認を要請することができるものとし、これが確認されたときは、当該船舶について適当な措置をとることの許可を旗国に要請することができる。

4 旗国は、3の要請を行った締約国に対し、3の規定、これらの締約国の間において効力を有する条約又は当該締約国間の別段の合意がされた協定若しくは取極に従い、特に、次のことについて許可を与えることができる。

(a) 当該船舶に乗船すること。

(b) 当該船舶を捜索すること。

(c) 不正取引にかかわっていることの証拠が発見された場合には、当該船舶並びにその乗船者及び積荷について適当な措置をとること。

5 関係締約国は、この条の規定に従って措置をとる場合には、海上における人命、船舶及び積荷の安全を危うくし又は旗国その他の関係国の商取引上及び法律上の利益を害することのないよう妥当な考慮を払う。

6 旗国は、1に規定する義務の範囲内で、4の許可に自国と要請を行った締約国との間において合意される条件（責任に関する条件を含む。）

を付することができる。

7　3及び4の規定の適用上、締約国は、自国の旗を掲げる船舶が自国の旗を掲げることが許されているかいないかを確定するための他の締約国からの要請及び3の規定に従って与えられる許可についての要請に対し、速やかに回答する。締約国は、この条約の締結の際に、これらの要請を受け及びこれらの要請に回答する一の当局又は必要な場合には二以上の当局を指定する。その指定については、その指定の後一箇月以内に事務総長を通じて他のすべての締約国に通報する。

8　この条の規定に基づく措置をとる締約国は、その措置の結果を速やかに関係旗国に通報する。

9　締約国は、この条の規定を実施し又はその実効性を高めるため、二国間又は地域間の協定又は取極を締結することを考慮する。

10　4の規定に基づく措置は、軍艦、軍用航空機その他政府の公務に使用されていることが明らかに表示されておりかつ識別されることのできる船舶又は航空機でそのための権限を与えられているものによってのみとることができる。

11　この条の規定に基づいてとられる措置については、海洋に関する国際法に基づく沿岸国の権利及び義務並びに裁判権の行使を妨げ又はこれらに影響を及ぼすことのないよう妥当な考慮を払う。

第十八条　自由貿易地帯及び自由港

1　締約国は、自由貿易地帯及び自由港において、麻薬、向精神薬並びに付表Ⅰ及び付表Ⅱに掲げる物質の不正取引を防止するため、自国の領域の他の部分において適用されている措置よりも緩やかな措置をとってはならない。

2　締約国は、次のことに努める。

(a)　自由貿易地帯及び自由港における貨物及び人の移動を監視すること。そのために、権限のある当局に対し、貨物、入港し又は出港する船舶（遊覧船及び漁船を含む。）、航空機及び車両を捜索し並びに、適当な場合には、乗組員、乗務員及び乗客並びにこれらの者の荷物を捜索する権限を与える。

(b)　自由貿易地帯及び自由港を出入りする送り荷であって、麻薬、向精神薬並びに付表Ⅰ及び付表Ⅱに掲げる物質を含んでいると疑われるものを探知するための制度を設け、維持すること。

(c)　港、ドック区域及び空港並びに自由貿易地帯及び自由港内の境界管理地点における監視制度を設け、維持すること。

第十九条　郵便の利用

1　締約国は、万国郵便連合の諸条約に定める義務に従い、自国の国内法制の基本原則に基づき、不正取引に郵便を利用することを防止するための措置をとるものとし、そのために相互に協力する。

2　1の措置には、特に次のことを含む。

(a)　不正取引に郵便を利用することを防止し及び抑制するために協同して行動すること。

(b)　権限のある法執行の職員が、郵便物に含まれる麻薬、向精神薬又は付表Ⅰ若しくは付表Ⅱに掲げる物質の不正な送り荷を探知するための捜査及び取締りの技術を導入し、維持すること。

(c)　司法手続に必要な証拠を確保するための適当な方法を用いることを可能とするために立法上の措置をとること。

第二十条　締約国が提出する資料

1　締約国は、自国の領域におけるこの条約の運用に関する資料、特に次の資料を事務総長を通じて麻薬委員会に提出する。

(a)　この条約を実施するために公布される法令の条文

(b)　自国の裁判管轄内における不正取引であって、その顕在化した新たな傾向、これに係る数量、物質の入手源又は不正取引を行った者が用いた方法からみて自国が重要と認めるものの詳細

2　締約国は、麻薬委員会が要請する方法及び期限に従って1の資料を提出する。

第二十一条　麻薬委員会の任務

麻薬委員会は、この条約の目的に関するすべての事項を審議する権限を有する。麻薬委員会は、また、特に、

(a)　前条の規定に従って締約国が提出した資料に基づいて、この条約の実施について検討する。

(b)　締約国から受け取った資料の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。

(c)　統制委員会の任務に関係のある事項について統制委員会の注意を喚起することができる。

(d)　次条1(b)の規定により統制委員会が注意を喚起する事項について、適当と認める措置をとる。

(e)　第十二条に定める手続に従い、付表Ⅰ及び付表Ⅱを改正することができる。

(f)　この条約に基づいて自己の採択する決定及び勧告について、これに沿った措置をとることを考慮するように、非締約国の注意を喚起することができる。

第二十二条　統制委員会の任務

1　前条の規定に基づく麻薬委員会の任務並びに千九百六十一年の条約、改正された千九百六十一年の条約及び千九百七十一年の条約に基づく統制委員会及び麻薬委員会の任務を妨げることなく、

(a)　統制委員会は、同委員会、事務総長若しくは麻薬委員会が入手することのできる資料又は国際連合の機関により通知された資料を検討した結果、統制委員会の権限に関係する事項につきこの条約の目的が履行されていないと信ずるに足りる理由を有する場合には、締約国に対し関連する資料を提出するよう促すことができる。

(b)　第十二条、第十三条及び第十六条の規定につき、

(i)　統制委員会は、(a)の規定に基づく措置をとった後、必要と認めるときは、関係締約国に対し、これらの規定を実施するために状況に応じ必要と思われる是正措置をとることを求めることができる。

(ii)　統制委員会は、(iii)の規定に基づく措置をとるまでは、(a)及び(b)(i)の規定に基づく関係締約国との間の通報を秘密のものとして取り扱う。

(iii)　統制委員会は、関係締約国がこの(b)の規定に従ってとることを求められた是正措置

をとらなかったと認める場合には、このような問題につき締約国、理事会及び麻薬委員会の注意を喚起することができる。この(b)の規定に従って統制委員会が公表する報告には、関係締約国が要請する場合には、その意見も含む。

2　いずれの締約国も、自国に直接関係のある問題がこの条の規定に基づいて審議される統制委員会の会合に代表者を出席させるよう招請される。

3　この条の規定に基づいて採択される統制委員会の決定が全会一致によるものでない場合には、少数意見についても、言及する。

4　この条の規定に基づく統制委員会の決定は、委員の全員の三分の二以上の多数による議決で行う。

5　統制委員会は、1(a)の規定に従ってその任務を遂行するに当たり、入手することができる資料の秘密を確保する。

6　この条の規定に基づく統制委員会の責務は、この条約により締約国の間において締結される条約又は協定の実施については、適用しない。

7　この条の規定は、第三十二条の規定の適用を受ける締約国間の紛争については、適用しない。

第二十三条　統制委員会の報告

1　統制委員会は、その業務に関する年次報告を作成する。年次報告には、同委員会が利用することのできる資料の分析並びに、適当な場合には、締約国が行い又は要請されて行った説明の記述並びに同委員会が付することを希望する意見及び勧告を含む。統制委員会は、必要と認める追加の報告を作成することができる。これらの報告は、麻薬委員会を通じて理事会に提出するものとし、麻薬委員会は、適切と認める意見を付することができる。

2　統制委員会の報告は、事務総長が締約国に通知し、その後公表する。締約国は、その無制限の配布を認める。

第二十四条　この条約が要求する措置よりも厳しい措置の適用

締約国は、不正取引の防止のために必要であり又は望ましいと認める場合には、この条約の定める措置よりも精細な又は厳しい措置をとることができる。

第二十五条　従前の条約の権利及び義務の保全

この条約の規定は、千九百六十一年の条約、改正された千九百六十一年の条約及び千九百七十一年の条約によりこの条約の締約国が有する権利を害し又はこの条約の締約国が負う義務を免れさせるものではない。

第二十六条　署名

この条約は、千九百八十八年十二月二十日から千九百八十九年二月二十八日まではウィーンにある国際連合事務所において、その後は、千九百八十九年十二月二十日までニュー・ヨークにある国際連合本部において、次のものによる署名のために開放しておく。

(a)　すべての国

(b)　国際連合ナミビア理事会によって代表されるナミビア

(c)　この条約の対象となっている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有する地域的な経済統合のための機関（この条約の下における締約国、国又は国内組織について定める規定は、これらの機関の権限の範囲内でこれらの機関について適用する。）

第二十七条　批准、受諾、承認又は正式の確認行為

1　この条約は、国及び国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビアによって批准され、受諾され又は承認されなければならず、また、前条(c)の地域的な経済統合のための機関によって正式の確認行為がされなければならない。批准書、受諾書又は承認書及び正式の確認行為の関係文書は、事務総長に寄託する。

2　地域的な経済統合のための機関は、その正式の確認の文書において、この条約が規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。これらの機関は、また、この条約が規律する事項に関する自己の権限の範囲についての変更を事務総長に通報する。

第二十八条　加入

1　この条約は、すべての国、国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビア及び第二十六条(c)の地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。加入は、事務総長に加入書を寄託することによって行う。

2　地域的な経済統合のための機関は、その加入書において、この条約が規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。これらの機関は、また、この条約が規律する事項に関する自己の権限の範囲についての変更を事務総長に通報する。

第二十九条　効力発生

1　この条約は、国又は国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビアによって二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が事務総長に寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2　二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し、受諾し、承認し又はこれに加入する国又は国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビアについては、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。

3　正式の確認行為の関係文書又は加入書を寄託する第二十六条(c)の地域的な経済統合のための機関については、この条約は、その寄託の後九十日目の日又はこの条約が1の規定により効力を生ずる日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

第三十条　廃棄

1　締約国は、事務総長に対して書面による通告を行うことにより、いつでも、この条約を廃棄することができる。

2　廃棄は、事務総長が通告を受領した日の後一年で当該締約国について効力を生ずる。

第三十一条　改正

1　いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正案及びその理由は、当該締約国が事務総長に通告するものとし、事務総長は、これを他の締約国に通知するとともに、改正案を受諾するかしないかを照会する。このようにして配布した改正案についてその配布の後二十四箇月以内にいずれの締約国も反対しな

かった場合には、その改正案は、受諾されたものとし、当該締約国がその改正に拘束されることに同意を表明する文書を事務総長に寄託した後九十日を経過した後に効力を生ずる。

2　改正案についていずれかの締約国が反対した場合には、事務総長は、すべての締約国と協議するものとし、また、その過半数が要請するときは、締約国の意見とともにこのような問題を理事会に提出する。理事会は、国際連合憲章第六十二条4の規定に従って会議を招集することを決定することができる。その会議から生ずるいかなる改正も、改正議定書において定める。その議定書に拘束されることについての同意は、別に事務総長に表明することを要する。

第三十二条　紛争の解決

1　この条約の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生じた場合には、当該締約国は、交渉、調査、仲介、調停、仲裁、地域的機関への依頼、司法上の手続その他の当該締約国が選択する平和的手段により紛争を解決するため、協議する。

2　1に定めるところによって解決することができない紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため国際司法裁判所に付託する。

3　第二十六条(c)の地域的な経済統合のための機関が1に定めるところによって解決することができない紛争の当事者である場合には、当該機関は、国際連合の加盟国を通じて、理事会に対し、国際司法裁判所規程第六十五条の規定に従って国際司法裁判所の勧告的意見を求めることを要請することができる。その勧告的意見は、最終的なものとする。

4　各国はこの条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、各地域的な経済統合のための機関は署名、正式の確認行為の文書の寄託又は加入の際に、2及び3の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような宣言を行った締約国との関係において2及び3の規定に拘束されない。

5　4の宣言を行った締約国は、事務総長に通告することにより、いつでも、その宣言を撤回することができる。

第三十三条　正文

この条約のアラビア文、中国文、英文、フランス文、ロシア文及びスペイン文は、ひとしく正文とする。

第三十四条　寄託者

事務総長は、この条約の寄託者とする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百八十八年十二月二十日にウィーンで本書一通を作成した。

附属書

付表Ⅰ

エフェドリン
エルゴメトリン
エルゴタミン
リゼルギン酸
一―フェニル―二―プロパノン
プソイドエフェドリン

この付表Ⅰに掲げる物質の塩類が存在するときはその塩類

付表Ⅱ

無水酢酸
アセトン
アントラニル酸
エチルエーテル
フェニル酢酸
ピペリジン

この付表Ⅱに掲げる物質の塩類が存在するときはその塩類

〔岡野裕君登壇、拍手〕

○岡野裕君　ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、故李方子女史に由来する服飾等の譲渡に関する韓国との協定は、日韓両国の友好・協力関係の発展に資するため、我が国政府が故李方子女史に由来する服飾等二百二十七点を韓国政府に対して対価なしに譲渡すること等について規定しております。

次に、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国連条約は、麻薬及び向精神薬の不正取引の処罰、不正取引による収益等の没収、犯罪人引き渡し等について国際的な枠組みを定めるものであります。

委員会におきましては、故李方子女史に由来する服飾等を韓国に譲渡することとした理由、韓国における本件服飾等の展示の方法、薬物乱用の現況と防止対策、薬物問題に関する国際協力、マネーロンダリングに対する規制策、監視つき移転による薬物犯罪捜査の実効性等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（小山一平君）　これより両件を一括して採決いたします。

両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（小山一平君）　総員起立と認めます。

よって、両件は全会一致をもって承認することに決しました。

○副議長（小山一平君）　日程第四　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長矢原秀男君。

審査報告書

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年四月二十五日

法務委員長　矢原　秀男

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、終戦前から引き続き我が国に居住し、昭和二十七年の日本国との平和条約の発効に基づき日本の国籍を離脱した在日韓国・朝鮮人及び台湾人並びにその子孫を対象として、その歴史的経緯及び我が国における定住性を考慮し、その法的地位をより一層安定させるため、出入国管理及び難民認定法の特例を定めようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年四月十八日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

（小字は衆議院修正）

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

（目的）

第一条　この法律は、次条に規定する平和条約国籍離脱者及び平和条約国籍離脱者の子孫について、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）の特例を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「平和条約国籍離脱者」とは、日本国との平和条約の規定に基づき同条約の最初の効力発生の日（以下「平和条約発効日」という。）において日本の国籍を離脱した者で、次の各号の一に該当するものをいう。

一　昭和二十年九月二日以前から引き続き本邦に在留する者

二　昭和二十年九月三日から平和条約発効日までの間に本邦で出生し、その後引き続き本邦に在留する者であって、その実親である父又は母が、昭和二十年九月二日以前から当該出生の時（当該出生前に死亡したときは、当該死亡の時）まで引き続き本邦に在留し、かつ、次のイ又はロに該当する者であったもの

イ　日本国との平和条約の規定に基づき平和条約発効日において日本の国籍を離脱した者

ロ　平和条約発効日までに死亡し又は当該出生の時後平和条約発効日までに日本の国籍を喪失した者であって、当該死亡又は喪失がなかったとしたならば日本国との平和条約の規定に基づき平和条約発効日において日本の国籍を離脱したこととなるもの

2　この法律において「平和条約国籍離脱者の子孫」とは、平和条約国籍離脱者の直系卑属として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留する者で、次の各号の一に該当するものをいう。

一　平和条約国籍離脱者の子

二　前号に掲げる者のほか、当該在留する者から当該平和条約国籍離脱者の孫にさかのぼるすべての世代の者（当該在留する者が当該平和条約国籍離脱者の孫であるときは、当該孫。以下この号において同じ。）について、その父又は母が、平和条約国籍離脱者の直系卑属として本邦で出生し、その後当該世代の者の出生の時（当該出生前に死亡したときは、当該死亡の時）まで引き続き本邦に在留していた者であったもの

（法定特別永住者）

第三条　平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫でこの法律の施行の際次の各号の一に該当しているものは、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

一　次のいずれかに該当する者

イ　附則第十条の規定による改正前のポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和二十七年法律第百二十六号）（以下「旧昭和二十七年法律第百二十六号」という。）第二条第六項の規定により在留する者

ロ　附則第六条の規定による廃止前の日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和四十年法律第百四十六号）（以下「旧日韓特別法」という。）に基づく永住の許可を受けている者

ハ　附則第七条の規定による改正前の入管法（以下「旧入管法」という。）別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

二　旧入管法別表第二の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもって在留する者

（特別永住許可）

第四条　平和条約国籍離脱者の子孫で出生その他の事由により入管法第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなるものは、法務大臣の許可を受けて、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

2　法務大臣は、前項に規定する者が、当該出生その他の事由が生じた日から六十日以内に同項の許可の申請をしたときは、これを許可するものとする。

3　第一項の許可の申請は、居住地の市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区。以下同じ。）の事務所に自ら出頭し、当該市町村の長に、法務省令で定めるところにより、特別永住許可申請書その他の書類及び写真を提出して行わなければならない。ただし、十六歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。

4　十六歳に満たない者についての第一項の許可の申請は、親権を行う者又は後見人が代わってしなければならない。

5　第三項の場合において、申請をしようとする者が疾病その他身体の故障により出頭することができないときは、法務省令で定めるところにより、代理人を出頭させることができる。

6　市町村の長は、第三項の書類及び写真の提出があったときは、第一項の許可を受けようとする者が申請に係る居住地に居住しているかどうか、及び提出された書類の成立が真正であるか

どうかを審査した上、これらの書類（法務省令で定める書類を除く。）及び写真を、都道府県知事を経由して、法務大臣に送付しなければならない。

第五条　平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫で入管法別表第二の上欄の在留資格（永住者の在留資格を除く。）をもって在留するものは、法務大臣の許可を受けて、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

2　法務大臣は、前項に規定する者が同項の許可の申請をしたときは、これを許可するものとする。この場合において、当該許可を受けた者に係る在留資格及び在留期間の決定は、その効力を失う。

3　第一項の許可の申請は、地方入国管理局に自ら出頭し、法務省令で定めるところにより、特別永住許可申請書その他の書類を提出して行わなければならない。

4　前条第四項及び第五項の規定は、前項の申請について準用する。

（特別永住許可書の交付）

第六条　法務大臣は、第四条の許可をする場合には、特別永住者として本邦で永住することを許可する旨を記載した書面（以下「特別永住許可書」という。）を、都道府県知事及び市町村の長を経由して、交付するものとする。

2　法務大臣は、前条の許可をする場合には、入国審査官に、特別永住許可書を交付させるものとする。

（上陸のための審査の特例）

第七条　入管法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けて上陸する特別永住者に関しては、入管法第七条第一項中「第一号及び第四号」とあるのは、「第一号」とする。

（在留できる期間等の特例）

第八条　第四条第一項に規定する者に関しては、入管法第二十二条の二第一項中「六十日」とあるのは「六十日（その末日が地方自治法第四条の二第一項の地方公共団体の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日までの期間）」と、入管法第七十条第八号中「第二十二条の二第四項において準用する第二十二条第二項及び第三項の規定」とあるのは「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第四条第二項及び第六条第一項の規定」とする。

（退去強制の特例）

第九条　特別永住者については、入管法第二十四条の規定による退去強制は、その者が次の各号の一に該当する場合に限って、することができる。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第二章又は第三章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者及び同法第七十七条第一項第三号の罪により刑に処せられた者を除く。

二　刑法第二編第四章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者

三　外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられた者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国の外交上の重大な利益が害されたと認定したもの

四　無期又は七年を超える懲役又は禁錮に処せられた者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国の重大な利益が害されたと認定したもの

2　法務大臣は、前項第三号の認定をしようとするときは、あらかじめ外務大臣と協議しなければならない。

3　特別永住者に関しては、入管法第二十七条、第三十一条第三項、第三十九条第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十七条第一項及び第二項、第六十二条第一項並びに第六十三条第一項中「第二十四条各号」とあるのは、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第九条第一項各号」とする。

（再入国の許可の有効期間の特例○等）

第十条　特別永住者に関しては、入管法第二十六条第三項中「一年」とあるのは「四年」と、同条第四項中「二年」とあるのは「五年」とする。

2　法務大臣は、特別永住者に対する入管法第二十六条の規定の適用に当たっては、特別永住者の本邦における生活の安定に資するとのこの法律の趣旨を尊重するものとする。

（省令への委任）

第十一条　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（特別永住許可の申請に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にした旧日韓特別法第二条第一項の規定による許可の申請は、第四条の規定による許可の申請とみなす。

2　平和条約国籍離脱者の子孫でこの法律の施行前六十日以内に出生その他の事由により旧入管法第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなったものについては、この法律の施行の日に当該出生その他の事由が生じたものとみなして、第四条の規定及び第八条によって読み替えた入管法第二十二条の二第一項の規定を適用する。

3　平和条約国籍離脱者及び平和条約国籍離脱者の子孫（第三条第二号に掲げる者を除く。）がこの法律の施行前にした旧入管法第二十二条第一項の規定による申請は、第五条の規定による許可の申請とみなす。

4　平和条約国籍離脱者の子孫がこの法律の施行前にした旧入管法第二十二条の二第二項の規定による永住者若しくは平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格の取得の申請又は旧入管法附則第九項の規定による申請は、平和条約国籍離脱者の子孫で入管法別表第二の上欄の在留資格（永住者の在留資格を除く。）をもって在留するものがした第五条の規定による許可の申請とみなす。

（退去強制に関する経過措置）

第三条　第三条第一号ロに掲げる者で旧日韓特別法の施行前の行為により第九条第一項各号の一に該当することとなったものについては、当該行為を理由としては、本邦からの退去を強制することができない。

（外国人登録原票の記載事項の変更登録等に関する特例）

第四条　第三条の規定の施行により生じた外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第四条第一項第十四号又は第十五号に掲げる事項の変更については、同法第九条第一項の規定は、適用しない。

第五条　市町村の長は、当該市町村の区域内に居住地を有する第三条に掲げる外国人から外国人登録法第六条第一項、第六条の二第一項若しくは第二項、第七条第一項又は第十一条第一項若しくは第二項の申請のうちこの法律の施行の日後における最初の申請又は次項に規定する登録証明書の提出があったときは、当該外国人に係る外国人登録原票に、第三条の規定の施行により変更を生じた外国人登録法第四条第一項第十四号及び第十五号に掲げる事項の変更の登録をしなければならない。

2　市町村の長は、当該市町村の区域内に居住地を有する第三条に掲げる外国人が、同条の規定の施行により外国人登録法第四条第一項第十四号に定める在留の資格又は同項第十五号に定める在留期間の記載が事実に合わなくなった登録証明書を提出したときは、法務省令で定めるところにより、当該登録証明書に在留の資格又は在留期間の変更に係る記載を行わなければならない。

（日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法の廃止）

第六条　日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法は、廃止する。

（入管法の一部改正）

第七条　出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「及び平和条約関連国籍離脱者の子の項の下欄に掲げる身分若しくは地位」を「の下欄に掲げる地位」に改める。

第二十二条第二項ただし書中「（日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和四十年法律第百四十六号）に基づく永住の許可を受けている者を含む。）又はポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和二十七年法律第百二十六号）（以下「昭和二十七年法律第百二十六号」という。）第二条第六項の規定により本邦に在留する者」を「又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第　号。以下「平和条約国籍離脱者等入管特例法」という。）に定める特別永住者」に改める。

附則中第七項から第十項までを削り、第十一項を第七項とする。

別表第二の永住者の配偶者等の項の下欄中「、平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者若しくは日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和四十年法律第百四十六号）に基づく永住の許可を受けている者」を「若しくは平和条約国籍離脱者等入管特例法に定める特別永住者」に、「若しくは永住者等」を「又は永住者等」に改め、「又は昭和二十七年法律第百二十六号第二条第六項の規定により本邦に在留する者の配偶者」を削り、同表平和条約関連国籍離脱者の子の項を削る。

（出入国管理令の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　出入国管理令の一部を改正する法律（昭和三十年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

（外国人登録法の一部改正）

第九条　外国人登録法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号中「、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和二十七年法律第百二十六号）に定める在留することができる資格及び日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和四十年法律第百四十六号）に定める永住することができる資格」を「及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第　号）に定める特別永住者として永住することができる資格」に改める。

（ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正）

第十条　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第六項を削る。

［矢原秀男君登壇、拍手］

○矢原秀男君　ただいま議題となりました日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案につきまして、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、終戦前から引き続き我が国に居住し、昭和二十七年の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した在日韓国・朝鮮人及び台湾人並びにその子孫を対象として、その歴史的経緯及び我が国における定住性を考慮し、その法的地位をより一層安定させるため、出入国管理及び難民認定法の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案提出の経緯、退去強制の要件、再入国許可の有効期間等の諸問題につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（小山一平君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○副議長（小山一平君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長（小山一平君）　日程第五　地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長野田哲君。

審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成三年四月二十五日

地方行政委員長　野田　哲

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況にかんがみ、平成三年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正し、あわせて、新産業都市の建設、首都圏の近郊整備地帯の整備等に係る財政上の特別措置を引き続き講ずること等の措置を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成三年度交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において、一般会計から同特別会計に繰り入れられる地方交付税交付金十五兆九千七百四十九億千万円に、返還金四千七百万円を加算した額から、同特別会計借入金の償還金一兆七百十八億九千五百万円及び同特別会計借入金等利子負担額六百二十七億円を控除した十四兆八千四百三億六千二百万円が地方交付税交付金として歳出に計上されている。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年四月十八日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「平成元年度」を「平成二年度」に改め、同表道府県の項第九号中「昭和五十八年度」を「昭和六十年度」に改め、同表道府県の項第十号及び第十一号中「平成元年度」を「平成二年度」に改め、同表市町村の項第九号中「平成元年度」を「平成二年度」に改め、同表市町村の項第十号中「昭和五十八年度」を「昭和六十年度」に改め、同表市町村の項第十一号及び第十二号中「平成元年度」を「平成二年度」に改め、同条第二項の表第三十六号中「平成元年度」を「平成二年度」に改め、同表第三十七号中「昭和五十八年度」を「昭和六十年度」に改め、同表第三十八号及び第三十九号中「平成元年度」を「平成二年度」に改める。

第十三条第五項の表道府県の項第五号中

「	(1)　経常経費	林野の面積	態容補正及び寒冷補正 」を「
	(1)　経常経費	林野の面積	段階補正、態容補正及び寒冷補正 」に改め、

同表道府県の項第八号中「平成元年度」を「平成二年度」に改め、同表道府県の項第九号中「昭和五十八年度」を「昭和六十年度」に改め、同表道府県の項第十号及び第十一号中「平成元年度」を「平成二年度」に改め、同表市町村の項第九号中「昭和五十八年度」を「昭和六十年度」に改め、同表市町村の項第十号及び第十一号中「平成元年度」を「平成二年度」に改める。

附則第四条の見出し中「平成二年度」を「平成三年度」に改め、同条第一項中「平成二年度から」を「平成三年度から」に改め、同項第二号中「平成二年度にあつては、一兆五千二百二十一億三千五百万円」を「平成三年度にあつては、四千五百二億四千万円」に改め、同項第三号中「平成二年度にあつては、平成元年度における借入金の額二兆九千八百四十六億三千五百万円」を「平成三年度にあつては、平成二年度における借入金の額一兆五千二百二十一億三千五百万円」に改め、同項第四号中「平成二年度にあつては、千四百六億円」を「平成三年度にあつては、六百二十七億円」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　平成三年度分の交付税の総額については、前項の額から、前条の規定に基づく特例措置として、四千五百二億四千万円を減額する。

附則第四条第三項中「平成二年度分」を「平成三年度分」に、「二百三十億円」を「四百九十七億六千万円」に改め、同条第四項中「平成三年度から」を「平成四年度から」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	金額
平成四年度	三千二百四十五億円
平成五年度	三千二百九十四億円
平成六年度	二千五百三十五億円
平成七年度	二千五百七十五億円
平成八年度	二千七百八億円
平成九年度	千八百七十億円
平成十年度	千九百十億円
平成十一年度	千九百五十一億円
平成十二年度	千三十億円
平成十三年度	千二億四千万円

別表を次のように改める。

別表（第十二条関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　八、五二四、〇〇〇円
	二　土木費		
	1　道路橋りょう費		
	(1)　経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき　二二一、〇〇〇
	(2)　投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき　六、三二一、〇〇〇
	2　河川費		
	(1)　経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき　一〇七、〇〇〇
	(2)　投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき　一、四〇七、〇〇〇
	3　港湾費		
	(1)　経常経費	港湾（漁港を含む。）における係留施設の延長	一メートルにつき　三〇、一〇〇
	(2)　投資的経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき　一三、〇〇〇
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき　一四、〇〇〇
	4　その他の土木費		
	(1)　経常経費	人口	一人につき　八六七
	(2)　投資的経費	人口	一人につき　二、八二〇
	三　教育費		
	1　小学校費	教職員数	一人につき　三、九九一、〇〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき　四、〇一二、〇〇〇
	3　高等学校費		
	(1)　経常経費	教職員数	一人につき　六、五三一、〇〇〇
		生徒数	一人につき　四六、四〇〇
	(2)　投資的経費	生徒数	一人につき　三九、五〇〇
	4　特殊教育諸学校費		
	(1)　経常経費	教職員数	一人につき　四、〇七二、〇〇〇
		児童及び生徒の数	一人につき　一八〇、〇〇〇
		学級数	一学級につき　八五三、〇〇〇
	(2)　投資的経費	学級数	一学級につき　一、〇二四、〇〇〇
	5　その他の教育費	人口	一人につき　三、五六〇
	四　厚生労働費		
	1　生活保護費	町村部人口	一人につき　六、九三〇
	2　社会福祉費		
	(1)　経常経費	人口	一人につき　四、五四〇
	(2)　投資的経費	人口	一人につき　五九八
	3　衛生費	人口	一人につき　六、六八五
	4　労働費	失業者数	一人につき　六六四
	五　産業経済費		
	1　農業行政費		
	(1)　経常経費	農家数	一戸につき　七五、五〇〇
	(2)　投資的経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき　八六、九〇〇
	2　林野行政費		
	(1)　経常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき　三、四八〇
	(2)　投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき　一二、五〇〇
	3　水産行政費		
	(1)　経常経費	水産業者数	一人につき　一八四、〇〇〇
	(2)　投資的経費	水産業者数	一人につき　一〇六、〇〇〇
	4　商工行政費	人口	一人につき　一、七一〇
	六　その他の行政費		
	1　徴税費	世帯数	一世帯につき　九、六二〇
	2　恩給費	恩給受給権者数	一人につき　一、二九二、〇〇〇
	3　その他の諸費		
	(1)　経常経費	人口	一人につき　四、七八〇
	(2)　投資的経費	面積	一人につき　三、九六〇
	七　災害復旧費		一平方キロメートルにつき　一、二二七、〇〇〇
		災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき　九五〇
	八　地方税減収補てん債償還費	地方税の減収補てんのため昭和五十三年度から平成二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき　九一
	九　財源対策債償還費	昭和六十年度から昭和六十三年	千円につき　六六

十　地域財政特例対策債償還費	度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき	一一七
十一　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十年度から平成二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一〇〇
市町村			
一　消防費	人口	一人につき	七、九六〇円
二　土木費			
1　道路橋りょう費			
(1)　経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	九七、五〇〇
(2)　投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	六八一、〇〇〇
2　港湾費			
(1)　経常経費	港湾（漁港を含む。）における係留施設の延長	一メートルにつき	二七、七〇〇
(2)　投資的経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	一三、〇〇〇
	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	一四、〇〇〇
3　都市計画費			
(1)　経常経費	都市計画区域における人口	一人につき	八四九
(2)　投資的経費	都市計画区域における人口	一人につき	九九二
4　公園費			
(1)　経常経費	人口	一人につき	四四三
(2)　投資的経費	人口	一人につき	二六八
5　下水道費			
(1)　経常経費	人口	一人につき	一四九
(2)　投資的経費	人口	一人につき	七七
6　その他の土木費			
(1)　経常経費	人口	一人につき	一、〇四〇
(2)　投資的経費	人口	一人につき	五四三
三　教育費			
1　小学校費			
(1)　経常経費	児童数	一人につき	三八、二〇〇
	学級数	一学級につき	六六七、〇〇〇
	学校数	一校につき	六、三四〇、〇〇〇
(2)　投資的経費	学級数	一学級につき	四五八、〇〇〇
2　中学校費			
(1)　経常経費	生徒数	一人につき	三三、七〇〇
	学級数	一学級につき	八五一、〇〇〇
	学校数	一校につき	六、九二二、〇〇〇
(2)　投資的経費	学級数	一学級につき	四五八、〇〇〇
3　高等学校費			
(1)　経常経費	教職員数	一人につき	六、五六七、〇〇〇
	生徒数	一人につき	四五、三〇〇
(2)　投資的経費	生徒数	一人につき	二四、五〇〇
4　その他の教育費			
(1)　経常経費	人口	一人につき	六、〇五〇
(2)　投資的経費	人口	一人につき	三〇四
四　厚生労働費			
1　生活保護費	市部人口	一人につき	六、二四〇
2　社会福祉費			
(1)　経常経費	人口	一人につき	四、五三〇
(2)　投資的経費	人口	一人につき	六八六
3　保健衛生費	人口	一人につき	四、八六〇
4　清掃費			
(1)　経常経費	人口	一人につき	五、三九〇
(2)　投資的経費	人口	一人につき	六二〇
5　労働費	失業者数	一人につき	一、一五三、〇〇〇
五　産業経済費			
1　農業行政費			

(1) 経常経費	農家数	一戸につき	四一、二〇〇
(2) 投資的経費	農家数	一戸につき	三六、〇〇〇
2 商工行政費	人口	一人につき	八六一
3 その他の産業経済費			
(1) 経常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	三八、二〇〇
(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	八五、二〇〇
六 その他の行政費			
1 徴税費	世帯数	一世帯につき	九、七四〇
2 戸籍住民基本台帳費	世帯数	一世帯につき	四、六四〇
3 その他の諸費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	一二、九五〇
	面積	一平方キロメートルにつき	一、一二九、〇〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、七六〇
	面積	一平方キロメートルにつき	四九八、〇〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可される地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可される地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
九 地方税減収補てん債償還費	地方税の減収補てんのため昭和五十三年度から平成二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	九一
十 財源対策債償還費	昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき	六六
十一 地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため昭和五十七年度から平成二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一一七
十二 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十年度から平成二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一〇〇

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正）

第二条　交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「、平成二年度」を「、平成三年度」に、「一兆五千二百二十一億三千五百万円」を「四千五百二億四千万円」に、「平成二年度分の借入金限度額」を「平成三年度分の借入金限度額」に、「、平成三年度」を「、平成四年度」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	控除額
平成四年度	三百六十億円
平成五年度	三百七十億円
平成六年度	三百九十億円
平成七年度	四百十億円
平成八年度	四百三十億円
平成九年度	四百六十億円
平成十年度	四百八十億円
平成十一年度	五百十億円
平成十二年度	五百三十億円

附則第六条中「平成二年度」を「平成三年度」に改める。

附則第七条を次のように改める。

（一般会計からの繰入金）

第七条　第四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成三年度にあつては同条の規定により算定した額から五千億円を減額した額とし、平成四年度から平成十三年度までの各年度にあつ

ては同条の規定により算定した額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年度	金額
平成四年度	三千二百四十五億円
平成五年度	三千二百九十四億円
平成六年度	二千五百三十五億円
平成七年度	二千五百七十五億円
平成八年度	二千七百八億円
平成九年度	千八百七十億円
平成十年度	千九百十億円
平成十一年度	千九百五十一億円
平成十二年度	千三十億円
平成十三年度	千二億四千万円

（新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第三条　新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和六十五年度」を「平成七年度」に、「年四分五厘」を「年五分」に、「年三分五厘」を「年二分」に、「昭和七十年度」を「平成十二年度」に改める。

第三条中「昭和六十五年度」を「平成七年度」に改める。

第四条第三項中「〇・二に満たないときは、〇・二」を「負数となるときは、零」に、「0.5＋0.5」を「0.4＋0.6」に改める。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条　首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和六十五年度」を「平成七年度」に改め、同条第二項中「年四分五厘」を「年五分」に、「年三分五厘」を「年二分」に改める。

第四条中「昭和六十五年度」を「平成七年度」に改める。

第五条第二項第二号中「0.4＋0.6」を「0.3＋0.7」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成三年度分の地方交付税から適用する。

（土地開発基金費等の基準財政需要額への算入）

3　平成三年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によって算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　土地開発基金費 二　地域福祉基金費 三　財源対策債償還基金費	人口 人口 昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	一人につき　一、〇〇〇円 一人につき　六四七 千円につき　九七八
市町村	一　土地開発基金費 二　地域福祉基金費 三　財源対策債償還基金費	人口 人口 昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	一人につき　三、〇〇〇 一人につき　八〇〇 千円につき　九七八

4　前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、土地開発基金費及び地域福祉基金費に係るものにあっては人口の多少による段階その他の事情を参酌して、財源対策債償還基金費に係るものにあっては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一　人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人
二　昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	一般公共事業、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の建設事業等に係る経費に充てるため昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度において発行を許可された地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行を許可されたものとして自治大臣が指定するもの額	千円

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

5　第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成三年度分の予算から適用する。

（新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

6　第三条の規定による改正後の新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第二条の規定は、平成二年度以前に発行を許可された地方債に係る平成八年度以降の各年度における利子支払額に対する利子補給及び平成三年度以後に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給について適用し、平成二年度以前に発行を許可された地方債に係る平成七年度以前の各年度における利子支払額に対する利子補給については、なお従前の例による。

7　第三条の規定による改正後の新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第四条第三項の規定は、平成三年度以降の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助（平成二年度以前の年度における事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成二年度以前の年度における事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

8　第四条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第三条第二項の規定は、平成三年度以後に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給について適用し、平成二年度以前に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給については、なお従前の例による。

9　第四条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項の規定は、平成三年度以降の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助（平成二年度以前の年度における事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成二年度以前の年度における事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

〔野田哲君登壇、拍手〕

○野田哲君　ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、まず、平成三年度分の地方交付税総額について、法第六条第二項の額から、特例措置額四千五百二億四千万円、昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例に係る一部返済額四百九十七億六千万円、交付税特別会計借入金利子支払い額六百二十七億円及び同特別会計借入金償還額一兆七百十八億九千五百万円を控除した額とすること、また、後年度の地方交付税の総額について、特例措置額四千五百二億四千万円に相当する額及び五千八百十一億円を加算すること、次に、普通交付税の算定について、地域振興、福祉施策、公共施設の整備及び維持管理、教育施策等に要する経費の財源を措置するほか、土地開発基金費、地域福祉基金費、財源対策債償還基金費を設けること、さらに、新産業都市等の建設並びに首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備に関する国の財政上の特別措置に関する法律について、法律の適用期間を五年間延長すること等であります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、地方交付税の性格、地方交付税の減額問題、公共投資基本計画と地方負担、地方財政の現状認識、過疎団体の財政の現状と財源対策等の諸問題について熱心な質疑が行われ、またその間、参考人の意見聴取を行いました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して神谷委員より反対、日本社会党・護憲共同を代表して岩本委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（小山一平君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（小山一平君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○副議長（小山一平君）　日程第六　日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長中川嘉美君。

審査報告書

日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年四月二十五日

運輸委員長　中川　嘉美

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国有鉄道清算事業団の所有する土地の早期かつ適切な処分を図り、同事業団の債務の処理を推進する方法として、同事業団が当該土地を現物出資することにより取得した出資会社の株式との交換を行うことができる権利を付した日本国有鉄道清算事業団特別債券を発行することができるよう所要の規定を定めるものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について万全の措置を講ずべきである。

一、株式変換予約権付事業団債券方式（以下「特別債券方式」という。）の実施が日本国有鉄道清算事業団（以下「事業団」という。）の資産価値の高い大規模用地の効果的な処分を目的とすることにかんがみ、当該用地の現物出資評価額、特別債券の発行額、金利等の決定に当たっては、公正かつ適切に行われるよう十分に配慮すること。

二、特別債券方式による債券の発行は、広く国民からの公募方式とするとともに公正に行うこと。

三、事業団は、特別債券方式の実施による効果的な債務償還の実現を図るため、その用地の現物出資を受けて事業を行う出資会社の経営が適正に遂行されるよう必要な指導を行うとともに、出資会社の事業・経営内容等について広く国民に情報公開するよう努めること。

四、特別債券方式が都市圏に残された貴重な開発空間として都市整備の観点からも重要な土地において実施されることから、当該開発の推進に当たっては、長期的な観点から適切な開発が行われるよう関係地方公共団体等との十分な連携を図るよう努力すること。

五、今後、事業団の所有する資産の処分に当たっては、本法案に関する国会における議論に十分に配慮すること。

六、地価を顕在化させない各種の手法を活用するに当たっては、資産処分に関する手続きの公正を確保するとともに、時価による売却と同程度の収入が確保されるよう努めること。

右決議する。

日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年四月十八日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律

日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第三十条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　事業団は、第四十条第二項に規定する特別債券を発行するため同項に規定する出資を行う場合には、当該特別債券の発行及び当該特別債券と同項に規定する特定株式との交換が円滑に実施されるようにするため、その所有する土地を時価より低い価額で出資の目的とすることができる。

第三十八条第三項中「かつ、」の下に「財務諸表及び前項の事業報告書を」を加える。

第四十条の見出しを「（借入金並びに債券及び特別債券）」に改め、同条第八項中「及び第四項」を「、第二項及び第五項」に改め、「債券」の下に「又は特別債券」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　特別債券に関する証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三条の規定の適用については、同条中「掲げる有価証券」とあるのは、「掲げる有価証券（日本国有鉄道清算事業団法第四十条第二項の規定により日本国有鉄道清算事業団が発行する日本国有鉄道清算事業団特別債券を除く。）」とする。

第四十条第六項中「債券」の下に「又は特別債券」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「債券」の下に「又は第二項の規定による特別債券」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　事業団は、運輸大臣の認可を受けて、事業団が保有している特定株式（第二十七条第一項の規定によりその所有する土地を出資の目的として事業団が行う出資を受けて事業を経営する株式会社であって運輸大臣が指定するものの発行する株式をいう。）との交換を行うことができる権利を付した日本国有鉄道清算事業団特別債券

（以下「特別債券」という。）を発行することができる。

第四十八条第一項第一号中「第三十条」を「第三十条第一項」に改め、同項第二号中「第二項ただし書若しくは第六項」を「第二項、第三項ただし書若しくは第七項」に改める。

第五十三条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第五十四条中「五万円」を「十万円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔中川嘉美君登壇、拍手〕

○中川嘉美君　ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本国有鉄道清算事業団の所有する相当規模の一団の土地の円滑な処分を図り、その債務の処理を推進するため、同事業団が、当該土地の現物出資により取得する株式との交換を行うことができる権利を付した日本国有鉄道清算事業団特別債券を発行することができることとしようとするものであります。

委員会におきましては、国鉄長期債務処理の進め方、清算事業団特別債券の仕組みと発行のあり方、汐留地区における事業団出資会社の経営問題等各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、渕上理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合の共同提案に係る附帯決議案が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（小山一平君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（小山一平君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○副議長（小山一平君）　日程第七　日本放送協会昭和六十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

日程第八　日本放送協会昭和六十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。逓信委員長一井淳治君。

審査報告書

日本放送協会昭和六十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右は全会一致をもって是認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年四月二十五日

逓信委員長　一井　淳治

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出された日本放送協会の昭和六十二年度決算書類である。

この決算書類によれば、日本放送協会の昭和六十二年度末における資産及び負債の状況並びに当年度中の損益の状況は次のとおりである。

（昭和六十二年度末における資産及び負債の状況）

資産総額　三千五百八十億五千九百万円

負債総額　千六百四十五億九千百万円

資本総額　千九百三十四億六千八百万円

（昭和六十二年度中の損益の状況）

経常事業収入　三千五百十五億八百万円

経常事業支出　三千五百二十八億四千百万円

経常事業収支差金（欠損）　十三億三千三百万円

経常事業外収入　六十八億二千八百万円

経常事業外支出　五十一億千五百万円

経常事業外収支差金　十七億千三百万円

経常収支差金　三億八千万円

特別収入　六十二億千八百万円

特別支出　七億八千八百万円

当期事業収支差金　五十八億千万円

事業収支剰余金　五十八億千万円

なお、事業収支剰余金は翌年度以降の財政安定のための財源に充てることとしている。

本件について、当年度収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

日本放送協会昭和六十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右

国会に提出する。

平成元年一月二十七日

内閣総理大臣　竹下　登

日本放送協会昭和62年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

63 検 第 449 号

昭和63年12月9日

内閣総理大臣　竹下　　登殿

会計検査院長　辻　　敬一郎

日本放送協会昭和62年度財産目録等の回付について

日本放送協会昭和62年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の検査を了したのでこれを回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1　昭和62年度財産目録

財　産　目　録

昭和63年3月31日現在

科目	内訳 摘要		内訳 金額	合計
			千円	千円
（資産の部）				
流動資産				77,867,921
現金及び預金				15,218,388
	現金		82,555	
	預金	定期預金ほか	15,135,833	
受信料未収金				1,025,233
	受信料未収金		11,038,233	
	未収受信料欠損引当金	受信料未収金の収納不能見越額	△ 10,013,000	
有価証券		国債、金融債ほか		49,249,988
貯蔵品		放送記念品		38,130
前払費用				8,557,366
	翌年度番組関係費		7,846,767	
	翌年度受信料収納費		377,491	
	その他の前払費用	長期借入金利息ほか	333,108	
未収金		有価証券利息ほか		2,788,525
その他の流動資産				990,291
	差入保証金	建物賃借保証金ほか	804,834	
	仮払金	諸立替払金	185,457	
固定資産				260,101,909
有形固定資産				228,264,492
建物				71,256,186
	建物	放送会館、放送所ほか	109,152,675	
	減価償却累計額		△ 37,896,489	
構築物				28,925,133
	構築物	空中線設備ほか	80,422,364	
	減価償却累計額		△ 51,497,231	
機械及び装置				83,750,044
	機械及び装置	放送設備ほか	269,853,850	
	減価償却累計額		△ 186,103,806	
放送衛星				10,863,487
	放送衛星	放送衛星2号	35,221,373	
	減価償却累計額		△ 24,357,886	

車両及び運搬具				1,029,026
	車両及び運搬具	中継車ほか	4,835,282	
	減価償却累計額		△ 3,806,256	
器具				371,739
	器具	楽器、事務用器具ほか	1,360,468	
	減価償却累計額		△ 988,729	
土地		放送会館・放送所敷地ほか		22,302,559
放送衛星建設仮勘定		放送衛星3号		7,715,142
その他の建設仮勘定		放送センターのニュース関係施設整備ほか		2,051,176
無形固定資産				14,093,649
無形固定資産				14,093,649
	施設利用権	国際放送送信設備利用権ほか	14,053,735	
	その他の無形固定資産	地上権	39,914	
出資その他の資産				17,743,768
長期預金		特定金銭信託		8,000,000
長期保有有価証券		国債、金融債ほか		7,940,000
出資				1,778,442
	通信・放送衛星機構に対する出資		1,127,542	
	関連事業に対する出資	㈱NHK放送情報サービスほか	650,900	
長期前払費用		放送所敷地賃借料未経過分ほか		25,326
特定資産				19,817,000
放送債券償還積立資産		放送債券償還資金積立金		19,817,000

繰延資産				272,390
放送債券発行費		放送債券発行費用未償却額		96,927
放送債券発行差金		放送債券発行差金未償却額		175,463
資産合計				358,059,220
（負債の部）				
流動負債				67,850,781
一年以内に返済する長期借入金				4,764,000
一年以内に償還する放送債券				3,430,000
未払金				8,836,906
	契約収納事務費		1,680,658	
	放送債券利息		372,974	
	その他の未払金	3月分電力料ほか	6,783,274	
受信料前受金		翌年度分受信料の収納額		49,410,297
その他の流動負債				1,409,578
	前受収益	技術協力料ほか	13,566	
	預り金	集金委託保証金ほか	40,789	
	仮受金	源泉徴収所得税ほか	1,355,223	
固定負債				96,741,000
放送債券				50,570,000
長期借入金				30,231,000
退職手当引当金				15,940,000
負債合計				164,591,781

2　昭和62年度貸借対照表

貸借対照表

昭和63年3月31日現在

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金		15,218,388	
受信料未収金	11,038,233		
未収受信料欠損引当金	△ 10,013,000	1,025,233	
有価証券		49,249,988	
貯蔵品		38,130	
前払費用		8,557,366	
未収金		2,788,525	
その他の流動資産		990,291	
流動資産合計		77,867,921	21.8
固定資産			
有形固定資産			
建物	109,152,675		
減価償却累計額	△ 37,896,489	71,256,186	
構築物	80,422,364		
減価償却累計額	△ 51,497,231	28,925,133	
機械及び装置	269,853,850		
減価償却累計額	△ 186,103,806	83,750,044	
放送衛星	35,221,373		
減価償却累計額	△ 24,357,886	10,863,487	
車両及び運搬具	4,835,282		
減価償却累計額	△ 3,806,256	1,029,026	
器具	1,360,468		
減価償却累計額	△ 988,729	371,739	
土地		22,302,559	
放送衛星建設仮勘定		7,715,142	
その他の建設仮勘定		2,051,176	
有形固定資産合計		228,264,492	63.7
無形固定資産			
無形固定資産		14,093,649	
無形固定資産合計		14,093,649	3.9
出資その他の資産			
長期預金		8,000,000	
長期保有有価証券		7,940,000	
出資		1,778,442	
長期前払費用		25,326	
出資その他の資産合計		17,743,768	5.0
固定資産合計		260,101,909	72.6
特定資産			
放送債券償還積立資産		19,817,000	
特定資産合計		19,817,000	5.5
繰延資産			
放送債券発行費		96,927	
放送債券発行差金		175,463	
繰延資産合計		272,390	0.1
資産合計		358,059,220	100.0
（負債の部）			
流動負債			
一年以内に返済する長期借入金		4,764,000	
一年以内に償還する放送債券		3,430,000	
未払金		8,836,906	

受信料前受金		49,410,297	
その他の流動負債		1,409,578	
流動負債合計	……	67,850,781	19.0
固定負債			
放送債券		50,570,000	
長期借入金		30,231,000	
退職手当引当金		15,940,000	
固定負債合計	……	96,741,000	27.0
負債合計	……	164,591,781	46.0
（資本の部）			
資本		175,112,134	
承継資本		163,375	
固定資産充当資本		174,948,759	
積立金		12,545,327	
繰越剰余金		12,545,327	
当期事業収支差金		5,809,978	
資本合計	……	193,467,439	54.0
負債資本合計	……	358,059,220	100.0

3　昭和62年度損益計算書

損益計算書

昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで

科目		金額	
		千円	千円
経常事業収入			351,507,693
受信料		346,487,873	
経常事業収入 交付金収入		1,456,463	
副次収入		3,563,357	
経常事業支出			352,841,292
国内放送費		95,556,149	
国際放送費		2,943,351	
契約収納費		36,526,738	
受信対策費		1,186,483	
広報費		1,472,786	
調査研究費		3,959,426	
給与		119,260,309	
退職手当・厚生費		34,940,306	
一般管理費		9,485,063	
減価償却費		37,497,681	
未収受信料欠損償却費		10,013,000	
経常事業収支差金			△ 1,333,599
経常事業外収支 経常事業外収入			6,828,137
財務収入		6,149,631	
雑収入		678,506	
経常事業外収支 経常事業外支出			5,114,342
財務費		5,114,342	
経常事業外収支差金			1,713,795
経常収支差金			380,196
当期剰余金		380,196	
特別 特別収入			6,217,914
固定資産売却益		6,206,958	
固定資産受贈益		2,280	
過年度損益修正益		8,676	

収支	特別支出		788,132
	固定資産売却損	519,905	
	固定資産除却損	246,826	
	過年度損益修正損	21,401	
当期事業収支差金			5,809,978
事業収支剰余金		5,809,978	

4　昭和62年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

昭和62年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1　決算概説

日本放送協会は、昭和62年度の事業運営において、極めて厳しい財政状況を認識しつつ、昭和62年度事業計画に基づき、収入の確保を図り、経営全般にわたり、極力業務の合理的、効率的運営を推進し、視聴者の要望にこたえて、放送の全国普及とすぐれた放送の実施に努めた。

当年度末の資産、負債及び資本の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額3,580億5,922万円に対し、負債総額1,645億9,178万1千円であり、資本総額は1,934億6,743万9千円で、このうち当期事業収支差金は58億997万8千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると経常事業収入3,515億769万3千円に対し、経常事業支出は3,528億4,129万2千円で、差し引き経常事業収支差金は△13億3,359万9千円であり、これに経常事業外収支差金17億1,379万5千円を加えた経常収支差金は3億8,019万6千円である。

これに特別収入62億1,791万4千円を加え、特別支出7億8,813万2千円を差し引いた当期事業収支差金は58億997万8千円である。

なお、この当期事業収支差金は、昭和63年度以降の収支不足に充てるため繰り越すものである。

2　資産、負債及び資本並びに損益の状況

当年度末における資産、負債及び資本の状況と当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

(1)　財産目録及び貸借対照表

（比較貸借対照表）

（単位　千円）

区分		昭和61年度末	昭和62年度末	増減
資産	現金及び預金	15,538,163	15,218,388	△ 319,775
	受信料未収金	1,422,753	1,025,233	△ 397,520
	有価証券	40,643,470	49,249,988	8,606,518
	貯蔵品	39,244	38,130	△ 1,114
	前払費用	4,319,401	8,557,366	4,237,965
	未収金	3,187,013	2,788,525	△ 398,488
	その他の流動資産	1,043,671	990,291	△ 53,380
	流動資産合計	(19.2) 66,193,715	(21.8) 77,867,921	11,674,206
	有形固定資産	223,894,960	228,264,492	4,369,532
	建物	64,505,743	71,256,186	6,750,443
	構築物	28,732,795	28,925,133	192,338
	機械及び装置	78,711,325	83,750,044	5,038,719
	放送衛星	17,216,836	10,863,487	△ 6,353,349
	車両及び運搬具	1,249,481	1,029,026	△ 220,455
	器具	401,731	371,739	△ 29,992
	土地	21,913,213	22,302,559	389,346
	放送衛星建設仮勘定	4,811,146	7,715,142	2,903,996
	その他の建設仮勘定	6,352,690	2,051,176	△ 4,301,514
	無形固定資産	8,202,181	14,093,649	5,891,468
	出資その他の資産	29,740,313	17,743,768	△ 11,996,545
	長期預金	4,000,000	8,000,000	4,000,000
	長期保有有価証券	24,210,327	7,940,000	△ 16,270,327
	出資	1,506,042	1,778,442	272,400
	長期前払費用	23,944	25,326	1,382
	固定資産合計	(75.7) 261,837,454	(72.6) 260,101,909	△ 1,735,545
	特定資産 放送債券償還積立資産	(5.0) 17,427,000	(5.5) 19,817,000	2,390,000
	放送債券発行費	83,326	96,927	13,601
	放送債券発行差金	188,813	175,463	△ 13,350

	繰延資産合計	(0.1) 272,139	(0.1) 272,390	251
	資産合計	(100.0) 345,730,308	(100.0) 358,059,220	12,328,912
負債・資本	一年以内に返済する長期借入金	4,487,000	4,764,000	277,000
	一年以内に償還する放送債券	3,010,000	3,430,000	420,000
	未払金	7,637,147	8,836,906	1,199,759
	受信料前受金	47,409,788	49,410,297	2,000,509
	その他の流動負債	1,421,912	1,409,578	△ 12,334
	流動負債合計	(18.5) 63,965,847	(19.0) 67,850,781	3,884,934
	放送債券	48,000,000	50,570,000	2,570,000
	長期借入金	30,507,000	30,231,000	△ 276,000
	退職手当引当金	15,600,000	15,940,000	340,000
	固定負債合計	(27.2) 94,107,000	(27.0) 96,741,000	2,634,000
	負債合計	(45.7) 158,072,847	(46.0) 164,591,781	6,518,934
	資本	165,160,134	175,112,134	9,952,000
	承継資本	163,375	163,375	0
	固定資産充当資本	164,996,759	174,948,759	9,952,000
	積立金	16,692,676	12,545,327	△ 4,147,349
	繰越剰余金	16,692,676	12,545,327	△ 4,147,349
	当期事業収支差金	5,804,651	5,809,978	5,327
	資本合計	(54.3) 187,657,461	(54.0) 193,467,439	5,809,978
	負債資本合計	(100.0) 345,730,308	(100.0) 358,059,220	12,328,912

（注）（　）内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率（%）である。

ア　資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の3,457億3,030万8千円に比べ123億2,891万2千円増加し、3,580億5,922万円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	昭和61年度末 金額	昭和61年度末 構成比率(%)	昭和62年度末 金額	昭和62年度末 構成比率(%)	増減
流動資産	66,193,715	19.2	77,867,921	21.8	11,674,206
固定資産	261,837,454	75.7	260,101,909	72.6	△ 1,735,545
特定資産	17,427,000	5.0	19,817,000	5.5	2,390,000
繰延資産	272,139	0.1	272,390	0.1	251
合計	345,730,308	100.0	358,059,220	100.0	12,328,912

(ア)　流動資産

当年度末の流動資産は、前年度末の661億9,371万5千円に比べ116億7,420万6千円増加し、778億6,792万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	昭和61年度末	昭和62年度末	増減
現金及び預金	15,538,163	15,218,388	△ 319,775
受信料未収金	1,422,753	1,025,233	△ 397,520
有価証券	40,643,470	49,249,988	8,606,518
貯蔵品	39,244	38,130	△ 1,114
前払費用	4,319,401	8,557,366	4,237,965
未収金	3,187,013	2,788,525	△ 398,488
その他の流動資産	1,043,671	990,291	△ 53,380
合計	66,193,715	77,867,921	11,674,206

注1　現金及び預金

（単位　千円）

区分	金額	摘要
現金	82,555	
預金	15,135,833	定期預金ほか
合計	15,218,388	

注2　受信料未収金

（単位　千円）

区分	金額	摘要
受信料未収金	11,038,233	当年度末の受信料未収額
未収受信料欠損引当金	△ 10,013,000	翌年度における収納不能見越額
合計	1,025,233	

注3　有価証券

（単位　千円）

区分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
国債	26,040,300	27,171,550	27,171,550	
金融債	11,904,194	11,904,194	11,904,194	長期信用債券ほか
政府保証債	3,800,000	3,750,144	3,750,144	公営企業債券ほか
非政府保証債	1,634,900	1,630,990	1,630,990	特別鉄道債券ほか
地方債	1,900,000	1,896,410	1,896,410	東京都公債ほか
事業債	1,000,000	994,000	994,000	電力債券ほか
外債	1,912,000	1,902,700	1,902,700	国際復興開銀円貨債券ほか
合計	48,191,394	49,249,988	49,249,988	

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注4　貯蔵品

（単位　千円）

区分	金額	摘要
放送記念品	38,130	放送出演記念用ボールペンほか

上記貯蔵品の金額は、先入先出法により算出している。

注5　前払費用

（単位　千円）

区分	金額	摘要
翌年度番組関係費	7,846,767	翌年度放送番組制作経費、ソウルオリンピック放送権料ほか
翌年度受信料収納費	377,491	受信料前受金に対応する収納事務費
長期借入金利息	197,386	長期借入金の翌年度分利息
その他の前払費用	135,722	営業所等翌年度分賃借料ほか
合計	8,557,366	

注6　未収金

（単位　千円）

区分	金額	摘要
有価証券等利息	588,280	国債等の当年度分利息
その他の未収金	2,200,245	国際放送関係交付金第4・四半期分ほか
合計	2,788,525	

注7　その他の流動資産

（単位　千円）

区分	金額	摘要
差入保証金	804,834	建物賃借保証金ほか
仮払金	185,457	諸立替払金
合計	990,291	

(イ) 固定資産

（単位　千円）

区分	前年度末残高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末残高	減価償却累計額	差引当年度末残高
有形固定資産	503,235,048	48,514,714	18,834,873	532,914,889	304,650,397	228,264,492
建物	100,936,847	9,379,275	1,163,447	109,152,675	37,896,489	71,256,186
構築物	77,687,380	4,065,121	1,330,137	80,422,364	51,497,231	28,925,133
機械及び装置	250,047,645	29,395,656	9,589,451	269,853,850	186,103,806	83,750,044
放送衛星	35,221,907	0	534	35,221,373	24,357,886	10,863,487
車両及び運搬具	4,918,815	271,106	354,639	4,835,282	3,806,256	1,029,026
器具	1,345,405	30,045	14,982	1,360,468	988,729	371,739
土地	21,913,213	453,042	63,696	22,302,559	—	22,302,559
放送衛星建設仮勘定	4,811,146	2,903,996	0	7,715,142	—	7,715,142
その他の建設仮勘定	6,352,690	2,016,473	6,317,987	2,051,176	—	2,051,176
無形固定資産	9,461,492	6,484,604	155,831	15,790,265	1,696,616	14,093,649
(有形・無形固定資産計)	512,696,540	54,999,318	18,990,704	548,705,154	306,347,013	242,358,141
出資その他の資産	29,740,313	4,616,998	16,613,543	17,743,768	—	17,743,768
長期預金	4,000,000	4,000,000	0	8,000,000	—	8,000,000
長期保有有価証券	24,210,327	340,000	16,610,327	7,940,000	—	7,940,000
出資	1,506,042	272,400	0	1,778,442	—	1,778,442
長期前払費用	23,944	4,598	3,216	25,326	—	25,326
合計	542,436,853	59,616,316	35,604,247	566,448,922	306,347,013	260,101,909

注1　有形固定資産及び無形固定資産の当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、48,666,034千円であり、その内容は次のとおりである。

新放送施設の整備（放送衛星の製作・打上げ、衛星放送設備の整備）　3,002,940千円

テレビジョン、ラジオ放送網の整備（総合放送3局、教育放送3局、中波第1放送4局、FM放送2局の開設、国際放送八俣送信所の整備、放送装置の更新等）　13,465,915千円

番組設備の整備（放送センターのニュース関係施設の改善整備、地域放送充実のための機器の整備等）　28,367,267千円

研究設備等の整備（研究開発設備の整備、事務機器の整備等）　3,829,912千円

注2　当年度末のその他の建設仮勘定残高2,051,176千円の内容は、放送センターのニュース関係施設整備等である。

注3　当年度末の無形固定資産残高14,093,649千円の内容は、国際放送送信設備等施設利用権14,053,735千円、地上権39,914千円である。

注4　当年度末の長期預金残高8,000,000千円の内容は、特定金銭信託である。

注5　長期保有有価証券

（単位　千円）

区分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
国債	2,780,000	2,740,661	2,740,661	
金融債	1,211,888	1,211,888	1,211,888	長期信用債券ほか
政府保証債	2,700,000	2,680,000	2,680,000	公営企業債券
事業債	1,315,900	1,307,451	1,307,451	電力債券
合計	8,007,788	7,940,000	7,940,000	

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注6　出資

（単位　千円）

出資先	前年度末残高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末残高	一株の金額	当年度末出資株式数
通信・放送衛星機構	1,127,542	0	0	1,127,542	—	—
関連事業	378,500	272,400	0	650,900	—	—
㈱NHK放送情報サービス	80,000	0	0	80,000	50,000円	1,600株
㈱NHK美術センター	8,000	0	0	8,000	500円	16,000株
㈱日本放送出版協会	6,500	0	0	6,500	50円	130,000株
全日本テレビサービス㈱	5,000	5,000	0	10,000	500円	20,000株
㈱NHKテクニカルサービス	70,000	0	0	70,000	50,000円	1,400株
キャプテンサービス㈱	2,000	0	0	2,000	50,000円	40株

㈱NHKエンタープライズ	135,000	0	0	135,000	50,000円	2,700株
㈱NHKコンピューターサービス	22,000	35,000	0	57,000	50,000円	1,140株
㈱日本文字放送	20,000	0	0	20,000	50,000円	400株
㈱近畿文字放送	10,000	0	0	10,000	50,000円	200株
㈱中部文字放送	20,000	0	0	20,000	50,000円	400株
㈱宇宙通信基礎技術研究所	0	31,100	0	31,100	50,000円	622株
㈱国際電気通信基礎技術研究所	0	28,800	0	28,800	50,000円	576株
㈱コンディショナル・アクセス・テクノロジー研究所	0	27,800	0	27,800	50,000円	556株
㈱エイ・ティ・アール自動翻訳電話研究所	0	3,050	0	3,050	50,000円	61株
㈱エイ・ティ・アール視聴覚機構研究所	0	3,000	0	3,000	50,000円	60株
㈱エイ・ティ・アール光電波通信研究所	0	2,600	0	2,600	50,000円	52株
㈱エイ・ティ・アール通信システム研究所	0	2,550	0	2,550	50,000円	51株
㈱NHKビルメンテナンス	0	40,000	0	40,000	500円	80,000株
㈱NHK文化センター	0	20,000	0	20,000	500円	40,000株
㈱NHKネットワークサービス	0	73,500	0	73,500	50,000円	1,470株
合計	1,506,042	272,400	0	1,778,442	—	—

上記出資は、放送法第9条の3に基づき郵政大臣の認可を受けて出資している。

(ウ) 特定資産

放送法第42条第3項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	昭和61年度末	昭和62年度		
		増	減	年度末
放送債券償還積立資産	17,427,000	5,400,000	3,010,000	19,817,000

(エ) 繰延資産

翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の2億7,213万9千円に比べ25万1千円増加し、2億7,239万円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	昭和61年度末	昭和62年度末	増減
放送債券発行費	83,326	96,927	13,601
放送債券発行差金	188,813	175,463	△ 13,350
合計	272,139	272,390	251

イ 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の1,580億7,284万7千円に比べ65億1,893万4千円増加し、1,645億9,178万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	昭和61年度末		昭和62年度末		増減
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)	
流動負債	63,965,847	40.5	67,850,781	41.2	3,884,934
固定負債	94,107,000	59.5	96,741,000	58.8	2,634,000
合計	158,072,847	100.0	164,591,781	100.0	6,518,934

(ア) 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の639億6,584万7千円に比べ38億8,493万4千円増加し、678億5,078万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	昭和61年度末	昭和62年度末	増減
一年以内に返済する長期借入金	4,487,000	4,764,000	277,000
一年以内に償還する放送債券	3,010,000	3,430,000	420,000
未払金	7,637,147	8,836,906	1,199,759
受信料前受金	47,409,788	49,410,297	2,000,509
その他の流動負債	1,421,912	1,409,578	△ 12,334
合計	63,965,847	67,850,781	3,884,934

注1　未　払　金

（単位　千円）

区　分	金　額	摘　要
契約収納事務費	1,680,658	3月分受信契約取次・受信料収納事務費
放送債券利息	372,974	放送債券の当年度分利息
その他の未払金	6,783,274	3月分電力料ほか
合　計	8,836,906	

注2　受信料前受金

（単位　千円）

区　分	金　額	摘　要
受信料前受金	49,410,297	翌年度分受信料の収納額

注3　その他の流動負債

（単位　千円）

区　分	金　額	摘　要
前受収益	13,566	技術協力料ほか
預り金	40,789	集金委託保証金ほか
仮受金	1,355,223	源泉徴収所得税ほか
合　計	1,409,578	

(イ)　固　定　負　債

当年度末の固定負債は、前年度末の941億700万円に比べ26億3,400万円増加し、967億4,100万円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区　分	昭和61年度末	昭和62年度末	増　減
放送債券	48,000,000	50,570,000	2,570,000
長期借入金	30,507,000	30,231,000	△　276,000
退職手当引当金	15,600,000	15,940,000	340,000
合　計	94,107,000	96,741,000	2,634,000

注1　放　送　債　券

（単位　千円）

区　分	昭和61年度末	昭和62年度			
		発行額	償還額	組替額	年度末
固定負債・放送債券	48,000,000	6,000,000	—	△3,430,000	50,570,000
流動負債・一年以内に償還する放送債券	3,010,000	—	3,010,000	3,430,000	3,430,000
合　計	51,010,000	6,000,000	3,010,000	0	54,000,000

注2　長　期　借　入　金

（単位　千円）

区　分	昭和61年度末	昭和62年度			
		借入額	返済額	組替額	年度末
固定負債・長期借入金	30,507,000	4,553,000	—	△4,829,000	30,231,000
流動負債・一年以内に返済する長期借入金	4,487,000	—	4,552,000	4,829,000	4,764,000
合　計	34,994,000	4,553,000	4,552,000	0	34,995,000

上記長期借入金の昭和62年度末残額34,995,000千円の借入先別金額は、第一勧業銀行20,299,000千円、富士銀行3,848,000千円、住友銀行3,848,000千円、三菱銀行2,450,000千円、三井銀行2,450,000千円、三和銀行1,400,000千円、日本長期信用銀行700,000千円である。

ウ　資　本　の　部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の1,876億5,746万1千円に比べ58億997万8千円増加し、1,934億6,743万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区　分	昭和61年度末	昭和62年度末	増　減
資本	165,160,134	175,112,134	9,952,000
積立金	16,692,676	12,545,327	△　4,147,349
当期事業収支差金	5,804,651	5,809,978	5,327
合　計	187,657,461	193,467,439	5,809,978

(ア) 資　　本

（単位　千円）

区　　分	昭和61年度末	昭和62年度末	増　　減
承　継　資　本	163,375	163,375	0
固定資産充当資本	164,996,759	174,948,759	9,952,000
合　　計	165,160,134	175,112,134	9,952,000

承継資本は、旧社団法人日本放送協会から承継した純資産である。

当年度末の固定資産充当資本は1,749億4,875万9千円であり、その内容は次のとおりである。

固定資産再評価益の資本組み入れ額　30億8,857万7千円

資本支出に充当し固定資産化されたものの累積額　1,718億6,018万2千円

(イ) 積　立　金

（単位　千円）

区　　分	昭和61年度末	昭和62年度末	増　　減
繰　越　剰　余　金	16,692,676	12,545,327	△ 4,147,349

当年度末の繰越剰余金125億4,532万7千円は、昭和63年度以降の収支不足に充てるための繰越額である。

(ウ) 当期事業収支差金

（単位　千円）

区　　分	昭和61年度末	昭和62年度末	増　　減
当期事業収支差金	5,804,651	5,809,978	5,327

当年度の当期事業収支差金58億997万8千円は、昭和63年度以降の収支不足に充てるための繰越額である。

(2) 損益計算書

（比較損益計算書）

（単位　千円）

区　　分		昭和61年度	昭和62年度	増　　減
経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 346,067,480	(100.0) 351,507,693	5,440,213
	受信料	341,551,863	346,487,873	4,936,010
	交付金収入	1,578,192	1,456,463	△ 121,729
	副次収入	2,937,425	3,563,357	625,932
	経常事業支出	(98.5) 340,734,279	(100.4) 352,841,292	12,107,013
	国内放送費	91,561,446	95,556,149	3,994,703
	国際放送費	2,393,469	2,943,351	549,882
	契約収納費	35,765,974	36,526,738	760,764
	受信対策費	1,185,544	1,186,483	939
	広報費	1,509,458	1,472,786	△ 36,672
	調査研究費	3,768,023	3,959,426	191,403
	給与	116,037,058	119,260,309	3,223,251
	退職手当・厚生費	33,810,408	34,940,306	1,129,898
	一般管理費	9,434,171	9,485,063	50,892
	減価償却費	35,261,728	37,497,681	2,235,953
	未収受信料欠損償却費	10,007,000	10,013,000	6,000
	経常事業収支差金	(1.5) 5,333,201	(△ 0.4) △ 1,333,599	△ 6,666,800
経常事業	経常事業外収入	(2.2) 7,603,853	(1.9) 6,828,137	△ 775,716
	財務収入	7,037,225	6,149,631	△ 887,594
	雑収入	566,628	678,506	111,878

外収支	経常事業外支出	(1.5) 5,203,199	(1.4) 5,114,342	△	88,857
	財務費	5,203,199	5,114,342	△	88,857
	経常事業外収支差金	(0.7) 2,400,654	(0.5) 1,713,795	△	686,859
経常収支差金		(2.2) 7,733,855	(0.1) 380,196	△	7,353,659
当期剰余金		7,733,855	380,196	△	7,353,659
特別収支	特別収入	(0.4) 1,280,257	(1.8) 6,217,914		4,937,657
	固定資産売却益	348,172	6,206,958		5,858,786
	固定資産受贈益	59,725	2,280	△	57,445
	過年度損益修正益	10,003	8,676	△	1,327
	その他の特別収入	862,357	0	△	862,357
	特別支出	(0.9) 3,209,461	(0.2) 788,132	△	2,421,329
	固定資産売却損	575,396	519,905	△	55,491
	固定資産除却損	183,816	246,826		63,010
	過年度損益修正損	282,064	21,401	△	260,663
	その他の特別支出	2,168,185	0	△	2,168,185
当期事業収支差金		(1.7) 5,804,651	(1.7) 5,809,978		5,327
事業収支剰余金		5,804,651	5,809,978		5,327

（注）（　　）内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

ア　経常事業収支

経常事業収入3,515億769万3千円に対し、経常事業支出は3,528億4,129万2千円であり、差し引き経常事業収支差金は△13億3,359万9千円である。

なお、前年度の経常事業収入3,460億6,748万円、経常事業支出3,407億3,427万9千円に比較すれば、経常事業収入は54億4,021万3千円、経常事業支出は121億701万3千円の増加である。

(ア)　経常事業収入

経常事業収入の増加は、主として受信契約件数の増加に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	昭和61年度	昭和62年度	増減
受信料	341,551,863	346,487,873	4,936,010
交付金収入	1,578,192	1,456,463	△ 121,729
副次収入	2,937,425	3,563,357	625,932
合計	346,067,480	351,507,693	5,440,213

注1　受信料

（単位　千円）

区分	昭和61年度	昭和62年度	増減
普通受信料	12,863,005	11,677,939	△ 1,185,066
カラー受信料	328,688,858	334,809,934	6,121,076
合計	341,551,863	346,487,873	4,936,010

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりである。

（単位　千件）

区分		昭和61年度	昭和62年度
普通契約	年度初頭	1,826	1,736
	増加	△ 90	△ 237
	年度末	1,736	1,499
カラー契約	年度初頭	28,801	29,333
	増加	532	678
	年度末	29,333	30,011
契約総数	年度初頭	30,627	31,069
	増加	442	441
	年度末	31,069	31,510

注2　交付金収入

（単位　千円）

区分	昭和61年度	昭和62年度	増減
国際放送関係交付金	1,239,834	1,439,723	199,889
選挙放送関係交付金	338,358	16,740	△ 321,618
合計	1,578,192	1,456,463	△ 121,729

注3　副次収入

（単位　千円）

区分	昭和61年度	昭和62年度	増減
放送番組の多角的活用	796,188	1,324,178	527,990
放送番組テキストの出版	1,198,150	1,340,603	142,453
技術協力・特許実施許諾	428,312	402,026	△ 26,286
NHKホール外部利用	381,102	322,113	△ 58,989
番組コンクール賞金等	133,673	174,437	40,764
合計	2,937,425	3,563,357	625,932

(イ)　経常事業支出

昭和62年度事業計画に基づき、経営全般にわたり極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、各部門の業務活動を積極的に実施した結果は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	昭和61年度	昭和62年度	増減
国内放送費	91,561,446	95,556,149	3,994,703
国際放送費	2,393,469	2,943,351	549,882
契約収納費	35,765,974	36,526,738	760,764
受信対策費	1,185,544	1,186,483	939
広報費	1,509,458	1,472,786	△ 36,672
調査研究費	3,768,023	3,959,426	191,403
給与	116,037,058	119,260,309	3,223,251
退職手当・厚生費	33,810,408	34,940,306	1,129,898
一般管理費	9,434,171	9,485,063	50,892
減価償却費	35,261,728	37,497,681	2,235,953
未収受信料欠損償却費	10,007,000	10,013,000	6,000
合計	340,734,279	352,841,292	12,107,013

注1　国内放送費

（単位　千円）

区分	昭和61年度	昭和62年度	増減
番組費	61,598,978	65,299,338	3,700,360
技術運用費	21,799,286	22,050,004	250,718
通信施設費	8,163,182	8,206,807	43,625
合計	91,561,446	95,556,149	3,994,703

注2　国際放送費

（単位　千円）

区分	昭和61年度	昭和62年度	増減
番組費	1,179,528	1,284,201	104,673
技術運用費	35,010	19,984	△ 15,026
通信施設費	1,178,931	1,639,166	460,235
合計	2,393,469	2,943,351	549,882

注3　契約収納費

（単位　千円）

区分	昭和61年度	昭和62年度	増減
契約費	3,683,670	3,849,035	165,365
収納費	25,347,086	26,269,191	922,105
契約収納推進費	6,735,218	6,408,512	△ 326,706
合計	35,765,974	36,526,738	760,764

注4　受信対策費

（単位　千円）

区分	昭和61年度	昭和62年度	増減
受信改善費	245,450	270,965	25,515
受信対策推進費	940,094	915,518	△ 24,576
合計	1,185,544	1,186,483	939

注5　広報費

（単位　千円）

区分	昭和61年度	昭和62年度	増減
視聴者意向収集費	809,586	766,635	△ 42,951
広報推進費	699,872	706,151	6,279
合計	1,509,458	1,472,786	△ 36,672

注6　調査研究費

（単位　千円）

区分	昭和61年度	昭和62年度	増減
番組調査研究費	885,502	881,146	△ 4,356
技術研究費	2,882,521	3,078,280	195,759
合計	3,768,023	3,959,426	191,403

注7　給与

（単位　千円）

区分	昭和61年度	昭和62年度	増減
給与	116,037,058	119,260,309	3,223,251

上記昭和62年度給与の内容は、職員給与1,190億2,856万2千円、常勤役員報酬2億3,174万7千円である。

注8　退職手当・厚生費

（単位　千円）

区分	昭和61年度	昭和62年度	増減
退職手当・厚生費	33,810,408	34,940,306	1,129,898

上記昭和62年度退職手当・厚生費の内容は、厚生保健費176億390万円、退職手当173億3,640万6千円である。

注9　一般管理費

（単位　千円）

区分	昭和61年度	昭和62年度	増減
一般管理費	9,434,171	9,485,063	50,892

上記昭和62年度一般管理費の内容は、施設管理費51億8,208万7千円、職員管理費その他43億297万6千円である。

注10　減価償却費

（単位　千円）

区分	取得価額	当年度償却額	償却累計額	帳簿価額	償却累計率
					%
有形固定資産	500,846,012	36,904,913	304,650,397	196,195,615	60.8
建物	109,152,675	2,491,031	37,896,489	71,256,186	34.7
構築物	80,422,364	3,758,943	51,497,231	28,925,133	64.0
機械及び装置	269,853,850	23,774,635	186,103,806	83,750,044	69.0
放送衛星	35,221,373	6,352,815	24,357,886	10,863,487	69.2
車両及び運搬具	4,835,282	468,208	3,806,256	1,029,026	78.7
器具	1,360,468	59,281	988,729	371,739	72.7
無形固定資産	15,750,351	592,768	1,696,616	14,053,735	10.8
施設利用権	15,750,351	592,768	1,696,616	14,053,735	10.8
合計	516,596,363	37,497,681	306,347,013	210,249,350	59.3

上記当年度償却額は、有形固定資産のうち建物・構築物は定額法、機械及び装置・放送衛星・車両及び運搬具・器具は定率法、無形固定資産については定額法により算出している。

イ　経常事業外収支

経常事業外収入は68億2,813万7千円であり、経常事業外支出は51億1,434万2千円であり、差し引き経常事業外収支差金は17億1,379万5千円である。その内容は次表のとおりである。

(ア)　経常事業外収入

（単位　千円）

区分	昭和61年度	昭和62年度	増減
財務収入	7,037,225	6,149,631	△ 887,594
雑収入	566,628	678,506	111,878
合計	7,603,853	6,828,137	△ 775,716

注　財務収入

（単位　千円）

区分	昭和61年度	昭和62年度	増減
受取利息	7,035,140	6,147,871	△ 887,269
受取配当金	2,085	1,760	△ 325
合計	7,037,225	6,149,631	△ 887,594

(イ)　経常事業外支出

（単位　千円）

区分	昭和61年度	昭和62年度	増減
財務費	5,203,199	5,114,342	△ 88,857
支払利息	4,982,211	4,908,840	△ 73,371
放送債券発行償還経費	220,988	205,502	△ 15,486

ウ　特別収支

固定資産売却益等の特別収入は62億1,791万4千円であり、固定資産売却損等の特別支出は7億8,813万2千円であり、その内容は次表のとおりである。

(ア)　特別収入

（単位　千円）

区分	金額	摘要
固定資産売却益	6,206,958	鳩ヶ谷ラジオ放送所跡地売却益ほか
固定資産受贈益	2,280	
過年度損益修正益	8,676	固定資産の造成による評価益
合計	6,217,914	

(イ)　特別支出

（単位　千円）

区分	金額	摘要
固定資産売却損	519,905	
固定資産除却損	246,826	
過年度損益修正損	21,401	昭和61年度分未収受信料欠損額確定に伴う修正損
合計	788,132	

エ　当期事業収支差金

経常事業収支差金△13億3,359万9千円に経常事業外収支差金17億1,379万5千円を加えた経常収支差金は3億8,019万6千円である。これに、特別収入62億1,791万4千円を加え、特別支出7億8,813万2千円を差し引いた当期事業収支差金は58億997万8千円である。

なお、この当期事業収支差金は、昭和63年度以降の収支不足に充てるため繰り越すものである。

3　主たる設備の状況

当年度末における主たる設備の状況は次表のとおりである。

区分	土地 面積	土地 金額	建物 面積	建物 金額	機械及び装置	放送衛星	その他の固定資産	帳簿価額合計
	m²	千円	m²	千円	千円	千円	千円	千円
放送会館	353,380	10,670,547	540,852	47,136,165	60,262,020	—	3,855,023	121,923,755
（うち、放送センター）	(82,650)	(5,079,536)	(217,212)	(25,365,268)	(30,087,297)	(—)	(1,511,850)	(62,043,951)
テレビジョン放送所	559,463	553,900	50,489	3,738,868	12,392,158	—	8,002,842	24,687,768
ラジオ放送所	2,164,271	7,226,924	37,885	5,621,766	7,617,801	—	4,470,983	24,937,474
テレビジョン共同受信施設	—	—	—	—	—	—	13,023,954	13,023,954
放送衛星	—	—	—	—	—	10,863,487	—	10,863,487
その他の施設	2,248,632	3,851,188	273,910	14,759,387	3,478,065	—	973,096	23,061,736
合計	5,325,746	22,302,559	903,136	71,256,186	83,750,044	10,863,487	30,325,898	218,498,174

注1　その他の施設は放送技術研究所、放送文化調査研究所、通信部等である。

注2　その他の固定資産は構築物・車両及び運搬具・器具である。

4　収入支出の決算の状況

(1)　収入支出の決算

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

(2)　予算総則の適用

ア　予算総則第5条第2項に基づく昭和61年度からの建設費予算の繰越し……24億2,755万9千円

放送センターのニュース関係施設（新ニュースセンター）整備経費　24億2,755万9千円

イ　予算総則第6条に基づく予備費の使用……5億368万3千円

(ア)　非常災害による被害施設の復旧対策経費（国内放送費、一般管理費）　3億5,554万9千円

(イ)　釧路・緑ケ岡放送所鉄塔の緊急保全対策経費（国内放送費）　7,500万円

(ウ)　固定資産除却損の増による予算の不足（特別支出）　5,173万2千円

(エ)　昭和61年度分未収受信料欠損額の増による予算の不足（特別支出）　2,140万2千円

ウ　予算総則第9条に基づく事業収支差金の使用……58億997万8千円

昭和63年度以降の収支不足に充てるための繰越金

予算額　0　　決算額　58億997万8千円　　増額　58億997万8千円

別表

収入支出決算表

（事業収支）　　昭和62年度

款	項	予算額 当初額 (1)	予算額 予算総則に基づく増減額(2) 第6条予備費	予算額 合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円
事業収入		351,516,641	0	351,516,641	354,540,744	△ 3,024,103
	受信料	334,839,602	0	334,839,602	336,474,873	△ 1,635,271
	交付金収入	1,456,463	0	1,456,463	1,456,463	0
	副次収入	2,592,000	0	2,592,000	3,563,357	△ 971,357
	財務収入	6,015,076	0	6,015,076	6,149,631	△ 134,555
	雑収入	523,500	0	523,500	678,506	△ 155,006
	特別収入	6,090,000	0	6,090,000	6,217,914	△ 127,914
事業支出		351,516,641	0	351,516,641	348,730,766	2,785,875
	国内放送費	95,148,304	423,359	95,571,663	95,556,149	15,514
	国際放送費	2,954,361	0	2,954,361	2,943,351	11,010
	契約収納費	36,540,939	0	36,540,939	36,526,738	14,201
	受信対策費	1,188,677	0	1,188,677	1,186,483	2,194
	広報費	1,476,780	0	1,476,780	1,472,786	3,994
	調査研究費	3,961,942	0	3,961,942	3,959,426	2,516
	給与	119,628,320	0	119,628,320	119,260,309	368,011
	退職手当・厚生費	34,943,115	0	34,943,115	34,940,306	2,809
	一般管理費	9,480,398	7,190	9,487,588	9,485,063	2,525
	減価償却費	37,500,000	0	37,500,000	37,497,681	2,319
	財務費	5,478,805	0	5,478,805	5,114,342	364,463
	特別支出	715,000	73,134	788,134	788,132	2
	予備費	2,500,000	△ 503,683	1,996,317	0	1,996,317
事業収支差金		0	0	0	5,809,978	△ 5,809,978

債務償還充当額	10,052,000	0	10,052,000	9,952,000	100,000
収支過不足額	△ 10,052,000	0	△ 10,052,000	△ 4,142,022	△ 5,909,978

（資本収支）

款	項	予算額 当初額 (1)	予算額 予算総則に基づく増減額 (2) 第5条第2項繰越	予算額 合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	繰越額 (5)	予算残額 (3)−(4)−(5)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
資本収入		60,362,000	2,427,559	62,789,559	61,920,033	0	869,526
	前期繰越金受入れ	10,052,000	0	10,052,000	9,952,000	0	100,000
	減価償却資金受入れ	37,500,000	0	37,500,000	37,497,681	0	2,319
	資産受入れ	809,000	0	809,000	907,352	0	△ 98,352
	放送債券償還積立資産戻入れ	3,010,000	0	3,010,000	3,010,000	0	0
	放送債券	4,000,000	2,000,000	6,000,000	6,000,000	0	0
	長期借入金	4,991,000	427,559	5,418,559	4,553,000	0	865,559
資本支出		60,362,000	2,427,559	62,789,559	61,900,434	0	889,125
	建設費	47,000,000	2,427,559	49,427,559	48,666,034	0	761,525
	出資	300,000	0	300,000	272,400	0	27,600
	放送債券償還積立資産繰入れ	5,500,000	0	5,500,000	5,400,000	0	100,000
	放送債券償還金	3,010,000	0	3,010,000	3,010,000	0	0
	長期借入金返還金	4,552,000	0	4,552,000	4,552,000	0	0
資本収支差金		0	0	0	19,599	0	△ 19,599

前期繰越金　22,631,279千円（このうち、昭和62年度以降の収支不足に充てるための繰越金は22,497,327千円である。）
当年度使用額　△ 9,952,000千円（債務償還に充当　△ 9,952,000千円）
当年度発生額　5,829,577千円（事業収支差金5,809,978千円と資本収支差金19,599千円との合計額）
後期繰越金　18,508,856千円（このうち、昭和63年度以降の収支不足に充てるための繰越金は18,355,305千円である。）

審査報告書

日本放送協会昭和六十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右は多数をもって是認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年四月二十五日

逓信委員長　一井　淳治

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出された日本放送協会の昭和六十三年度決算書類である。

この決算書類によれば、日本放送協会の昭和六十三年度末における資産及び負債の状況並びに当年度中の損益の状況は次のとおりである。

（昭和六十三年度末における資産及び負債の状況）

資産総額	三千五百六十六億八千百万円
負債総額	千七百十二億千八百万円
資本総額	千八百五十四億六千三百万円

（昭和六十三年度中の損益の状況）

経常事業収入	三千五百六十五億二千百万円
経常事業支出	三千六百七十億四千四百万円
経常事業収支差金（欠損）	百五億二千三百万円
経常事業外収入	七十一億千四百万円
経常事業外支出	五十一億四千九百万円
経常事業外収支差金	十九億六千五百万円
経常収支差金（欠損）	八十五億五千八百万円
特別収入	十三億円
特別支出	七億四千七百万円
当期事業収支差金（欠損）	八十億五百万円

なお、当期欠損金については、前年度までの財政安定化のための繰越金をもって補てんすることとしている。

本件について、当年度収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

日本放送協会昭和六十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書並びに監事の意見書

右

国会に提出する。

平成二年一月十九日

内閣総理大臣　海部　俊樹

日本放送協会昭和63年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

1　検　第　601　号

平成元年12月5日

内閣総理大臣　海部　俊樹殿

会計検査院長　中村　清囲

日本放送協会昭和63年度財産目録等の回付について

日本放送協会昭和63年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書等の検査を了したのでこれを回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1　昭和63年度財産目録

財　産　目　録

（一　般　勘　定）　　平成元年3月31日現在

科目	内訳 摘要		内訳 金額	合計
			千円	千円
（資産の部）				
流動資産				62,569,809
現金及び預金				20,043,539
	現金		98,969	
	預金	定期預金ほか	19,944,570	
受信料未収金				1,038,662
	受信料未収金		11,193,662	
	未収受信料欠損引当金	受信料未収金の収納不能見越額	△ 10,155,000	
有価証券		国債、金融債ほか		34,242,219
貯蔵品		放送記念品		40,644
前払費用				3,614,930
	翌年度番組関係費		3,019,897	
	翌年度受信料収納費		321,328	
	その他の前払費用	長期借入金利息ほか	273,705	
未収金		有価証券利息ほか		2,721,474
その他の流動資産				868,341
	差入保証金	建物賃借保証金ほか	776,567	
	仮払金	諸立替払金	91,774	
固定資産				272,021,481
有形固定資産				235,163,755
建物				73,257,211
	建物	放送会館、放送所ほか	113,180,132	
	減価償却累計額		△ 39,922,921	
構築物				28,525,618
	構築物	空中線設備ほか	82,146,725	
	減価償却累計額		△ 53,621,107	
機械及び装置				87,168,459
	機械及び装置	放送設備ほか	289,551,753	
	減価償却累計額		△ 202,388,294	
放送衛星				6,854,860
	放送衛星	放送衛星2号	35,221,373	
	減価償却累計額		△ 28,366,513	
車両及び運搬具				1,338,869

	車両及び運搬具	中継車ほか	5,010,786	
	減価償却累計額		△ 3,671,917	
器具				397,819
	器具	楽器、事務用器具ほか	1,421,800	
	減価償却累計額		△ 1,023,981	
土地		放送会館・放送所敷地ほか		22,986,314
放送衛星建設仮勘定		放送衛星3号		11,498,878
その他の建設仮勘定		放送センター番組制作送出設備整備ほか		3,140,727
無形固定資産				13,091,282
無形固定資産				13,091,282
	施設利用権	国際放送送信設備利用権ほか	13,051,368	
	その他の無形固定資産	地上権	39,914	
出資その他の資産				23,766,444
長期預金		特定金銭信託ほか		8,568,000
長期保有有価証券		国債、金融債ほか		13,100,000
出資				2,076,792
	通信・放送衛星機構に対する出資		1,127,542	
	関連事業に対する出資	㈱NHK放送情報サービスほか	949,250	
長期前払費用		放送所敷地賃借料未経過分ほか		21,652
特定資産				21,844,000
放送債券償還積立資産		放送債券償還資金積立金		21,844,000

繰延資産				245,533
放送債券発行費		放送債券発行費用未償却額		91,539
放送債券発行差金		放送債券発行差金未償却額		153,994
資産合計				356,680,823
（負債の部）				
流動負債				75,250,023
一年以内に返済する長期借入金				4,953,000
一年以内に償還する放送債券				7,650,000
未払金				10,149,752
	契約収納事務費		2,263,179	
	放送債券利息		373,694	
	その他の未払金	3月分電力料ほか	7,512,879	
受信料前受金		翌年度分受信料の収納額		51,047,489
その他の流動負債				1,449,782
	前受収益	技術協力料ほか	104,200	
	預り金	集金委託保証金ほか	37,989	
	仮受金	源泉徴収所得税ほか	1,307,593	
固定負債				95,968,000
放送債券				46,920,000
長期借入金				27,380,000
退職手当引当金				16,600,000
その他の固定負債		長期預り保証金		5,068,000
負債合計				171,218,023

（注）「受託業務等勘定」については、計上すべき金額がないので記載を省略している。

2　昭和63年度貸借対照表

貸借対照表

（一般勘定）　平成元年3月31日現在

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金		20,043,539	
受信料未収金	11,193,662		
未収受信料欠損引当金	△ 10,155,000	1,038,662	
有価証券		34,242,219	
貯蔵品		40,644	
前払費用		3,614,930	
未収金		2,721,474	
その他の流動資産		868,341	
流動資産合計		62,569,809	17.5
固定資産			
有形固定資産			
建物	113,180,132		
減価償却累計額	△ 39,922,921	73,257,211	
構築物	82,146,725		
減価償却累計額	△ 53,621,107	28,525,618	
機械及び装置	289,551,753		
減価償却累計額	△ 202,388,294	87,163,459	
放送衛星	35,221,373		
減価償却累計額	△ 28,366,513	6,854,860	
車両及び運搬具	5,010,786		
減価償却累計額	△ 3,671,917	1,338,869	
器具	1,421,800		
減価償却累計額	△ 1,023,981	397,819	
土地		22,986,314	
放送衛星建設仮勘定		11,498,878	
その他の建設仮勘定		3,140,727	
有形固定資産合計		235,163,755	65.9
無形固定資産			
無形固定資産		13,091,282	
無形固定資産合計		13,091,282	3.7
出資その他の資産			
長期預金		8,568,000	
長期保有有価証券		13,100,000	
出資		2,076,792	
長期前払費用		21,652	
出資その他の資産合計		23,766,444	6.7
固定資産合計		272,021,481	76.3
特定資産			
放送債券償還積立資産		21,844,000	
特定資産合計		21,844,000	6.1
繰延資産			
放送債券発行費		91,539	
放送債券発行差金		153,994	
繰延資産合計		245,533	0.1
資産合計		356,680,823	100.0
（負債の部）			
流動負債			
一年以内に返済する長期借入金		4,953,000	
一年以内に償還する放送債券		7,650,000	
未払金		10,149,752	

	受信料前受金	51,047,489	
	その他の流動負債	1,449,782	
	流動負債合計	75,250,023	21.1
固定負債			
	放送債券	46,920,000	
	長期借入金	27,380,000	
	退職手当引当金	16,600,000	
	その他の固定負債	5,068,000	
	固定負債合計	95,968,000	26.9
	負債合計	171,218,023	48.0
	（資本の部）		
資本		185,427,134	
	承継資本	163,375	
	固定資産充当資本	185,263,759	
積立金		8,040,305	
	繰越剰余金	8,040,305	
当期事業収支差金		△ 8,004,639	
	資本合計	185,462,800	52.0
	負債資本合計	356,680,823	100.0

（注）「受託業務等勘定」については、計上すべき金額がないので記載を省略している。

3　昭和63年度損益計算書

損益計算書

昭和63年4月1日から平成元年3月31日まで

（一般勘定）

科目		金額	
		千円	千円
経	経常事業収入		356,520,414
	受信料	351,379,215	
	交付金収入	1,465,611	
	副次収入	3,675,588	
常	経常事業支出		367,043,962
	国内放送費	106,044,950	
	国際放送費	3,015,912	
	契約収納費	37,546,602	
	受信対策費	1,172,476	
事	広報費	1,503,910	
	調査研究費	3,987,197	
業	給与	121,711,405	
	退職手当・厚生費	36,122,971	
収	一般管理費	9,044,912	
	減価償却費	36,738,627	
支	未収受信料欠損償却費	10,155,000	
	経常事業収支差金		△ 10,523,548
経常事業外収支	経常事業外収入		7,114,307
	財務収入	6,539,738	
	雑収入	574,569	
	経常事業外支出		5,149,152
	財務費	5,149,152	
	経常事業外収支差金		1,965,155
経常収支差金			△ 8,558,393
特別	特別収入		1,300,650
	固定資産売却益	1,009,770	
	固定資産受贈益	37,406	
	過年度損益修正益	253,474	

収	特別支出		746,896
	固定資産売却損	533,256	
支	固定資産除却損	213,640	
当期事業収支差金			△ 8,004,639

（注）「受託業務等勘定」については、計上すべき金額がないので記載を省略している。

4　昭和63年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

昭和63年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1　決算概説

日本放送協会は、昭和63年度の事業運営において、極めて厳しい財政状況の下にあったが、受信料の月額をなお前年度どおり据え置き、経営全般にわたり、極力業務の合理的、効率的運営を推進し、視聴者の要望にこたえて、放送の全国普及とすぐれた放送の実施に努めた。

当年度末の資産、負債及び資本の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額3,566億8,082万3千円に対し、負債総額1,712億1,802万3千円であり、資本総額は1,854億6,280万円で、このうち当期事業収支差金は△80億463万9千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると経常事業収入3,565億2,041万4千円に対し、経常事業支出は3,670億4,396万2千円で、差し引き経常事業収支差金は△105億2,354万8千円であり、これに経常事業外収支差金19億6,515万5千円を加えた経常収支差金は△85億5,839万3千円である。

これに特別収入13億65万円を加え、特別支出7億4,689万6千円を差し引いた当期事業収支差金は△80億463万9千円である。

2　資産、負債及び資本並びに損益の状況

当年度末における資産、負債及び資本の状況と当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

(1)　財産目録及び貸借対照表
（比較貸借対照表）

（単位　千円）

区分		昭和62年度末	昭和63年度末	増減
資産	現金及び預金	15,218,388	20,043,539	4,825,151
	受信料未収金	1,025,233	1,038,662	13,429
	有価証券	49,249,988	34,242,219	△ 15,007,769
	貯蔵品	38,130	40,644	2,514
	前払費用	8,557,366	3,614,930	△ 4,942,436
	未収金	2,788,525	2,721,474	△ 67,051
	その他の流動資産	990,291	868,341	△ 121,950
	流動資産合計	(21.8) 77,867,921	(17.5) 62,569,809	△ 15,298,112
	有形固定資産	228,264,492	235,163,755	6,899,263
	建物	71,256,186	73,257,211	2,001,025
	構築物	28,925,133	28,525,618	△ 399,515
	機械及び装置	83,750,044	87,163,459	3,413,415
	放送衛星	10,863,487	6,854,860	△ 4,008,627
	車両及び運搬具	1,029,026	1,338,869	309,843
	器具	371,739	397,819	26,080
	土地	22,302,559	22,986,314	683,755
	放送衛星建設仮勘定	7,715,142	11,498,878	3,783,736
	その他の建設仮勘定	2,051,176	3,140,727	1,089,551
	無形固定資産	14,093,649	13,091,282	△ 1,002,367
	出資その他の資産	17,743,768	23,766,444	6,022,676
	長期預金	8,000,000	8,568,000	568,000
	長期保有有価証券	7,940,000	13,100,000	5,160,000
	出資	1,778,442	2,076,792	298,350

	長期前払費用	25,326	21,652	△ 3,674
	固定資産合計	(72.6) 260,101,909	(76.3) 272,021,481	11,919,572
	特定資産 放送債券償還積立資産	(5.5) 19,817,000	(6.1) 21,844,000	2,027,000
	放送債券発行費	96,927	91,539	△ 5,388
	放送債券発行差金	175,463	153,994	△ 21,469
	繰延資産合計	(0.1) 272,390	(0.1) 245,533	△ 26,857
	資産合計	(100.0) 358,059,220	(100.0) 356,680,823	△ 1,378,397
負債・資本	一年以内に返済する長期借入金	4,764,000	4,953,000	189,000
	一年以内に償還する放送債券	3,430,000	7,650,000	4,220,000
	未払金	8,836,906	10,149,752	1,312,846
	受信料前受金	49,410,297	51,047,489	1,637,192
	その他の流動負債	1,409,578	1,449,782	40,204
	流動負債合計	(19.0) 67,850,781	(21.1) 75,250,023	7,399,242
	放送債券	50,570,000	46,920,000	△ 3,650,000
	長期借入金	30,231,000	27,380,000	△ 2,851,000
	退職手当引当金	15,940,000	16,600,000	660,000
	その他の固定負債	0	5,068,000	5,068,000
	固定負債合計	(27.0) 96,741,000	(26.9) 95,968,000	△ 773,000
	負債合計	(46.0) 164,591,781	(48.0) 171,218,023	6,626,242
	資本	175,112,134	185,427,134	10,315,000
	承継資本	163,375	163,375	0
	固定資産充当資本	174,948,759	185,263,759	10,315,000
	積立金	12,545,327	8,040,305	△ 4,505,022
	繰越剰余金	12,545,327	8,040,305	△ 4,505,022
	当期事業収支差金	5,809,978	△ 8,004,639	△ 13,814,617
	資本合計	(54.0) 193,467,439	(52.0) 185,462,800	△ 8,004,639
	負債資本合計	(100.0) 358,059,220	(100.0) 356,680,823	△ 1,378,397

（注）（ ）内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率（%）である。

ア 資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の3,580億5,922万円に比べ13億7,839万7千円減少し、3,566億8,082万3千円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位 千円）

区分	昭和62年度末 金額	昭和62年度末 構成比率(%)	昭和63年度末 金額	昭和63年度末 構成比率(%)	増減
流動資産	77,867,921	21.8	62,569,809	17.5	△ 15,298,112
固定資産	260,101,909	72.6	272,021,481	76.3	11,919,572
特定資産	19,817,000	5.5	21,844,000	6.1	2,027,000
繰延資産	272,390	0.1	245,533	0.1	△ 26,857
合計	358,059,220	100.0	356,680,823	100.0	△ 1,378,397

(ア) 流動資産

当年度末の流動資産は、前年度末の778億6,792万1千円に比べ152億9,811万2千円減少し、625億6,980万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位 千円）

区分	昭和62年度末	昭和63年度末	増減
現金及び預金	15,218,388	20,043,539	4,825,151
受信料未収金	1,025,233	1,038,662	13,429
有価証券	49,249,988	34,242,219	△ 15,007,769

貯蔵品	38,130	40,644		2,514
前払費用	8,557,366	3,614,930	△	4,942,436
未収金	2,788,525	2,721,474	△	67,051
その他の流動資産	990,291	868,341	△	121,950
合計	77,867,921	62,569,809	△	15,298,112

注1　現金及び預金

（単位　千円）

区分	金額	摘要
現金	98,969	
預金	19,944,570	定期預金ほか
合計	20,043,539	

注2　受信料未収金

（単位　千円）

区分	金額	摘要
受信料未収金	11,193,662	当年度末の受信料未収額
未収受信料欠損引当金	△ 10,155,000	翌年度における収納不能見越額
合計	1,038,662	

注3　有価証券

（単位　千円）

区分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
国債	12,400,300	12,383,547	12,383,547	
金融債	9,702,962	9,801,242	9,801,242	長期信用債券ほか
事業債	12,000,000	11,893,788	11,893,788	電力債券ほか
外債	167,700	163,642	163,642	米州開発銀行特別円貨債券
合計	34,270,962	34,242,219	34,242,219	

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注4　貯蔵品

（単位　千円）

区分	金額	摘要
放送記念品	40,644	放送出演記念用ボールペンほか

上記貯蔵品の金額は、先入先出法により算出している。

注5　前払費用

（単位　千円）

区分	金額	摘要
翌年度番組関係費	3,019,897	翌年度放送テレビ番組「春日局」等番組制作経費ほか
翌年度受信料収納費	321,328	受信料前受金に対応する収納事務費
長期借入金利息	182,371	長期借入金の翌年度分利息
その他の前払費用	91,334	営業所等翌年度分賃借料ほか
合計	3,614,930	

注6　未収金

（単位　千円）

区分	金額	摘要
有価証券等利息	637,786	国債等の当年度分利息
その他の未収金	2,083,688	国際放送関係交付金第4・四半期分ほか
合計	2,721,474	

注7　その他の流動資産

（単位　千円）

区分	金額	摘要
差入保証金	776,567	建物賃借保証金ほか
仮払金	91,774	諸立替払金
合計	868,341	

(イ) 固定資産　（単位　千円）

区分	前年度末残高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末残高	減価償却累計額	差引当年度末残高
有形固定資産	532,914,889	45,398,643	14,155,044	564,158,488	328,994,733	235,163,755
建物	109,152,675	4,921,872	894,415	113,180,132	39,922,921	73,257,211
構築物	80,422,364	3,188,661	1,464,300	82,146,725	53,621,107	28,525,618
機械及び装置	269,853,850	29,022,702	9,324,799	289,551,753	202,388,294	87,163,459
放送衛星	35,221,373	0	0	35,221,373	28,366,513	6,854,860
車両及び運搬具	4,835,282	715,400	539,896	5,010,786	3,671,917	1,338,869
器具	1,360,468	77,974	16,642	1,421,800	1,023,981	397,819
土地	22,302,559	695,927	12,172	22,986,314	—	22,986,314
放送衛星建設仮勘定	7,715,142	3,783,736	0	11,498,878	—	11,498,878
その他の建設仮勘定	2,051,176	2,992,371	1,902,820	3,140,727	—	3,140,727
無形固定資産	15,790,265	8,516	217,281	15,581,500	2,490,218	13,091,282
(有形・無形固定資産計)	548,705,154	45,407,159	14,372,325	579,739,988	331,484,951	248,255,037
出資その他の資産	17,743,768	10,526,730	4,504,054	23,766,444	—	23,766,444
長期預金	8,000,000	5,068,000	4,500,000	8,568,000	—	8,568,000
長期保有有価証券	7,940,000	5,160,000	0	13,100,000	—	13,100,000
出資	1,778,442	298,350	0	2,076,792	—	2,076,792
長期前払費用	25,326	380	4,054	21,652	—	21,652
合計	566,448,922	55,933,889	18,876,379	603,506,432	331,484,951	272,021,481

注1　有形固定資産及び無形固定資産の当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、43,452,410千円であり、その内容は次のとおりである。

新放送施設の整備（放送衛星の製作・打上げ、衛星放送設備の整備）　5,169,647千円

テレビジョン、ラジオ放送網の整備（総合放送1局、教育放送1局、中波第1放送4局、FM放送2局の開設、放送装置の更新等）　9,189,762千円

番組設備の整備（放送センターのニュース関係施設の改善整備、地域放送充実のための機器の整備等）　24,098,342千円

研究設備等の整備（研究開発設備の整備、事務機器の整備等）　4,994,659千円

注2　当年度末のその他の建設仮勘定残高3,140,727千円の内容は、放送センター番組制作送出設備整備等である。

注3　当年度末の無形固定資産残高13,091,282千円の内容は、国際放送送信設備等施設利用権13,051,368千円、地上権39,914千円である。

注4　当年度末の長期預金残高8,568,000千円の内容は、特定金銭信託3,500,000千円、指定金外信託5,068,000千円である。

注5　長期保有有価証券

（単位　千円）

区分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
国債	3,480,000	3,438,311	3,438,311	
金融債	220,812	220,812	220,812	農林債券
政府保証債	2,800,000	2,778,500	2,778,500	公営企業債券ほか
非政府保証債	1,404,900	1,403,230	1,403,230	特別鉄道債券ほか
地方債	1,550,650	1,550,650	1,550,650	京都府公債ほか
事業債	1,919,800	1,909,601	1,909,601	電力債券ほか
外債	1,800,000	1,798,896	1,798,896	国際復興開発銀行特別円貨債券ほか
合計	13,176,162	13,100,000	13,100,000	

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注6　出資

（単位　千円）

出資先	前年度末残高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末残高	一株の金額	当年度末出資株式数
通信・放送衛星機構	1,127,542	0	0	1,127,542	—	—
関連事業	650,900	298,350	0	949,250	—	—
㈱NHK放送情報サービス	80,000	0	0	80,000	50,000円	1,600株
㈱NHK美術センター	8,000	0	0	8,000	500円	16,000株
㈱日本放送出版協会	6,500	0	0	6,500	50円	130,000株
全日本テレビサービス㈱	10,000	0	0	10,000	500円	20,000株
㈱NHKテクニカルサービス	70,000	0	0	70,000	50,000円	1,400株
キャプテンサービス㈱	2,000	0	0	2,000	50,000円	40株
㈱NHKエンタープライズ	135,000	0	0	135,000	50,000円	2,700株
㈱NHKコンピューターサービス	57,000	0	0	57,000	50,000円	1,140株
㈱日本文字放送	20,000	0	0	20,000	50,000円	400株
㈱西日本文字放送	10,000	0	0	10,000	50,000円	200株
㈱中部文字放送	20,000	0	0	20,000	50,000円	400株
㈱宇宙通信基礎技術研究所	31,100	17,650	0	48,750	50,000円	975株

㈱国際電気通信基礎技術研究所	28,800	32,600	0	61,400	50,000円	1,228株
㈱コンディショナル・アクセス・テクノロジー研究所	27,800	33,700	0	61,500	50,000円	1,230株
㈱エイ・ティ・アール自動翻訳電話研究所	3,050	2,400	0	5,450	50,000円	109株
㈱エイ・ティ・アール視聴覚機構研究所	3,000	2,200	0	5,200	50,000円	104株
㈱エイ・ティ・アール光電波通信研究所	2,600	1,900	0	4,500	50,000円	90株
㈱エイ・ティ・アール通信システム研究所	2,550	1,900	0	4,450	50,000円	89株
㈱NHKビルメンテナンス	40,000	0	0	40,000	500円	80,000株
㈱NHK文化センター	20,000	0	0	20,000	500円	40,000株
㈱NHKネットワークサービス	73,500	0	0	73,500	50,000円	1,470株
㈱NHK名古屋ブレーンズ	0	30,000	0	30,000	50,000円	600株
㈱NHKきんきメディアプラン	0	31,000	0	31,000	50,000円	620株
福岡タワー㈱	0	110,000	0	110,000	50,000円	2,200株
㈱日本ハイビジョン	0	35,000	0	35,000	50,000円	700株
合計	1,778,442	298,350	0	2,076,792	—	—

上記出資は、放送法第9条の2に基づき郵政大臣の認可を受けて出資している。

(ウ) 特定資産

放送法第42条第3項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	昭和62年度末	昭和63年度		
		増	減	年度末
放送債券償還積立資産	19,817,000	5,457,000	3,430,000	21,844,000

(エ) 繰延資産

翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の2億7,239万円に比べ2,685万7千円減少し、2億4,553万3千円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	昭和62年度末	昭和63年度末	増減
放送債券発行費	96,927	91,539	△ 5,388
放送債券発行差金	175,463	153,994	△ 21,469
合計	272,390	245,533	△ 26,857

イ 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の1,645億9,178万1千円に比べ66億2,624万2千円増加し、1,712億1,802万3千円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	昭和62年度末		昭和63年度末		増減
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)	
流動負債	67,850,781	41.2	75,250,023	43.9	7,399,242
固定負債	96,741,000	58.8	95,968,000	56.1	△ 773,000
合計	164,591,781	100.0	171,218,023	100.0	6,626,242

(ア) 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の678億5,078万1千円に比べ73億9,924万2千円増加し、752億5,002万3千円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	昭和62年度末	昭和63年度末	増減
一年以内に返済する長期借入金	4,764,000	4,953,000	189,000
一年以内に償還する放送債券	3,430,000	7,650,000	4,220,000
未払金	8,836,906	10,149,752	1,312,846
受信料前受金	49,410,297	51,047,489	1,637,192
その他の流動負債	1,409,578	1,449,782	40,204
合計	67,850,781	75,250,023	7,399,242

注1 未払金

（単位　千円）

区分	金額	摘要
契約収納事務費	2,263,179	3月分受信契約取次・受信料収納事務費
放送債券利息	373,694	放送債券の当年度分利息
その他の未払金	7,512,879	3月分電力料ほか
合計	10,149,752	

注2　受信料前受金　（単位　千円）

区分	金額	摘要
受信料前受金	51,047,489	翌年度分受信料の収納額

注3　その他の流動負債　（単位　千円）

区分	金額	摘要
前受収益	104,200	技術協力料ほか
預り金	37,989	集金委託保証金ほか
仮受金	1,307,593	源泉徴収所得税ほか
合計	1,449,782	

(イ) 固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末の967億4,100万円に比べ7億7,300万円減少し、959億6,800万円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	昭和62年度末	昭和63年度末	増減
放送債券	50,570,000	46,920,000	△ 3,650,000
長期借入金	30,231,000	27,380,000	△ 2,851,000
退職手当引当金	15,940,000	16,600,000	660,000
その他の固定負債	0	5,068,000	5,068,000
合計	96,741,000	95,968,000	△ 773,000

注1　放送債券　（単位　千円）

区分	昭和62年度末	昭和63年度			
		発行額	償還額	組替額	年度末
固定負債・放送債券	50,570,000	4,000,000	—	△7,650,000	46,920,000
流動負債・一年以内に償還する放送債券	3,430,000	—	3,430,000	7,650,000	7,650,000
合計	54,000,000	4,000,000	3,430,000	0	54,570,000

注2　長期借入金

（単位　千円）

区分	昭和62年度末	昭和63年度			
		借入額	返済額	組替額	年度末
固定負債・長期借入金	30,231,000	2,196,000	—	△5,047,000	27,380,000
流動負債・一年以内に返済する長期借入金	4,764,000	—	4,858,000	5,047,000	4,953,000
合計	34,995,000	2,196,000	4,858,000	0	32,333,000

上記長期借入金の昭和63年度末残高32,333,000千円の借入先別金額は、第一勧業銀行18,753,000千円、富士銀行3,557,000千円、住友銀行3,557,000千円、三菱銀行2,263,000千円、三井銀行2,263,000千円、三和銀行1,293,000千円、日本長期信用銀行647,000千円である。

注3　その他の固定負債

（単位　千円）

区分	昭和62年度末	昭和63年度末	増減	摘要
長期預り保証金	0	5,068,000	5,068,000	名古屋放送センタービル建設共同事業保証金

ウ 資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の1,934億6,743万9千円に比べ80億463万9千円減少し、1,854億6,280万円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	昭和62年度末	昭和63年度末	増減
資本	175,112,134	185,427,134	10,315,000
積立金	12,545,327	8,040,305	△ 4,505,022
当期事業収支差金	5,809,978	△ 8,004,639	△ 13,814,617
合計	193,467,439	185,462,800	△ 8,004,639

(ｱ) 資　　本

（単位　千円）

区　　分	昭和62年度末	昭和63年度末	増　　減
承継資本	163,375	163,375	0
固定資産充当資本	174,948,759	185,263,759	10,315,000
合　　計	175,112,134	185,427,134	10,315,000

承継資本は、旧社団法人日本放送協会から承継した純資産である。

当年度末の固定資産充当資本は1,852億6,375万9千円であり、その内容は次のとおりである。

固定資産再評価益の資本組み入れ額　30億8,857万7千円

資本支出に充当し固定資産化されたものの累積額　1,821億7,518万2千円

(ｲ) 積　立　金

（単位　千円）

区　　分	昭和62年度末	昭和63年度末	増　　減
繰越剰余金	12,545,327	8,040,305	△ 4,505,022

当年度末の繰越剰余金80億4,030万5千円は、前年度末の繰越剰余金125億4,532万7千円に前年度の当期事業収支差金58億997万8千円を加え、資本支出に充当し固定資産化した額103億1,500万円を差し引いた結果である。

(ｳ) 当期事業収支差金

（単位　千円）

区　　分	昭和62年度末	昭和63年度末	増　　減
当期事業収支差金	5,809,978	△ 8,004,639	△ 13,814,617

(2) 損益計算書

（比較損益計算書）

（単位　千円）

区　　分		昭和62年度	昭和63年度	増　　減
経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 351,507,693	(100.0) 356,520,414	5,012,721
	受信料	346,487,873	351,379,215	4,891,342
	交付金収入	1,456,463	1,465,611	9,148
	副次収入	3,563,357	3,675,588	112,231
	経常事業支出	(100.4) 352,841,292	(103.0) 367,043,962	14,202,670
	国内放送費	95,556,149	106,044,950	10,488,801
	国際放送費	2,943,351	3,015,912	72,561
	契約収納費	36,526,738	37,546,602	1,019,864
	受信対策費	1,186,483	1,172,476	△ 14,007
	広報費	1,472,786	1,503,910	31,124
	調査研究費	3,959,426	3,987,197	27,771
	給与	119,260,309	121,711,405	2,451,096
	退職手当・厚生費	34,940,306	36,122,971	1,182,665
	一般管理費	9,485,063	9,044,912	△ 440,151
	減価償却費	37,497,681	36,738,627	△ 759,054
	未収受信料欠損償却費	10,013,000	10,155,000	142,000
	経常事業収支差金	(△0.4) △ 1,333,599	(△3.0) △ 10,523,548	△ 9,189,949
経常事業	経常事業外収入	(1.9) 6,828,137	(2.0) 7,114,307	286,170
	財務収入	6,149,631	6,539,738	390,107
	雑収入	678,506	574,569	△ 103,937

外収支	経常事業外支出	(1.4) 5,114,342	(1.4) 5,149,152	34,810
	財務費	5,114,342	5,149,152	34,810
	経常事業外収支差金	(0.5) 1,713,795	(0.6) 1,965,155	251,360
経常収支差金		(0.1) 380,196	△ (△2.4) 8,558,393	△ 8,938,589
特別収支	特別収入	(1.8) 6,217,914	(0.4) 1,300,650	△ 4,917,264
	固定資産売却益	6,206,958	1,009,770	△ 5,197,188
	固定資産受贈益	2,280	37,406	35,126
	過年度損益修正益	8,676	253,474	244,798
	特別支出	(0.2) 788,132	(0.2) 746,896	△ 41,236
	固定資産売却損	519,905	533,256	13,351
	固定資産除却損	246,826	213,640	△ 33,186
	過年度損益修正損	21,401	0	△ 21,401
当期事業収支差金		(1.7) 5,809,978	△ (△2.2) 8,004,639	△ 13,814,617

（注）（　　）内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

ア　経常事業収支

経常事業収入3,565億2,041万4千円に対し、経常事業支出は3,670億4,396万2千円であり、差し引き経常事業収支差金は△105億2,354万8千円である。

なお、前年度の経常事業収入3,515億769万3千円、経常事業支出3,528億4,129万2千円に比較すれば、経常事業収入は50億1,272万1千円、経常事業支出は142億267万円の増加である。

(ア)　経常事業収入

経常事業収入の増加は、主として受信契約件数の増加に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	昭和62年度	昭和63年度	増減
受信料	346,487,873	351,379,215	4,891,342
交付金収入	1,456,463	1,465,611	9,148
副次収入	3,563,357	3,675,588	112,231
合計	351,507,693	356,520,414	5,012,721

注1　受信料

（単位　千円）

区分	昭和62年度	昭和63年度	増減
普通受信料	11,677,939	10,202,771	△ 1,475,168
カラー受信料	334,809,934	341,176,444	6,366,510
合計	346,487,873	351,379,215	4,891,342

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりである。

（単位　千件）

区分		昭和62年度	昭和63年度
普通契約	年度初頭	1,736	1,499
	増加	△ 237	△ 141
	年度末	1,499	1,358
カラー契約	年度初頭	29,333	30,011
	増加	678	589
	年度末	30,011	30,600
契約総数	年度初頭	31,069	31,510
	増加	441	448
	年度末	31,510	31,958

注2　交付金収入

（単位　千円）

区分	昭和62年度	昭和63年度	増減
国際放送関係交付金	1,439,723	1,454,119	14,396
選挙放送関係交付金	16,740	11,429	△ 5,248
合計	1,456,463	1,465,611	9,148

注3　副次収入

（単位　千円）

区分	昭和62年度	昭和63年度	増減
放送番組の多角的活用	1,324,178	1,281,841	△ 42,337
放送番組テキストの出版	1,340,603	1,414,943	74,340
技術協力・特許実施許諾	402,026	426,537	24,511
NHKホール外部利用	322,113	408,391	86,278
番組コンクール賞金等	174,437	143,876	△ 30,561
合計	3,563,357	3,675,588	112,231

(イ)　経常事業支出

昭和63年度事業計画に基づき、経営全般にわたり極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、各部門の業務活動を積極的に実施した結果は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	昭和62年度	昭和63年度	増減
国内放送費	95,556,149	106,044,950	10,488,801
国際放送費	2,943,351	3,015,912	72,561
契約収納費	36,526,738	37,546,602	1,019,864
受信対策費	1,186,483	1,172,476	△ 14,007
広報費	1,472,786	1,503,910	31,124
調査研究費	3,959,426	3,987,197	27,771
給与	119,260,309	121,711,405	2,451,096
退職手当・厚生費	34,940,306	36,122,971	1,182,665
一般管理費	9,485,063	9,044,912	△ 440,151
減価償却費	37,497,681	36,738,627	△ 759,054
未収受信料欠損償却費	10,013,000	10,155,000	142,000
合計	352,841,292	367,043,962	14,202,670

注1　国内放送費

（単位　千円）

区分	昭和62年度	昭和63年度	増減
番組費	66,443,438	76,556,931	10,113,493
技術運用費	29,112,711	29,488,019	375,308
合計	95,556,149	106,044,950	10,488,801

注2　国際放送費

（単位　千円）

区分	昭和62年度	昭和63年度	増減
番組費	1,284,201	1,293,183	8,982
技術運用費	1,659,150	1,722,729	63,579
合計	2,943,351	3,015,912	72,561

注3　契約収納費

（単位　千円）

区分	昭和62年度	昭和63年度	増減
契約費	3,849,035	3,162,644	△ 686,391
収納費	26,269,191	27,306,053	1,036,862
契約収納推進費	6,408,512	7,077,905	669,393
合計	36,526,738	37,546,602	1,019,864

注4　受信対策費

（単位　千円）

区分	昭和62年度	昭和63年度	増減
受信改善費	270,965	263,158	△ 7,807
受信対策推進費	915,518	909,318	△ 6,200
合計	1,186,483	1,172,476	△ 14,007

注5　広報費

（単位　千円）

区分	昭和62年度	昭和63年度	増減
視聴者意向収集費	766,635	756,850	△ 9,785
広報推進費	706,151	747,060	40,909
合計	1,472,786	1,503,910	31,124

注6　調査研究費

（単位　千円）

区分	昭和62年度	昭和63年度	増減
番組調査研究費	881,146	845,937	△ 35,209
技術研究費	3,078,280	3,141,260	62,980
合計	3,959,426	3,987,197	27,771

注7　給与

（単位　千円）

区分	昭和62年度	昭和63年度	増減
給与	119,260,309	121,711,405	2,451,096

上記昭和63年度給与の内容は、職員給与1,214億7,132万円、常勤役員報酬2億4,008万5千円である。

注8　退職手当・厚生費

（単位　千円）

区分	昭和62年度	昭和63年度	増減
退職手当・厚生費	34,940,306	36,122,971	1,182,665

上記昭和63年度退職手当・厚生費の内容は、退職手当184億4,939万6千円、厚生保健費176億7,357万5千円である。

注9　一般管理費

（単位　千円）

区分	昭和62年度	昭和63年度	増減
一般管理費	9,485,063	9,044,912	△ 440,151

上記昭和63年度一般管理費の内容は、施設管理費46億7,891万1千円、職員管理費その他43億6,600万1千円である。

注10　減価償却費

（単位　千円）

区分	取得価額	当年度償却額	償却累計額	帳簿価額	償却累計率
					%
有形固定資産	526,532,569	35,727,815	328,994,733	197,537,836	62.5
建物	113,180,132	2,804,594	39,922,921	73,257,211	35.3
構築物	82,146,725	3,435,603	53,621,107	28,525,618	65.3
機械及び装置	289,551,753	25,057,982	202,388,294	87,163,459	69.9
放送衛星	35,221,373	4,008,627	28,366,513	6,854,860	80.5
車両及び運搬具	5,010,786	369,948	3,671,917	1,338,869	73.3
器具	1,421,800	51,061	1,023,981	397,819	72.0
無形固定資産	15,541,586	1,010,812	2,490,218	13,051,368	16.0
施設利用権	15,541,586	1,010,812	2,490,218	13,051,368	16.0
合計	542,074,155	36,738,627	331,484,951	210,589,204	61.2

上記当年度償却額は、有形固定資産のうち建物・構築物は定額法、機械及び装置・放送衛星・車両及び運搬具・器具は定率法、無形固定資産については定額法により算出している。

イ　経常事業外収支

経常事業外収入は71億1,430万7千円であり、経常事業外支出は51億4,915万2千円であり、差し引き経常事業外収支差金は19億6,515万5千円である。その内容は次表のとおりである。

(ア)　経常事業外収入

（単位　千円）

区分	昭和62年度	昭和63年度	増減
財務収入	6,149,631	6,539,738	390,107
雑収入	678,506	574,569	△ 103,937
合計	6,828,137	7,114,307	286,170

注　財務収入

（単位　千円）

区分	昭和62年度	昭和63年度	増減
受取利息	6,147,871	6,535,318	387,447
受取配当金	1,760	4,420	2,660
合計	6,149,631	6,539,738	390,107

(イ)　経常事業外支出

（単位　千円）

区分	昭和62年度	昭和63年度	増減
財務費	5,114,342	5,149,152	34,810
支払利息	4,908,840	4,961,679	52,839
放送債券発行償還経費	205,502	187,473	△ 18,029

ウ　特別収支

固定資産売却益等の特別収入は、13億65万円であり、固定資産売却損等の特別支出は7億4,689万6千円であり、その内容は次表のとおりである。

(ア)　特別収入

（単位　千円）

区分	金額	摘要
固定資産売却益	1,009,770	
固定資産受贈益	37,406	
過年度損益修正益	253,474	昭和62年度分未収受信料欠損額確定に伴う修正益等
合計	1,300,650	

(イ)　特別支出

（単位　千円）

区分	金額	摘要
固定資産売却損	533,256	
固定資産除却損	213,640	
合計	746,896	

エ　当期事業収支差金

経常事業収支差金△105億2,354万8千円に経常事業外収支差金19億6,515万5千円を加えた経常収支差金は△85億5,839万3千円である。

これに、特別収入13億65万円を加え、特別支出7億4,689万6千円を差し引いた当期事業収支差金は△80億463万9千円である。

3　主たる設備の状況

当年度末における主たる設備の状況は次表のとおりである。

区分	土地 面積	土地 金額	建物 面積	建物 金額	機械及び装置	放送衛星	その他の固定資産	帳簿価額合計
	m²	千円	m²	千円	千円	千円	千円	千円
放送会館	352,801	10,670,143	540,725	48,345,512	65,078,692	—	4,341,830	128,436,177
（うち、放送センター）	(82,650)	(5,079,536)	(218,880)	(26,312,695)	(34,215,068)	(—)	(1,678,642)	(67,285,941)
テレビジョン放送所	563,111	554,127	50,434	3,756,252	11,439,190	—	7,918,094	23,667,663
ラジオ放送所	2,187,949	7,653,757	37,901	5,670,287	6,997,532	—	4,475,713	24,797,289
テレビジョン共同受信施設	—	—	—	—	—	—	12,486,921	12,486,921
放送衛星	—	—	—	—	—	6,854,860	—	6,854,860
その他の施設	2,263,199	4,108,287	274,352	15,485,160	3,648,045	—	1,039,748	24,281,240
合計	5,367,060	22,986,314	903,412	73,257,211	87,163,459	6,854,860	30,262,306	220,524,150

注1　その他の施設は放送技術研究所、放送文化調査研究所、通信部等である。

注2　その他の固定資産は構築物・車両及び運搬具・器具である。

4　収入支出の決算の状況

(1)　収入支出の決算

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

(2)　予算総則の適用

ア　予算総則第4条第1項に基づく予算の流用……1億5,900万円

(ア)　予算が不足する項及び金額（減価償却額）　1億5,900万円

(イ)　他の項へ流用する項及び金額（一般管理費）　△　1億5,900万円

イ　予算総則第5条第1項に基づく翌年度への建設費予算の繰り越し……4億5,581万円

昭和天皇に関する終夜放送の実施等による、老朽設備更新工事未了の建設費　4億5,581万円

ウ　予算総則第6条に基づく予備費の使用……15億円

(ア)　昭和天皇に関する緊急報道経費（国内放送費）　13億　800万円

(イ)　集中豪雨等による被災施設の復旧対策経費（国内放送費）　1億6,200万円

(ウ)　ＡＤＴＶ新伝送方式の実験用機器製作経費（調査研究費）　3,000万円

エ　予算総則第7条第1項に基づく増収額の振当て……3億6,722万5千円

番組共同制作における分担金の受入れ及び振当て

(ア)　受入れの項及び金額（副次収入）　3億6,722万5千円

(イ)　振当ての項及び金額（国内放送費）　3億6,722万5千円

オ　予算総則第8条に基づく前期繰越金の使用……59億　997万8千円

前期繰越金の増による長期借入金の減額

区分	当初予算額	最終予算額	増減額
	千円	千円	千円
前期繰越金受入れ	12,445,327	18,355,305	5,909,978
長期借入金	13,218,000	7,308,022	△ 5,909,978

別表

（一般勘定）

（事業収支）

収入支出決算表

昭和63年度

款	項	予算額 当初額 (1)	予算総則に基づく増減額(2) 第4条第1項流用	第6条予備費	第7条第1項増収	増減額計	合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
事業収入		351,095,749	0	0	367,225	367,225	351,462,974	354,780,371	△ 3,317,397
	受信料	340,042,648	0	0	0	0	340,042,648	341,224,215	△ 1,181,567
	交付金収入	1,469,185	0	0	0	0	1,469,185	1,465,611	3,574
	副次収入	2,823,000	0	0	367,225	367,225	3,190,225	3,675,588	△ 485,363
	財務収入	5,537,916	0	0	0	0	5,537,916	6,539,738	△ 1,001,822
	雑収入	483,000	0	0	0	0	483,000	574,569	△ 91,569
	特別収入	740,000	0	0	0	0	740,000	1,300,650	△ 560,650
事業支出		363,541,076	0	0	367,225	367,225	363,908,301	362,785,010	1,123,291
	国内放送費	104,356,582	0	1,470,000	367,225	1,837,225	106,193,807	106,044,950	148,857
	国際放送費	3,061,762	0	0	0	0	3,061,762	3,015,912	45,850
	契約収納費	37,981,579	0	0	0	0	37,981,579	37,546,602	434,977
	受信対策費	1,226,059	0	0	0	0	1,226,059	1,172,476	53,583
	広報費	1,535,473	0	0	0	0	1,535,473	1,503,910	31,563
	調査研究費	3,962,537	0	30,000	0	30,000	3,992,537	3,987,197	5,340
	給与	121,781,630	0	0	0	0	121,781,630	121,711,405	70,225
	退職手当・厚生費	36,157,782	0	0	0	0	36,157,782	36,122,971	34,811
	一般管理費	9,373,740	△ 159,000	0	0	△ 159,000	9,214,740	9,044,912	169,828
	減価償却費	36,580,000	159,000	0	0	159,000	36,739,000	36,738,627	373
	財務費	5,253,932	0	0	0	0	5,253,932	5,149,152	104,780
	特別支出	770,000	0	0	0	0	770,000	746,896	23,104
	予備費	1,500,000	0	△ 1,500,000	0	△ 1,500,000	0	0	0
事業収支差金		△ 12,445,327	0	0	0	0	△ 12,445,327	△ 8,004,639	△ 4,440,688

官報（号外）

債務償還充当額	10,315,000	0	0	0	0	10,315,000	10,315,000	0
収支過不足額	△ 22,760,327	0	0	0	0	△ 22,760,327	△ 18,319,639	△ 4,440,688

（資本収支）

款	項	予算額 当初額 (1)	予算額 予算総則に基づく増減額 (2) 第8条前期繰越金	予算額 合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	繰越額 (5)	予算残額 (3)−(4)−(5)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
資本収入		70,490,327	0	70,490,327	65,501,154	455,810	4,533,363
	前期繰越金受入れ	12,445,327	5,909,978	18,355,305	18,319,639	0	35,666
	減価償却資金受入れ	36,580,000	0	36,580,000	36,738,627	0	△ 158,627
	資産受入れ	817,000	0	817,000	816,888	0	112
	放送債券償還積立資産戻入れ	3,430,000	0	3,430,000	3,430,000	0	0
	放送債券	4,000,000	0	4,000,000	4,000,000	0	0
	長期借入金	13,218,000	△ 5,909,978	7,308,022	2,196,000	455,810	4,656,212
資本支出		58,045,000	0	58,045,000	57,495,760	455,810	93,430
	建設費	44,000,000	0	44,000,000	43,452,410	455,810	91,780
	出資	300,000	0	300,000	298,350	0	1,650
	放送債券償還積立資産繰入れ	5,457,000	0	5,457,000	5,457,000	0	0
	放送債券償還金	3,430,000	0	3,430,000	3,430,000	0	0
	長期借入金返還金	4,858,000	0	4,858,000	4,858,000	0	0
資本収支差金		12,445,327	0	12,445,327	8,005,394	0	4,439,933

（注）「受託業務等勘定」については、計上すべき金額がないので記載を省略している。

前期繰越金　18,508,856 千円（このうち、昭和 63 年度以降の収支不足に充てるための繰越金は 18,355,305 千円である。）

当年度使用額　△ 18,319,639 千円（事業収支の財源不足額を補てん △ 8,004,639 千円、債務償還に充当 △ 10,315,000 千円）

当年度発生額　755 千円（資本収支差金 755 千円）

後期繰越金　189,972 千円（このうち、平成元年度以降の収支不足に充てるための繰越金は 35,666 千円である。）

〔一井淳治君登壇、拍手〕

○一井淳治君　ただいま議題となりました昭和六十二年度及び昭和六十三年度の日本放送協会の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきまして、逓信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

両件は、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものであります。

まず、昭和六十二年度決算の概要を申し上げますと、昭和六十二年度末における財務状況は、資産総額三千五百八十億五千九百万円、負債総額千六百四十五億九千百万円、資本総額千九百三十四億六千八百万円となっております。当年度中の損益の状況は、事業収入三千五百四十五億四千百万円に対し、事業支出は三千四百八十七億三千百万円で、当期事業収支差金は五十八億一千万円となっております。

なお、この当期事業収支差金は、昭和六十三年度以降の財政安定化のための財源に充てられております。

次に、昭和六十三年度決算の概要を申し上げますと、昭和六十三年度末における財務状況は、資産総額三千五百六十六億八千百万円、負債総額千七百十二億千八百万円、資本総額千八百五十四億六千三百万円となっております。当年度中の損益の状況は、事業収入三千五百四十七億八千万円に対し、事業支出は三千六百二十七億八千五百万円で、当期事業収支差金は八十億五百万円の欠損となっております。

なお、この欠損金は昭和六十二年度からの繰越金により補てんされております。

また、両件には、会計検査院の「記述すべき意見はない。」旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、両件を一括して審査し、収支予算が適正かつ効率的に執行されたかを初め、放送衛星の故障、補完衛星の打ち上げ失敗による衛星放送への影響、受信料免除措置の取り扱い、関連団体のあり方等について質疑を行いました。

両件につき、質疑、討論を終了し、採決の結果、日本放送協会昭和六十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきましては、全会一致をもって是認すべきものと議決いたしました。

また、日本放送協会昭和六十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきましては、多数をもってこれを是認すべきものと議決いたしました。なお、本件につきましては、日本共産党を代表して山中委員より反対する旨の意見が述べられております。

以上、御報告いたします。（拍手）

○副議長（小山一平君）　これより採決をいたします。

まず、日本放送協会昭和六十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり是認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（小山一平君）　総員起立と認めます。

よって、本件は全会一致をもって委員長報告のとおり是認することに決しました。

次に、日本放送協会昭和六十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり是認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（小山一平君）　過半数と認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり是認することに決しました。

○副議長（小山一平君）　日程第九　競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長吉川博君。

審査報告書

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年四月二十五日

農林水産委員長　吉川　博

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における競馬をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、競馬の健全な発展を図り、かつ、畜産の振興に資するため、競馬の公正の確保のための体制の整備を図るとともに、日本中央競馬会に特別振興資金を設けて競馬の健全な発展を図るための業務及び畜産の振興に資するための業務を行うことができることとする等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

競馬が畜産の振興等に果たす役割の重要性にかんがみ、今後においても、競馬の有する社会的影響力、国民世論の動向等に配慮しつつ、さらに、その社会的位置付けを高め、健全な運営を通じてその発展を図る必要がある。

よって政府は、競馬の制度及び運営の在り方について引き続き検討を行うとともに、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一　競馬運営において公正の確保が最も重要であることにかんがみ、馬主登録制度並びに調教師及び騎手の免許制度を更に厳格なものとし、一層の公正な運営に万全を期すること。また、いわゆるクラブ法人馬主の登録に当たっては、その組織・運営を十分把握して、適正を期するよう指導すること。あわせて、調教師と厩務員等との労務関係の改善に配慮するよう指導すること。

さらに、中央競馬及び地方競馬の交流が更に進展する状況にあることに対処し、各々の競馬における登録、免許制度の在り方を検討すること。

二　競馬の健全な発展を図るため、財政的に恵まれていない地方競馬主催者に対して施設整備等のための支援を行うとともに、中央競馬と地方競馬の相互協力が一層図られるよう指導すること。また、地方競馬の経営の現状にかんがみ、地方競馬全国協会の円滑な運営を確保することを含め、長期的視点に立って計画的に地方競馬の経営基盤が強化されるよう指導すること。

なお、場外馬券発売所の相互利用の実施に伴い、その利用形態に変化が生じ周辺住民に影響が及ぶおそれがある場合には、改めて地域社会との調整を十分に行うよう指導すること。

三　ファンサービスの一層の充実を図る等の観点から、競馬施設への来場者の利便性の確保と周辺環境を改善するための対策を拡充するよう指導するとともに、控除率の在り方及び端数切捨金の取扱いについて、他種公営競技との関係を含め、更に検討を続けること。

また、払戻金及び返還金の債権の時効の短縮を行うに当たっては、そのことがファンサービスの低下につながることがないよう周知徹底につき指導すること。

四　国庫納付金の使途拡大に当たっては、総合的な見地から畜産の振興に資するよう努めるとともに、国庫納付金が、畜産の振興及び社会福祉の向上に貢献していることにつき、国民一般の理解が深まるよう努力すること。また、日本中央競馬会の益金の活用については、特別振興資金の交付業務が厳正かつ公正に運営されるよう指導すること。

五　競馬場の数、競馬開催日数については、当面、現状の水準を維持することとし、特別登録料の引上げについては、その及ぼす影響を十分に踏まえつつ対処するよう指導すること。

六　場外馬券発売所の設置に関し、各地域に種々の問題を残している一方、馬券購入の利便性確保の要望が増加し、また、いわゆるノミ行為の防止が緊急の課題となっている現状等にかんがみ、その設置基準等をより明確なものにするため、早急に学識経験者等による検討を行うこと。

なお、パソコン利用等による在宅投票については、青少年に与える影響に十分配慮して取り扱うよう指導すること。

七　軽種馬生産が特定地域における産業として果たす役割の重要性にかんがみ、軽種馬生産・経営の安定等を図るため、今後とも、計画的な生産を進め、あわせて、市場取引の推進、馬の資質向上等強い馬づくりのための対策を講ずるほか、競走番組の編成等に当たっては、国内生産との調和に十分配慮するよう指導すること。

また、近年の国民の余暇の増大に対応し、乗馬の普及などを含めた馬事の振興に努めるよう指導すること。

右決議する。

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年四月十八日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律

（競馬法の一部改正）

第一条　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章　総則（第一条）

第二章　中央競馬（第二条―第十八条の二）

第三章　地方競馬（第十九条―第二十三条の三十）

第四章　雑則（第二十四条―第二十九条）

第五章　罰則（第三十条―第三十四条）

附則

第二条及び第三条を次のように改める。

（競馬場）

第二条　中央競馬の競馬場は、十二箇所以内において農林水産省令で定める。

（競馬の開催）

第三条　中央競馬は、次に掲げる事項につき農林水産省令で定める範囲を超え、又は農林水産省令で定める日取りに反して、開催してはならない。

一　年間開催回数

二　一競馬場当たりの年間開催回数

三　一回の開催日数

四　一日の競走回数

第四条及び第六条中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第十一条中「払戻金」の下に「又は次条第四項の規定による返還金」を加え、「一年間これを」を「六十日間」に改める。

第十二条第五項を削る。

第十三条第一項中「日本中央競馬会」を「農林水産省令の定めるところにより、日本中央競馬会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　日本中央競馬会は、競馬の公正な実施を確保するため必要があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による登録を抹消することができる。

第十六条第一項中「省令」を「農林水産省令」に改め、同条に次の一項を加える。

2　日本中央競馬会は、競馬の公正かつ安全な実施を確保するため必要があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による免許を取り消すことができる。

第十七条中「前四条」を「第十三条から前条まで」に、「五千円以下の登録料及び五百円以下の」を「実費を勘案して農林水産省令で定める額の登録料及び」に改める。

第十八条第一項中「一万円」を「三百万円」に改める。

第二十条第一項中「左の各号に」を「次に」に、「省令」を「農林水産省令」に、「こえ」を「超え」に改め、同項に次の一号を加える。

三　一日の競走回数

第二十一条中「、都道府県にあつてはその区域内の市町村に、指定市町村にあつてはその区域を包括する都道府県」を「他の都道府県又は市町村」に改める。

第二十二条中「、第十六条及び第十七条」を「及

び第十六条から第十八条まで」に、「及び第十二条第四項」を「、第十二条第四項及び第十八条第一項」に、「第十三条第一項及び第十四条」を「第十三条、第十四条、第十六条及び第十七条」に改め、「、第十六条中「日本中央競馬会」とあるのは「地方競馬全国協会」と、「調教師又は騎手」とあるのは「騎手」と、第十七条中「日本中央競馬会」とあるのは「地方競馬全国協会」と」を削る。

第二十三条の二中「省令」を「農林水産省令」に、「左の各号に」を「次に」に改める。

第二十三条の十一に次の一項を加える。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は農林水産大臣に意見を提出することができる。

第二十三条の十二第一項中「、副会長」を削り、同条第二項中「理事」を「副会長及び理事」に改め、同条第三項中「役員の任期は、三年」を「会長及び副会長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年」に改める。

第二十三条の十三中「左の」を「次の」に改め、第一号から第三号までを次のように改める。

一　禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

三　この法律又は日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

第二十三条の十三中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

第二十三条の十四第三項中「理事」を「役員」に、「農林水産大臣」を「あらかじめ、農林水産大臣」に改める。

第二十三条の二十一第三項中「第二十三条の十二第三項及び第四項並びに」を「第二十三条の十二第四項及び」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　評議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十三条の二十二第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次に掲げる」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第二号及び第三号中「騎手」を「調教師及び騎手」に改め、同項第四号及び第六号から第八号までの規定中「行なう」を「行う」に改める。

第二十三条の二十三第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号中「騎手」を「調教師及び騎手」に改め、同項第四号中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第二十三条の二十六の見出しを「（財務諸表）」に改め、同条第一項中「、事業報告書」を削り、「を作成して当該事業年度終了後二月」を「（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月」に改め、同条に次の二項を加える。

2　協会は、前項の規定により財務諸表を農林水産大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3　協会は、第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた財務諸表及び前項の事業報告書を各事務所に備えて置かなければならない。

第二十三条の二十七第一項中「第二十三条の二十二第一項第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する」を「次に掲げる」に、「運用又は」を「運用し、又は」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第二十三条の二十二第一項第五号に掲げる業務その他畜産の振興に資するため必要な業務

二　第二十三条の二十二第一項第六号に掲げる業務

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務

第二十三条の二十七第二項中「第二十三条の二十二第一項第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する」を「前項各号に掲げる」に改める。

第二十三条の二十八（見出しを含む。）中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第二十八条の見出し中「購入」を「購入等」に改め、同条中「買うことができない」を「購入し、又は譲り受けてはならない」に改める。

第二十九条中「左の」を「次の」に、「買うことができない」を「購入し、又は譲り受けてはならない」に改め、同条第三号中「又は受託市町村職員」を「、受託市町村職員又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合の職員」に改め、同条第五号中「調教師」の下に「（競走馬の飼養を行う者を含む。以下同じ。）」を加え、「馬丁」を「競走馬の飼養又は調教を補助する者」に改め、同条第六号中「騎手及び馬丁」を「調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者」に改める。

第三十条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、「若しくは五十万円」を「又は五百万円」に改め、同条第三号中「利を図つた」を「財産上の利益を図つた」に改める。

第三十一条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、「若しくは三十万円」を「又は三百万円」に改め、同条第三号中「又は」を「、又は」に改める。

第三十二条の二中「馬丁」を「競走馬の飼養若しくは調教を補助する者」に、「賄ろ」を「わいろ」に改める。

第三十二条の三中「賄ろ」を「わいろ」に改める。

第三十二条の四第一項中「賄ろ」を「わいろ」に、「三十万円」を「三百万円」に改める。

第三十二条の五中「二十万円」を「二百万円」に改める。

第三十二条の六及び第三十二条の七中「十万円」を「百万円」に改める。

第三十二条の八中「三万円」を「三十万円」に改める。

第三十二条の九中「左の」を「次の」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第三十二条の十中「一万円」を「十万円」に改める。

第三十三条中「左の」を「次の」に、「これを十万円」を「百万円」に改める。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条　第二十八条又は第二十九条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により勝馬投票券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十六条中「旧競馬法」を「競馬法（大正十二年法律第四十七号）」に改め、「地方競馬法」の下に「（昭和二十一年法律第五十七号）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第二十三条の二関係）

売得金の額	地方競馬全国協会に交付すべき額
二億円以上三億円未満	売得金の額の千分の三・五。ただし、売得金の額の千分の九百八十六が二億円未満となるときは、当該売得金の額と二億円との差額の千分の二百五十
三億円以上四億円未満	売得金の額の千分の四・五。ただし、売得金の額の千分の九百八十二が二億九千五百八十万円未満となるときは、当該売得金の額と二億九千五百八十万円との差額の千分の二百五十
四億円以上八億円未満	売得金の額の千分の五・五。ただし、売得金の額の千分の九百七十八が三億九千二百八十万円未満となるときは、当該売得金の額と三億九千二百八十万円との差額の千分の二百五十
八億円以上十二億円未満	売得金の額の千分の六・五。ただし、売得金の額の千分の九百七十四が七億八千二百四十万円未満となるときは、当該売得金の額と七億八千二百四十万円との差額の千分の二百五十
十二億円以上十七億円未満	売得金の額の千分の八・五。ただし、売得金の額の千分の九百六十六が十一億六千八百八十万円未満となるときは、当該売得金の額と十一億六千八百八十万円との差額の千分の二百五十
十七億円以上	売得金の額の千分の十・五。ただし、売得金の額の千分の九百五十八が十六億四千二百二十万円未満となるときは、当該売得金の額と十六億四千二百二十万円との差額の千分の二百五十

（日本中央競馬会法の一部改正）

第二条　日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「左の」を「次に掲げる」に改め、第七号の次に次の一号を加える。

七の二　審査会に関する規定

第七条第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　特別振興資金に関する規定

第九条中「八人」を「十人」に改める。

第十条に次の一項を加える。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林水産大臣に意見を提出することができる。

第十一条第一項中「、副理事長」を削り、同条第二項中「理事」を「副理事長及び理事」に改める。

第十二条第一項中「、副理事長」を「及び副理事長の任期は三年以内において」に、「、三年以内において」を「二年以内においてそれぞれ」に改める。

第十三条中「左の」を「次の」に改め、第二号から第四号までを次のように改める。

二　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

三　この法律又は競馬法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

四　政府又は地方公共団体の職員（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含み、非常勤の者を除く。）

第十三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十八条第三項中「第十二条」を「第十二条第二項及び第三項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　運営審議会の委員の任期は、二年以内において定款で定める。

第十八条に次の一項を加える。

5　前条及び前各項に規定するもののほか、運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第十八条の次に次の二条を加える。

（審査会）

第十八条の二　競馬会に、審査会を置く。

2　競馬会は、次に掲げる処分を行おうとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

一　馬主の登録及びその抹消

二　調教師及び騎手の免許並びにその取消し

三　前二号に掲げる処分その他競馬会の行う処分であつて政令で定めるものについての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てに対する決定

第十八条の三　審査会は、委員七人で組織する。

2　審査会の委員は、学識経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する。

3　第十二条第二項及び第三項並びに第十八条第三項の規定は、審査会の委員について準用する。

4　前条及び前三項に規定するもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第二十条第二項中「の外、左の」を「のほか、次に掲げる」に改め、同項第三号中「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

3　前項の場合において、競馬場の周辺地域の住民又は競馬場の入場者の利便に供する施設の整備その他の競馬の健全な発展を図るため必要な業務であつて農林水産省令で定めるも

のを行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

4　競馬会は、第一項及び第二項に掲げる業務のほか、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、次に掲げる事業（第三十六条第一項において「畜産振興事業等」という。）であつて農林水産省令で定めるものについて助成することを業務とする法人に対し、当該助成に必要な資金の全部又は一部に充てるため、交付金を交付する業務（これに附帯する業務を含む。）を行うことができる。

一　畜産の経営又は技術の指導の事業、肉用牛の生産の合理化のための事業その他の畜産の振興に資するための事業

二　農村地域における良好な生活環境を確保するための施設の整備その他の営農環境の確保を図るための事業又は農林畜水産業に関する研究開発に係る事業であつて畜産の振興に資すると認められるもの

第二十条の次に次の一条を加える。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第二十条の二　競馬会が前条第四項に規定する業務として交付する交付金については、競馬会を国とみなし、当該交付金を国が国以外の者に対して交付する補助金とみなして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（第二十三条の規定及びこれに係る罰則を除き、その他の罰則を含む。）を準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「日本中央競馬会」と、「各省各庁の長」とあるのは「日本中央競馬会の理事長」と読み替えるものとする。

第二十一条第一項及び第二十三条第一項中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第二十五条中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第二十七条第一項中「第十二条第五項」を「第十二条第四項」に改める。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（特別振興資金）

第二十九条の二　競馬会は、第二十条第三項及び第四項に規定する業務に関して、特別振興資金を設けるものとする。

2　競馬会は、特別振興資金に係る経理については、一般の経理と区分して整理しなければならない。

3　競馬会は、前条第一項の剰余があるときは、同項の規定にかかわらず、その剰余の額に事業年度ごとに政令で定める割合を乗じて得た額を特別振興資金に充てることができる。

4　特別振興資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、前条第一項の規定にかかわらず、特別振興資金に充てるものとする。

5　特別振興資金は、第二十五条の規定により運用する場合のほか、政令で定めるところにより、第二十条第三項及び第四項に規定する業務に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

第三十条の見出しを「（財務諸表）」に改め、同条中「の収支決算書」を削り、「並びにこれらに関する説明書」を「（以下この条において「財務諸表」という。）」に、「経過後二月」を「の終了後三月」に改め、「提出し」の下に「、その承認を受け」を加え、同条に次の二項を加える。

2　競馬会は、前項の規定により財務諸表を農林水産大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3　競馬会は、第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた財務諸表及び前項の事業報告書を各事務所に備えて置かなければならない。

第三十三条第一項中「農林水産大臣は、競馬会の」を「農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る」に、「これ」を「その役員」に改め、同条第二項中「農林水産大臣は、競馬会の役員が左の」を「農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の」に、「これ」を「その役員」に改め、同項第一号中「この法律に基く」を「競馬法若しくはこれらの法律に基づく」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同項第三号中「の外」を「のほか」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「運営審議会」の下に「及び審査会」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　理事長は、前項の規定により役員を解任しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

第三十六条の見出し中「畜産業振興費等」を「畜産振興事業等に必要な経費等」に改め、同条第一項中「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二十四条の四第一項の国の補助のための経費、馬の伝染性貧血症の試験研究施設に要する経費その他畜産業の振興のため」を「畜産振興事業等」に改める。

第三十七条第一項中「又は職員」を「若しくは職員又は審査会の委員」に、「賄ろ」を「わいろ」に改め、同条第二項中「賄ろ」を「わいろ」に改める。

第三十八条中「賄ろ」を「わいろ」に、「申込」を「申込み」に、「二十五万円」を「二百五十万円」に改める。

第三十九条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第四十条中「左の」を「次の各号の一に該当する」に、「三万円」を「二十万円」に改め、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第二十九条の二第五項の規定に違反して特別振興資金を運用し、又は使用したとき。

第四十一条中「一万円」を「十万円」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中競馬法別表の改正規定は平成三年十月一日から、同法第十一条及び第十二条の改正規定は平成四年四月一日から施行する。

2　第二条中日本中央競馬会法第三十六条第一項の改正規定は、平成三年度の予算から適用する。

（特別給付金の交付等）

第二条　日本中央競馬会は、第二条の規定による改正後の日本中央競馬会法（以下「新中央競馬会法」という。）第二十条に規定する業務のほか、当分の間、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けて、単勝式及び複勝式の勝馬投票法の勝馬投票の的中者に対して、当該競走に対する当該勝馬投票法ごとの勝馬投票券の売得金（勝馬投票券の発売金額から第一条の規定による改正後の競馬法（以下「新競馬法」という。）第十二条の規定により返還すべき金額を控除したものをいう。次条第一項において同じ。）の額に百分の五以内で政令で定める率を乗じて得た額を当該勝馬に対する各勝馬投票券にあん分した額に相当する金額（この条において「特別給付金」という。）を交付することができる。

2　前項の特別給付金を交付する場合において、同項の規定によって算出した金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3　第一項の特別給付金を交付する場合において、当該特別給付金に係る債権は、六十日間行わないときは、時効によって消滅する。

4　新中央競馬会法第二十九条の二及び附則第十一条の規定は、第一項に規定する業務について準用する。この場合において、新中央競馬会法第二十九条の二中「第二十条第三項及び第四項」とあるのは「競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項」と、「特別振興資金」とあるのは「特別給付資金」と、附則第十一条中「新中央競馬会法第二十九条の二第一項の特別振興資金」とあるのは「改正法附則第二条第四項において読み替えて準用する新中央競馬会法第二十九条の二第一項の特別給付資金」と読み替えるものとする。

5　第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、新中央競馬会法第七条第一項第十号の二中「に関する」とあるのは「及び特別給付資金に関する」と、新中央競馬会法第四十条第三号中「業務以外」とあるのは「業務又は改正法附則第二条第一項に規定する業務以外」と、同条第四号中「第二十九条の二第五項」とあるのは「第二十九条の二第五項（改正法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）」と、「を運用し」とあるのは「又は特別給付資金を運用し」とする。

第三条　都道府県又は指定市町村は、当分の間、その競馬の事業の収支の状況からみて、競馬の円滑な実施に支障がないものと認められるときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けて、単勝式及び複勝式の勝馬投票法の勝馬投票の的中者に対して、当該競走に対する当該勝馬投票法ごとの勝馬投票券の売得金の額に百分の五以内で政令で定める率を乗じて得た額を当該勝馬に対する各勝馬投票券にあん分した額に相当する金額（次項において「特別給付金」という。）を交付することができる。

2　前条第三項の規定は、前項の特別給付金について準用する。

（特別給付金の債権の消滅時効の期間に関する経過措置）

第四条　附則第二条第一項の特別給付金及び前条第一項の特別給付金の債権であって平成四年三月三十一日以前に生じたものの時効期間については、附則第二条第三項及び前条第二項において準用する附則第二条第三項の規定にかかわらず、一年間とする。

（消滅時効の期間に関する経過措置）

第五条　勝馬投票券についての払戻金又は返還金の債権であって平成四年三月三十一日以前に生じたものの時効期間については、なお従前の例による。

（地方競馬の騎手の免許に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の際に第一条の規定による改正前の競馬法（以下「旧競馬法」という。）第二十二条において準用する旧競馬法第十六条の規定に基づき免許を受けている騎手は、農林水産省令で定めるところにより、新競馬法第二十二条において準用する新競馬法第十六条第一項の規定に基づき免許を受けた調教師又は騎手とみなす。

（地方競馬全国協会の副会長の任命に関する経過措置）

第七条　この法律の施行の際現に地方競馬全国協会の副会長である者は、その際新競馬法第二十三条の十二第二項の規定により副会長として任命されたものとみなす。

（地方競馬全国協会の役員の任期に関する経過措置）

第八条　この法律の施行の際現に地方競馬全国協会の副会長、理事又は監事である者の任期は、

新競馬法第二十三条の十二第三項の規定にかかわらず、この法律の施行の際における旧競馬法第二十三条の十二第三項の規定によるその者の地方競馬全国協会の副会長、理事又は監事としての残任期間と同一の期間とする。

（日本中央競馬会の副理事長の任命に関する経過措置）

第九条　この法律の施行の際現に日本中央競馬会の副理事長である者は、その際新中央競馬会法第十一条第二項の規定により副理事長として任命されたものとみなす。

（日本中央競馬会の役員の任期に関する経過措置）

第十条　この法律の施行の際現に日本中央競馬会の副理事長、理事又は監事である者の任期は、新中央競馬会法第十二条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際における第二条の規定による改正前の日本中央競馬会法第十二条第一項の規定によるその者の日本中央競馬会の副理事長、理事又は監事としての残任期間と同一の期間とする。

（平成三事業年度における特別振興資金への充当）

第十一条　日本中央競馬会は、平成三事業年度において、新中央競馬会法第二十九条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による特別積立金のうち平成二事業年度における積立てに係る額を超えない範囲内で政令で定める額に相当する金額を新中央競馬会法第二十九条の二第一項の特別振興資金に充てることができる。

（罰則に関する経過措置）

第十二条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十三条　附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔吉川博君登壇、拍手〕

○吉川博君　ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、競馬の公正の確保のための体制の整備を図るとともに、日本中央競馬会に特別振興資金を設けて競馬の健全な発展を図るための業務及び畜産の振興に資するための業務を行うことができることとする等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、競馬の運営等の現状とそのあり方、競馬の公正確保の強化、日本中央競馬会の益金の有効活用、地方競馬の振興、軽種馬生産対策、場外馬券発売所設置問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終局の後、日本共産党を代表して林委員より修正案が提出されました。

採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し七項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（小山一平君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（小山一平君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長（小山一平君）　日程第一〇　行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長井上孝君。

審査報告書

行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成三年四月二十五日

内閣委員長　井上　孝

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政事務に関する国と地方の関係等の整備及び合理化を図るため、平成元年十二月二十日に臨時行政改革推進審議会が行った国と地方の関係等に関する答申の具体化を推進するとともに許可認可等臨時措置法を廃止し、同法の実効性を有している部分を恒久化するための関係法律の整備を行おうとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について配慮すべきである。

一　地方公共団体の事務処理に対する国の関与については、現地性、効率性及び総合性という基本的観点に立って今後とも不断の見直しを行い、国の規制については必要最小限にとどめるよう整理合理化を図ること。

一　法令等により地方公共団体に設置が義務付けられている行政機関、附属機関及び特別の資格

または職名を有しなければならない職については、今後とも不断の見直しを行い、地方公共団体の自主的な行政改革の促進に資するようにすること。

一　機関委任事務及び許認可等の整理合理化については、地方公共団体等の意見・要望等を踏まえ、今後とも積極的に推進するとともに、機関委任事務の新設に当たっては、制度本来の趣旨に適合するように努めること。

一　国と地方の間の事務配分及び費用分担について、地方公共団体等の意見をも踏まえつつ見直しを進めること。また、地方への権限の委譲に当たっては、地方自治の本旨に則り、地方公共団体の事務・事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないように適切な措置を講ずること。

一　国と地方の事務・事業の配分に当たっては、高齢化社会に対応するため、保健医療、福祉等に係る行政水準が多様なニーズに適合するよう配慮を払い、サービスの充実について、さらに一層の推進に努めること。

一　行政改革の推進には幅広い国民の支持と協力が不可欠である。政府は今後とも国会における諸決議及び国民世論を尊重し、行政改革に努めること。

右決議する。

行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年四月二十三日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律案

行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律

目次

第一章　権限委譲等（第一条―第二十一条）
第二章　国の関与及び必置規制の緩和等（第二十二条―第三十四条）
附則

第一章　権限委譲等

（森林法の一部改正）

第一条　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項及び第二項中「都道府県知事」を「市町村長」に改める。

（農地法の一部改正）

第二条　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「こえる」を「超える」に、「場合には」を「場合（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（以下「地域整備法」という。）の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。）には」に改める。

第五条第一項中「こえる」を「超える」に、「あわせて」を「併せて」に、「取得する場合には」を「取得する場合（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。）には」に改める。

第七十三条第一項中「取得する場合」の下に「（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。）」を加える。

（水道法の一部改正）

第三条　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の二第一項中「第三十六条第三項、第三十七条（簡易専用水道に関する部分に限る。）及び第三十九条第二項」を「第三十二条、第三十三条第一項及び第三項、第三十四条第一項の規定により読み替えて準用される第十三条第一項、第三十六条、第三十七条並びに第三十九条第一項（専用水道に関する部分に限る。）及び第二項」に改める。

第五十条第四項中「第三十四条第一項」の下に「の規定により読み替えて準用される第十三条第一項」を、「都道府県知事」の下に「（第四十八条の二第一項の規定により読み替えられる場合にあつては、保健所を設置する市の市長）」を加える。

（宅地造成等規制法の一部改正）

第四条　宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「建設大臣は、関係都道府県」を「都道府県知事」に、「指定都市。以下第十一条を除き同じ。）の申出に基づき」を「指定都市の長。第二十条を除き、以下同じ。）は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見を聴いて」に改め、後段を削る。

第三条第三項を次のように改める。

3　都道府県知事は、第一項の指定をするときは、建設省令で定めるところにより、当該宅地造成工事規制区域を公示するとともに、その旨を建設大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。

第三条に次の一項を加える。

4　第一項の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

第四条第一項中「建設大臣若しくは」、「（指定都市の区域内の土地については、指定都市の

長。以下第二十条を除き同じ。）」及び「又はその申出」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第五条第三項中「建設大臣若しくは」を削り、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第七条第一項中「国又は都道府県」を「都道府県（指定都市の区域内の土地については、指定都市。第十一条を除き、以下同じ。）」に改め、同条第二項中「国又は」を削り、同条第三項中「、国」を削る。

（母子保健法の一部改正）

第五条　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「又は保健所を設置する市」を「及び市町村」に改める。

第十六条第一項中「都道府県又は保健所を設置する市」を「市町村」に改める。

（民法の一部改正）

第六条　民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　罰則」を「第四節　主務官庁ノ権限ノ委任　第五節　罰則」に改める。

第一編第二章第四節を同章第五節とし、同章第三節の次に次の一節を加える。

第四節　主務官庁ノ権限ノ委任

第八十三条ノ二　本章ニ定メタル主務官庁ノ権限ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其全部又ハ一部ヲ行政庁ニ委任スルコトヲ得

第八十四条第三号中「主務官庁」の下に「若クハ其権限ノ委任ヲ受ケタル行政庁」を加え、同条第三号ノ二中「主務官庁」の下に「又ハ其権限ノ委任ヲ受ケタル行政庁」を加える。

（民法施行法の一部改正）

第七条　民法施行法（明治三十一年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「若クハ主務官庁」の下に「若クハ其権限ノ委任ヲ受ケタル行政庁」を加え、同条に次の一項を加える。

第一項ニ定メタル主務官庁ノ解散ノ命令ノ権限及ビ前項ノ場合ニ於ケル民法第七十七条第三項ニ於テ準用スル同条第二項ニ定メタル主務官庁ノ届出ノ受理ノ権限ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其全部又ハ一部ヲ行政庁ニ委任スルコトヲ得

第二十五条中「主務官庁」の下に「（其権限ノ委任ヲ受ケタル行政庁ヲ含ム以下之ニ同ジ）」を加える。

（破産法の一部改正）

第八条　破産法（大正十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第百二十五条第一項中「主務官庁」の下に「又ハ其ノ権限ノ委任ヲ受ケタル行政庁」を加える。

第三百十一条に次の一項を加える。

前項ニ規定スル主務官庁ノ権限ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ行政庁ニ委任スルコトヲ得

（信託法の一部改正）

第九条　信託法（大正十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の次に次の一条を加える。

第七十四条　本法ニ規定スル主務官庁ノ権限ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ行政庁ニ委任スルコトヲ得

（水害予防組合法の一部改正）

第十条　水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第四項中「主務大臣ノ許可ヲ得テ」を削る。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条　削除

第七十八条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　第六十二条第三項ノ借入金ヲ除クノ外負債ヲ起シ並起債ノ方法利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ変更スル事

第八十条を次のように改める。

第八十条　削除

（運河法の一部改正）

第十一条　運河法（大正二年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「主務大臣」を「都道府県知事」に改める。

（保険業法の一部改正）

第十二条　保険業法（昭和十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一章中第十二条ノ七の次に次の一条を加える。

第十二条ノ八　本法中主務大臣ノ職権ニ属スル事項ハ政令ノ定ムル所ニ依リ財務局長又ハ財務支局長ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

（農業協同組合法の一部改正）

第十三条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の十一中「行なう」を「行う」に、「第七十三条」を「第七十四条」に改める。

第九十八条第二項中「これを」の下に「地方支分部局の長又は」を加える。

（水産業協同組合法の一部改正）

第十四条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第百二十七条第二項中「これを」の下に「地方支分部局の長又は」を加える。

（外国保険事業者に関する法律の一部改正）

第十五条　外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　罰則（第三十四条―第三十六条）」を「第六章　雑則（第三十三条の二）　第七章　罰則（第三十四条―第三十六条）」に改める。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章　雑則

（保険業法第十二条ノ八の準用）

第三十三条の二　保険業法第十二条ノ八（主務大臣の職権の委任）の規定は、この法律に基づく大蔵大臣の権限に準用する。

（外国為替及び外国貿易管理法の一部改正）

第十六条　外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第六十八条の二　主務大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を地方支分部局の長に委任することができる。

（更生緊急保護法の一部改正）

第十七条　更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二の次に次の一条を加える。

（認可事項の変更の認可に伴う民法の特例）

第十五条の三　社団法人である更生保護会が定款を変更する場合において、第七条第一項の規定による認可があったときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十八条第二項の規定による認可を要しない。

（中小漁業融資保証法の一部改正）

第十八条　中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第二項中「その一部を」の下に「地方支分部局の長又は」を加える。

（信用保証協会法の一部改正）

第十九条　信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「一部を」の下に「地方支分部局の長又は」を加える。

（労働金庫法の一部改正）

第二十条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項中「一部を」の下に「地方支分部局の長又は」を加える。

（許可認可等臨時措置法の廃止）

第二十一条　許可認可等臨時措置法（昭和十八年法律第七十六号）は、廃止する。

第二章　国の関与及び必置規制の緩和等

（学校教育法の一部改正）

第二十二条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の設置する幼稚園については、前項の規定は、適用しない。

前項の幼稚園を設置する者は、第一項に規定する事項を行うときは、あらかじめ、監督庁に届け出なければならない。

第八十三条第二項中「第四条」を「第四条第一項、第五条」に改める。

第百六条第二項中「第四条」を「第四条第一項」に、「）及び」を「）、第四条第三項及び」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第二十三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十八条第一項を次のように改める。

都道府県知事の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、都に十一局、道及び人口四百万以上の府県に九部、人口二百五十万以上四百万未満の府県に八部、人口百万以上二百五十万未満の府県に七部、人口百万未満の府県に六部を置くものとする。

第二百八十六条第一項中「協議により」の下に「これを定め」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、一部事務組合が、次条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

第二百八十六条第二項中「前項」を「第一項」に、「議決により」を「議決を経てこれを定め」に、「あらたに」を「新たに」に改め、「協議により」の下に「これを定め」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

一部事務組合は、次条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに自治大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

第二百九十三条中「第二百八十六条及び」を「第二百八十六条第一項及び第三項並びに」に、「きいてこれを行ない」を「聴いてこれを行い」に、「第二百八十八条第一項」を「第二百八十六条第二項及び第二百八十八条第一項」に、「同項」を「これら」に改める。

第二百九十八条第二項中「変更」の下に「（次条第一号、第三号又は第七号に掲げる事項のみに係る規約の変更を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　設置団体は、次条第一号、第三号又は第七号に掲げる事項のみに係る事業団の規約を変更しようとするときは、その議会の議決を経てする協議によりこれを定め、前項の例により、直ちに自治大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

附則第十条第三項を削る。

（保健所法の一部改正）

第二十四条　保健所法（昭和二十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第一条の政令で定める市」を「地方公共団体」に改める。

（温泉法の一部改正）

第二十五条　温泉法（昭和二十三年法律第百二十

五号）の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

第二十条中「温泉審議会」を「都道府県自然環境保全審議会」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

（性病予防法の一部改正）

第二十六条　性病予防法（昭和二十三年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

（家畜保健衛生所法の一部改正）

第二十七条　家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「必要な事項を命じ、及び」を削り、同条に次の一項を加える。

2　農林水産大臣は、家畜の伝染病の発生を予防し、又はまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、家畜保健衛生所の事務に関して必要な事項を命じることができる。

（漁港法の一部改正）

第二十八条　漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第七項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「又は第二種漁港」を「、第二種漁港又は第四種漁港」に改める。

（牧野法の一部改正）

第二十九条　牧野法（昭和二十五年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「左の」を「次の」に、「の認可を申請しなければ」を「に届け出なければ」に改め、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「前六項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　農林水産大臣又は都道府県知事は、当該牧野を最も効率的に利用させるために必要があると認めるときは、牧野管理者に対し、牧野管理規程について必要な助言又は勧告をすることができる。

第六条第一項中「認可した」を「届出を受理した」に改める。

第七条第一項中「第三条第六項」を「第三条第五項」に、「認可」を「届出」に、「を変更する」を「の変更に関し、当該契約の相手方に対して協議を求める」に改め、同条第二項中「地方公共団体は、前項の規定により契約を変更する場合において」を「前項の協議をする場合において、地方公共団体は」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条　削除

（学校給食法の一部改正）

第三十条　学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第十条から第十二条までを削り、第十三条を第十条とする。

（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律の一部改正）

第三十一条　夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第七条から第九条までを削り、第十条を第七条とする。

（盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部改正）

第三十二条　盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第六条から第八条までを削り、第九条を第六条とする。

（都市計画法の一部改正）

第三十三条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号中「土地区画整理事業」の下に「、市街地再開発事業及び住宅街区整備事業」を加える。

第二十一条第二項中「並びに第十八条第二項及び第三項」を「、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条第一項」に改める。

（自然環境保全法の一部改正）

第三十四条　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第二項中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の下に「及び温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第三条の規定　平成三年十月一日

二　第五条の規定　平成四年四月一日

三　第四条及び附則第二条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

四　第三十三条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

五　第六条から第二十一条まで、第二十五条及び第三十四条並びに附則第八条から第十三条までの規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第四条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の宅地造成等規制法（以下この条において「旧法」という。）第三条第一項の規定による申出がされている市街地又は市街地になろ

うとする土地の区域に対する宅地造成工事規制区域の指定に関しては、なお従前の例による。

2　前項の規定によりした宅地造成工事規制区域の指定は、第四条の規定による改正後の宅地造成等規制法第三条第一項の規定によりした宅地造成工事規制区域の指定とみなす。

（学校教育法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二十二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の学校教育法第四条の規定によりされている地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の設置する幼稚園の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項についての認可の申請は、第二十二条の規定による改正後の学校教育法第四条第三項の規定によりされた届出とみなす。

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二十三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の地方自治法（以下この条において「旧法」という。）第二百八十六条第一項の規定によりされている旧法第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約の変更についての許可の申請は、第二十三条の規定による改正後の地方自治法（以下この条において「新法」という。）第二百八十六条第二項の規定によりされた届出とみなす。

2　第二十三条の規定の施行の際現に旧法第二百九十八条第二項の規定によりされている旧法第二百九十九条第一号、第三号又は第七号に掲げる事項のみに係る地方開発事業団の規約の変更についての認可の申請は、新法第二百九十八条第三項の規定によりされた届出とみなす。

（牧野法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第二十九条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の牧野法第三条第五項（同条第八項及び第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けている牧野管理規程又はその申請を行っている牧野管理規程は、第二十九条の規定による改正後の牧野法第三条第五項（同条第六項及び第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出を行った牧野管理規程とみなす。

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

第六条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる場合における第四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（非訟事件手続法の一部改正）

第八条　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第百二十条中「主務官庁」の下に「（其権限ノ委任ヲ受ケタル行政庁ヲ含ム次条ニ於テ之ニ同ジ）」を加える。

（国家公務員法の一部改正）

第九条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第百八条の四中「第七十七条第三項」の下に「、第八十三条ノ二」を加える。

（地方公務員法の一部改正）

第十条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十四条中「第七十七条第三項」の下に「、第八十三条ノ二」を加える。

（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第十一条　職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第七十七条第三項」の下に「、第八十三条ノ二」を加える。

（不動産登記法の一部改正）

第十二条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第百十条ノ四中「主務官庁」の下に「（其権限ノ委任ヲ受ケタル行政庁ヲ含ム以下之ニ同ジ）」を加える。

（森林組合法の一部改正）

第十三条　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第七十三条」を「第七十四条」に改める。

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

第十四条　市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加え、「第四条」を「第四条第一項」に、「同法同条」を「同項」に改める。

（私立学校法等の一部改正）

第十五条　次に掲げる法律の規定中「第四条」を「第四条第一項」に、「同法同条」を「同項」に改める。

一　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五条第一項

二　高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）第二条

三　公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第二条第三項

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正）

第十六条　次に掲げる法律の規定中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

一　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の二第一項

二　勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）第十二条

（社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部改正）

第十七条　社会保険審議会及び社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条を削り、第二十一条中「外」を「ほか」に改め、同条を第二十条とする。

（食糧管理特別会計法の一部改正）

第十八条　食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「及学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第十条、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第七条又ハ盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第六条ノ規定ニ依ル小麦又ハ小麦粉ノ売渡」を削る。

〔井上孝君登壇、拍手〕

○井上孝君　ただいま議題となりました法律案につきまして御報告申し上げます。

本法律案は、平成元年十二月に臨時行政改革推進審議会が行いました国と地方の関係等に関する答申を具体化するため、森林法等十八法律の一部改正を行いますとともに、許可認可等臨時措置法を廃止し、同法の実効性を有している部分を恒久化するため、民法等十五法律の一部改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、行革審答申に対する政府の基本姿勢、国と地方の機能分担のあり方、国から地方への権限委譲の実態等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本共産党の吉川理事より、本法律案のうち農地法等六法律の一部改正にかかわる条文の削除を内容とする修正案が提出されました。

次いで討論に入りましたところ、日本共産党の吉岡委員より修正案に賛成、原案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し六項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（小山一平君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（小山一平君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○副議長（小山一平君）　日程第一一　育児休業等に関する法律案（内閣提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長福間知之君。

審査報告書

育児休業等に関する法律案

右は全会一致をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年四月二十五日

社会労働委員長　福間　知之

参議院議長　土屋　義彦殿

附則第七条を附則第八条とし、附則第三条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、附則第二条の次に次の一条を加える。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後適当な時期において、育児休業の制度の実施状況、育児休業中における待遇の状況その他のこの法律の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、子を養育する労働者の福祉の増進の観点からこの法律に規定する育児休業の制度等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における我が国の社会経済情勢にかんがみ、育児と就業に関する労働者の意識等の変化に対応して、子を養育する労働者の雇用の継続を促進し、あわせて次代を担う者の健全な育成に資するため、育児休業に関する制度を設けるとともに、子を養育する労働者の勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めようとするものであり、妥当な措置と認めるが、検討規定を追加する旨の修正を行った。

一、費用

別に費用を要しない。

育児休業等に関する法律案

右国会に提出する。

平成三年三月二十九日

内閣総理大臣　海部　俊樹

育児休業等に関する法律案

育児休業等に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、育児休業に関する制度を設けるとともに、子の養育を容易にするため勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めることにより、子を養育する労働者の雇用の継続を促進し、もって労働者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする。

（育児休業の申出）

第二条　労働者（日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者を除く。以下この条から第九条までにおいて同じ。）は、その事業主に申し出ることにより、育児休業（労働者が、この法律に定めるところにより、その一歳に満たない子を養育するためにする休業をいう。以下同じ。）をすることができる。ただし、育児休業をしたことがある労働者は、当該育児休業を開始した日に養育していた子については、労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、当該申出をすることができない。

2　前項本文の規定による申出（以下「休業申出」という。）は、労働省令で定めるところにより、その期間中は育児休業をすることとする一の期間について、その初日（以下「休業開始予定日」という。）及び末日（以下「休業終了予定日」という。）とする日を明らかにして、しなければならない。

（休業申出があった場合における事業主の義務等）

第三条　事業主は、労働者からの休業申出があったときは、当該休業申出を拒むことができない。ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち育児休業をすることができないものとして定められた労働者に該当する労働者からの休業申出があった場合は、この限りでない。

一　当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

二　労働者の配偶者で当該休業申出に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして労働省令で定める者に該当する場合における当該労働者

三　前二号に掲げるもののほか、育児休業をすることができないこととすることについて合理的な理由があると認められる労働者として労働省令で定めるもの

2　前項ただし書の場合において、事業主にその休業申出を拒まれた労働者は、前条第一項本文の規定にかかわらず、育児休業をすることができない。

3　事業主は、労働者からの休業申出があった場合において、当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日が当該休業申出があった日の翌日から起算して一月を経過する日（以下この項において「一月経過日」という。）前の日であるときは、労働省令で定めるところにより、当該休業開始予定日とされた日から当該一月経過日（当該休業申出があった日までに、出産予定日前に子が出生したことその他の労働省令で定める事由が生じた場合にあっては、当該一月経過日前の日で労働省令で定める日）までの間のいずれかの日を当該休業開始予定日として指定することができる。

（休業開始予定日の変更の申出等）

第四条　休業申出をした労働者は、その後当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日（前条第三項の規定による事業主の指定があった場合にあっては、当該事業主の指定した日。以下この項において同じ。）の前日までに、同条第三項の労働省令で定める事由が生じた場合には、その事業主に申し出ることにより、当該休業申出に係る休業開始予定日を一回に限り当該休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

2　事業主は、前項の規定による労働者からの申出があった場合において、当該申出に係る変更後の休業開始予定日とされた日が当該申出があった日の翌日から起算して一月を超えない範囲内で労働省令で定める期間を経過する日（以下この項において「期間経過日」という。）前の日であるときは、労働省令で定めるところにより、当該申出に係る変更後の休業開始予定日とされた日から当該期間経過日（その日が当該申出に係る変更前の休業開始予定日とされていた日（前条第三項の規定による事業主の指定があった場合にあっては、当該事業主の指定した日。以下この項において同じ。）以後の日である場合にあっては、当該申出に係る変更前の休業開始予定日とされていた日）までの間のいずれかの日を当該労働者に係る休業開始予定日として指定することができる。

3　休業申出をした労働者は、労働省令で定める日までにその事業主に申し出ることにより、当該休業申出に係る休業終了予定日を一回に限り当該休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

（休業申出の撤回等）

第五条　休業申出をした労働者は、当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日（第三条第三項又は前条第二項の規定による事業主の指定が

あった場合にあっては当該事業主の指定した日、同条第一項の規定により休業開始予定日が変更された場合にあってはその変更後の休業開始予定日とされた日。第三項及び次条第一項において同じ。）の前日までは、当該休業申出を撤回することができる。

2　前項の規定により休業申出を撤回した労働者は、当該休業申出に係る子については、労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、第二条第一項本文の規定にかかわらず、休業申出をすることができない。

3　休業申出がされた後休業開始予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が当該休業申出に係る子を養育しないこととなった事由として労働省令で定める事由が生じたときは、当該休業申出は、されなかったものとみなす。この場合において、労働者は、その事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

（育児休業期間）

第六条　休業申出をした労働者がその期間中は育児休業をすることができる期間（次項において「育児休業期間」という。）は、休業開始予定日とされた日から休業終了予定日とされた日（第四条第三項の規定により当該休業終了予定日が変更された場合にあっては、その変更後の休業終了予定日とされた日。次項において同じ。）までの間とする。

2　次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、育児休業期間は、前項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日（第三号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。

一　休業終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が休業申出に係る子を養育しないこととなった事由として労働省令で定める事由が生じたこと。

二　休業終了予定日とされた日の前日までに、休業申出に係る子が一歳に達したこと。

三　休業終了予定日とされた日までに、休業申出をした労働者について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間又は新たな育児休業期間が始まったこと。

3　前条第三項後段の規定は、前項第一号の労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

（解雇の制限）

第七条　事業主は、労働者が休業申出をし、又は育児休業をしたことを理由として、当該労働者を解雇することができない。

（育児休業に関する定めの周知等の措置）

第八条　事業主は、育児休業に関して、あらかじめ、次に掲げる事項を定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

一　労働者の育児休業中における待遇に関する事項

二　育児休業後における賃金、配置その他の労働条件に関する事項

三　前二号に掲げるもののほか、労働省令で定める事項

2　事業主は、労働者が休業申出をしたときは、労働省令で定めるところにより、当該労働者に対し、前項各号に掲げる事項に関する当該労働者に係る取扱いを明示するよう努めなければならない。

（雇用管理等に関する措置）

第九条　事業主は、休業申出及び育児休業後における就業が円滑に行われるようにするため、育児休業をする労働者が雇用される事業所における労働者の配置その他の雇用管理、育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上等に関して、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（勤務時間の短縮等の措置）

第十条　事業主は、その雇用する労働者（日々雇用される者を除く。以下この条及び次条において同じ。）のうち、その一歳に満たない子を養育する労働者で育児休業をしないものに関して、労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置を講じなければならない。

（一歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関する措置）

第十一条　事業主は、その雇用する労働者のうち、その一歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、育児休業の制度又は前条に定める措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（指針）

第十二条　労働大臣は、第八条から前条までの規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2　労働大臣は、前項の指針に従い、事業主に対し、必要な助言、指導又は勧告を行うことができる。

3　前項に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県婦人少年室長に委任することができる。

（国による援助）

第十三条　国は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者の福祉の増進を図るため、第九条に定める措置を講ずる事業主その他の事業主に対して、必要な援助を行うように努めるものとする。

（政令で定める審議会への諮問）

第十四条　労働大臣は、第二条第一項、第三条第一項第二号及び第三号並びに第三項、第四条第二項及び第三項、第五条第二項及び第三項、第

六条第二項第一号並びに第十条の労働省令の制定又は改正の立案をしようとするとき、第十二条第一項の指針を策定しようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

（労働省令への委任）

第十五条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、労働省令で定める。

（船員に関する特例）

第十六条　船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に関しては、第二条、第三条第一項第二号及び第三号並びに第三項、第四条、第五条第二項及び第三項、第六条第二項第一号及び第三項、第八条第一項第三号及び第二項、第十条、第十二条第三項、第十四条並びに前条中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第六条第二項第三号中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項若しくは第二項の規定により作業に従事しない」と、第十二条及び第十四条中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第十二条第三項中「都道府県婦人少年室長」とあるのは「地方運輸局長（海運監理部長を含む。）」と、第十四条中「政令で定める審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」とする。

（適用除外）

第十七条　この法律は、国家公務員及び地方公務員に関しては、適用しない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成四年四月一日から施行する。

（暫定措置）

第二条　この法律の施行の際常時三十人以下の労働者を雇用する事業所の労働者に関しては、平成七年三月三十一日までの間、第二条から第十条までの規定は、適用しない。この場合において、当該労働者に関する第十一条の規定の適用については、同条中「一歳から小学校就学」とあるのは、「小学校就学」とする。

（労働基準法の一部改正）

第三条　労働基準法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「責」を「責め」に改め、同項第四号中「試の」を「試みの」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　育児休業等に関する法律（平成三年法律第　号）第二条第一項に規定する育児休業をした期間

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正）

第四条　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条　削除

第三十五条中「第二十五条第一項及び同条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）並びに」を「第二十五条及び」に改める。

（義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部改正）

第五条　義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「四　試の」を「五　試みの」に、「五　育児休業」を「六　育児休業」に改める。

（運輸省設置法の一部改正）

第六条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十四号の二の三の次に次の一号を加える。

二十四の二の四　育児休業等に関する法律（平成三年法律第　号）に基づいて、船員に関して事業主が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めること。

第五十七条第一項中「及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」を「、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び育児休業等に関する法律」に改める。

（労働省設置法の一部改正）

第七条　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三十二号を削り、第三十三号を第三十二号とし、同条第三十四号中「第三十一号及び前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四　育児休業等に関する法律（平成三年法律第　号）の施行に関すること。

第九条第一項中「、第三十一号、第三十三号、第三十五号及び第三十六号」を「から第三十二号まで及び第三十四号から第三十六号まで」に改める。

〔福間知之君登壇、拍手〕

○福間知之君　ただいま議題となりました育児休業等に関する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

育児休業制度については、本委員会育児休業制度検討小委員会において、各会派の熱心な審議を経て、昨年十二月、その法制化の必要性と法案の作成を政府に行わせることで各会派の意見が一致いたしました。

本案は、その意向を受け、本年三月政府より本院に提出されるに至ったものであります。

次に、本法律案の主な内容について申し上げます。

最近における我が国の社会経済情勢にかんがみ、子を養育する労働者の雇用の継続を促進し、あわせて次代を担う者の健全な育成に資するため、男女労働者を対象とし、子が一歳に達するまでの間を限度とする育児休業制度を設けるとともに、子を養育する労働者の勤務時間の短縮等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、休業中の所得保障のあり方、不利益取り扱いの禁止、原則原職復帰、代替要員の確保、適用猶予事業所に対する援助措置等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、前島理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合、参院クラブの六会派共同提案に係る検討規定を追加する旨の修正案が、また沓脱委員より、日本共産党を代表して、不利益取り扱いの禁止等を法制化する旨の修正案が、それぞれ提出されました。

沓脱委員提出の修正案は、予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、小里労働大臣より、政府としては反対である旨の意見が述べられました。

次いで討論に入りましたところ、木庭委員より、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合、参院クラブを代表し、原案並びに前島理事提出の修正案に賛成、沓脱委員提出の修正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、沓脱委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、前島理事提出の修正案並びに修正部分を除く原案は全会一致をもって可決され、本法律案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（小山一平君）　ただいま議院運営委員会の理事が協議中でございます。しばらくお待ちください。

○副議長（小山一平君）　これより採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（小山一平君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十七分散会

出席者は左のとおり。

議　長　土屋　義彦君
副議長　小山　一平君

議　員

木庭健太郎君　寺崎　昭久君　山田　勇君　井上　孝君
星野　朋市君　白浜　一良君　前田　勲男君　黒柳　明君
針生　雄吉君　今泉　隆雄君　峯山　昭範君　高桑　栄松君
足立　良平君　野村　五男君　三木　忠雄君　田渕　哲也君
中川　嘉美君　猪熊　重二君　三治　重信君　田中　正巳君
西川　潔君　猪木　寛至君　熊谷太三郎君　加藤　武徳君
鈴木　貞敏君　片上　公人君　山口　光一君　大島　慶久君
及川　順郎君　刈田　貞子君　吉川　芳男君　上杉　光弘君
下村　泰君　勝木　健司君　藤田　雄山君　西田　吉宏君
下稲葉耕吉君　斎藤　文夫君　成瀬　守重君　田村　秀昭君
木宮　和彦君　常松　克宏君　須藤良太郎君　前島英三郎君
矢原　秀男君　中野　鉄造君　高橋　清孝君　永田　良雄君
喜屋武眞榮君　橋本孝一郎君　永野　茂門君　野沢　太三君
小西　博行君　板垣　正君　平野　清君　秋山　肇君
岩本　政光君　鶴岡　洋君　大塚清次郎君　青木　幹雄君
太田　淳夫君　和田　教美君　守住　有信君　狩野　明男君
広中和歌子君　井上　計君　吉川　博君　山岡　賢次君
石原健太郎君　石井　一二君
大河原太一郎君　大木　浩君
岡部　三郎君　関口　恵造君
柳川　覺治君　宮澤　弘君
高木　正明君　谷川　寛三君
田代由紀男君　北　修二君
後藤　正夫君　梶原　清君
仲川　幸男君　山本　富雄君
伊江　朝雄君　鈴木　省吾君
世耕　政隆君　原　文兵衛君
井上　吉夫君　遠藤　要君

坂野　重信君　岩崎　純三君　岩本　久人君　肥田美代子君
斎藤　十朗君　久世　公堯君　北村　哲男君　前畑　幸子君
中曽根弘文君　本村　和喜君　櫻井　規順君　西岡瑠璃子君
真島　一男君　清水嘉与子君　三上　隆雄君　小林　正君
木暮　山人君　鎌田　要人君　堀　利和君　國弘　正雄君
片山虎之助君　鹿熊　安正君　谷本　巍君　会田　長栄君
尾辻　秀久君　陣内　孝雄君　清水　澄子君　三石　久江君
井上　章平君　石川　弘君　野別　隆俊君　栗村　和夫君
石渡　清元君　合馬　敬君　千葉　景子君　一井　淳治君
沓掛　哲男君　宮崎　秀樹君　田渕　勲二君　渡辺　四郎君
岡野　裕君　大浜　方栄君　及川　一夫君　山口　哲夫君
大城　眞順君　松尾　官平君　細谷　昭雄君　本岡　昭次君
向山　一人君　森山　眞弓君　大森　昭君　松前　達郎君
藤井　孝男君　倉田　寛之君　稲村　稔夫君　菅野　久光君
竹山　裕君　石井　道子君　穐山　篤君　村沢　牧君
田沢　智治君　名尾　良孝君　安恒　良一君　対馬　孝且君
福田　宏一君　松浦　功君　田　英夫君　赤桐　操君
中村　太郎君　村上　正邦君　鈴木　和美君　粕谷　照美君
沢田　一精君　斎藤栄三郎君　佐藤　三吾君　山本　正和君
大鷹　淑子君　野末　陳平君　谷畑　孝君　山田　健一君
大島　友治君　長田　裕二君　古川太三郎君　星川　保松君
初村滝一郎君　中西　一郎君　高崎　裕子君　角田　義一君
平井　卓志君　山東　昭子君　日下部禧代子君　吉田　達男君
佐々木　満君　下条進一郎君　林　紀子君　吉川　春子君
井上　裕君　三重野栄子君　堂本　暁子君　森　暢子君
喜岡　淳君　西野　康雄君　深田　肇君　新坂　一雄君
翫　正敏君　村田　誠醇君　近藤　忠孝君　諫山　博君
紀平　悌子君　種田　誠君　菅野　壽君　篠崎　年子君

大渕　絹子君　渕上　貞雄君
井上　哲夫君　高井　和伸君
神谷信之助君　沓脱タケ子君
梶原　敬義君　糸久八重子君
上野　雄文君　小川　仁一君
粟森　喬君　池田　治君
山中　郁子君　橋本　敦君
矢田部　理君　福間　知之君
青木　薪次君　野田　哲君
笹野　貞子君　乾　晴美君
吉岡　吉典君　市川　正一君
安永　英雄君　久保田真苗君
久保　亘君　瀬谷　英行君
山田耕三郎君　中村　鋭一君
立木　洋君　小笠原貞子君
上田耕一郎君

国務大臣

内閣総理大臣　海部　俊樹君
法務大臣　左藤　恵君
外務大臣　中山　太郎君
農林水産大臣　近藤　元次君
運輸大臣　村岡　兼造君
郵政大臣　関谷　勝嗣君
労働大臣　小里　貞利君
自治大臣　吹田　愰君
国務大臣（総務庁長官）　佐々木　満君
国務大臣（防衛庁長官）　池田　行彦君

議員派遣中の議員

岡田　広君　庄司　中君
磯村　修君

議長の報告事項

一昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任　補欠
下条進一郎君　真島　一男君

文教委員

辞任　補欠
真島　一男君　下条進一郎君

農林水産委員

辞任　補欠
三上　隆雄君　喜岡　淳君

運輸委員

辞任　補欠
喜岡　淳君　三上　隆雄君

議院運営委員

辞任　補欠
磯村　修君　星川　保松君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

辞任　補欠
小西　博行君　山田　勇君

土地問題等に関する特別委員

辞任　補欠

西野　康雄君　対馬　孝且君

同日議長は、次の内閣提出案を決算委員会に付託した。

平成元年度一般会計歳入歳出決算、平成元年度国税収納金整理資金受払計算書、平成元年度政府関係機関決算書

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

国及び地方公共団体の職員の育児休業に際しての公務の円滑な運営の確保に関する法律案（糸久八重子君外七名発議）

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバングラデシュ人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

国際通貨基金協定の第三次改正の受諾について承認を求めるの件

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

著作権法の一部を改正する法律案

道路法及び駐車場法の一部を改正する法律案

河川法の一部を改正する法律案

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案

食品流通構造改善促進法案

産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律案

商品投資に係る事業の規制に関する法律案

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案

児童手当法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案

地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案

地価税法案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

国連安保理における有権的解釈提示の手続きに関する質問主意書（翫正敏君提出）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

掃海艇の中東派遣に関する質問主意書（翫正敏君提出）

湾岸危機に伴う多国籍軍のサウジ駐留と国連安保理決議との関連に関する質問主意書（翫正敏君提出）

「アジア・太平洋地域の戦略的枠組み」に関する質問主意書（翫正敏君提出）

同日本院は、臨時行政改革推進審議会委員に西原春夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、次の件を是認しないと議決した旨内閣に通知した。

昭和六十二年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十二年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十二年度政府関係機関決算書

昭和六十二年度国有財産増減及び現在額総計算書

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバングラデシュ人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

国際通貨基金協定の第三次改正の受諾について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

著作権法の一部を改正する法律

道路法及び駐車場法の一部を改正する法律

河川法の一部を改正する法律

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律

電波法の一部を改正する法律

食品流通構造改善促進法

産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律

商品投資に係る事業の規制に関する法律

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律

児童手当法の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律

地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律
地価税法

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

昨二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　補欠
磯村　修君　星川　保松君

地方行政委員
辞任　補欠
井上　章平君　佐々木　満君
野村　五男君　小野　清子君
岩本　久人君　村田　誠醇君

法務委員
辞任　補欠
八百板　正君　会田　長栄君

大蔵委員
辞任　補欠
真島　一男君　下条進一郎君
村田　誠醇君　岩本　久人君

文教委員
辞任　補欠
下条進一郎君　真島　一男君
会田　長栄君　八百板　正君

社会労働委員
辞任　補欠
小野　清子君　野村　五男君
佐々木　満君　井上　章平君
木庭健太郎君　白浜　一良君

農林水産委員
辞任　補欠
喜岡　淳君　三上　隆雄君

運輸委員
辞任　補欠
三上　隆雄君　喜岡　淳君

逓信委員
辞任　補欠
星川　保松君　磯村　修君

建設委員
辞任　補欠
白浜　一良君　木庭健太郎君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

運輸委員会
理事　野沢　太三君（二木秀夫君の補欠）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを外務委員会に付託した。

故李方子女史（英親王妃）に由来する服飾等の譲渡に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一三号）

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一四号）

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

商標法の一部を改正する法律案
下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案
土地改良法等の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案（閣法第六六号）審査報告書
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第三一号）審査報告書
日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律案（閣法第七四号）審査報告書
日本放送協会昭和六十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書審査報告書
日本放送協会昭和六十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書審査報告書
競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（閣法第七八号）審査報告書
行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律案（閣法第七五号）審査報告書
育児休業等に関する法律案（閣法第八五号）審査報告書
故李方子女史（英親王妃）に由来する服飾等の譲渡に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一三号）審査報告書
麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一四号）審査報告書

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

商標法の一部を改正する法律
下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律
土地改良法等の一部を改正する法律

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五　東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話
03
(3587)
4302
定価
本号一部
三三九円
(税九円を含む)